

第3部 災害応急対策計画

市は第一次的防災機関として、市内に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、法令、市防災計画及び都防災計画の定めるところにより、都及び防災関係機関並びに市民の協力を得て、その有する全機能を発揮し、災害応急対策に努めるものとする。

災害応急対策とは、災害が発生した際に、適切かつ効率的に対処するために必要な防災体制を確立し、被害を最小限に防止し、軽減するための対策である。そのためには地域内の災害に弱い箇所を的確に把握し、その地域に対する災害予防計画、災害応急対策及び復旧対策をあらかじめ確立しておくものとする。

災害応急対策計画は、災害発生時における応急対策のいかんが、災害による被害の拡大を食い止める上で決定的な意味を持つ場合が多いため、地域防災計画の中心部分となっている。

第1章 応急活動体制

地震時には、あきる野市災害対策本部（以下「市本部」という）を設置し、市民の安全の確保、生活環境の維持、**要配慮者**に対するケア等に配慮し、市民の生命を確保するとともに、災害時の生活を支援できるよう配慮する。また、地域住民、学校、行政との協働し、災害対策を実施する。

本活動に関する責任調整機関は、地域防災課（本部班）とする。

《時系列活動目標のイメージ》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
配備指示、本部体制設置決定	災害対策本部設置、配備体制決定				
活動環境確保、改善	各班に配備体制通知				
本部会議設営準備、開催		災害対策本部会議開催	災害対策本部会議開催継続		
広域応援（受援）体制確立		広域応援要請、自衛隊派遣等			
各部主管課	自主参集、配備状況確認、報告（車両、燃料確保、災害対策予算、特命事項調整等）				

《対策実施部課・機関と主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
地域防災課（本部班）	災害対策本部設置、配備体制決定	災害対策本部会議開催、応援要請	災害対策本部会議開催継続		
総務課（総務班）	各班に配備体制通知	本部と各班間の情報連絡確保（車両、燃料確保等）			
企画政策課（企画班）		本部と各班間の情報連絡確保（特命事項調整）			
財政課（財政班）		本部と各班間の情報連絡確保（災害対策関係予算）			
各部主管課	自主参集、配備状況確認、報告				

第1節 あきる野市災害対策本部の組織・運営

市本部の組織及び運営は、災害対策基本法、あきる野市災害対策本部条例、同施行規則等の定めるところによる。

1 市本部の設置及び廃止

市長は、市の地域において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、災害対策活動の推進を図るため市本部を設置するものとする。

市本部を構成する部長の職にある者は、市本部を設置する必要があると認めるときは、総務部長に市本部の設置を要請する。総務部長は、市本部設置の要請があった場合、その他市本部を設置する必要があると認められた場合は、市本部の設置を市長に要請する。

〈市本部の設置基準〉

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 震度5強以上の地震が発生したとき。② 震度にかかわらず、市内に大規模な被害が発生したとき、又は被害が発生するおそれがあるとき。 |
|--|

(1) 市本部設置の通知等

ア 総務部長は、市本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者のうち必要と認められた者に、市本部の設置を通知しなければならない。

- (ア) 本部員
- (イ) 都知事（総務局総合防災部）、西多摩建設事務所長
- (ウ) 五日市警察署長、福生警察署長
- (エ) 秋川消防署長
- (オ) 近隣市町村長
- (カ) 関係防災機関の長
- (キ) その他市長（本部長）が必要と認められた者

イ 本部員である各部長は、上記アの通知を受けたときは所属職員に対し周知徹底をさせなければならない。

(2) 市本部の標示

ア 市本部が設置されたときは、市役所防災センター玄関（市役所防災センターが被災の場合は、本部を設置した建物の見やすい所）に「あきる野市災害対策本部」の標示を掲出する。

イ 標示の大きさは、概ね幅25cm、長さ1.2mとし、白の地色、黒の

文字とする。

(3) 市本部の廃止

ア 市長（本部長）は、市の地域について災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

イ 本部廃止の通知は、上記（1）に準じて処理する。

2 市本部の組織

(1) 組織

市本部の組織は、「あきる野市災害対策本部組織図」（[74](#)頁）のとおりである。

(2) 市本部の組織

ア 本部長（市長）

本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

イ 副本部長（副市長、教育長）

本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

ウ 部長

本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

エ 本部員

本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

オ その他本部の職員

部長の命を受け、部の事務に従事する。

(3) 本部長室の構成及び所掌事務

ア 本部長室は、次の者をもって構成する。

(ア) 災害対策本部長（市長）

(イ) 災害対策副本部長（副市長、教育長）

(ウ) 災害対策本部員（企画政策部長、総務部長、市民部長、環境経済部長、[観光担当部長](#)、健康福祉部長、[子ども家庭部長](#)、都市整備部長、会計管理者、議会事務局長、教育部長、指導担当部長、生涯学習担当部長、消防団長、消防団副団長、その他本部長が必要と認めた者）

イ 本部長室の所掌事務は、次のとおりとする。

(ア) 本部の非常配備態勢の発令及び解除に関すること。

(イ) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。

(ウ) 避難の勧告、指示及び誘導に関すること。

- (エ) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に関すること。
- (オ) 都機関、他市町村、関係防災機関に対する応援の要請に関すること。
- (カ) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- (キ) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- (ク) 部長会議の招集に関すること。
- (ケ) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

ウ 庶務

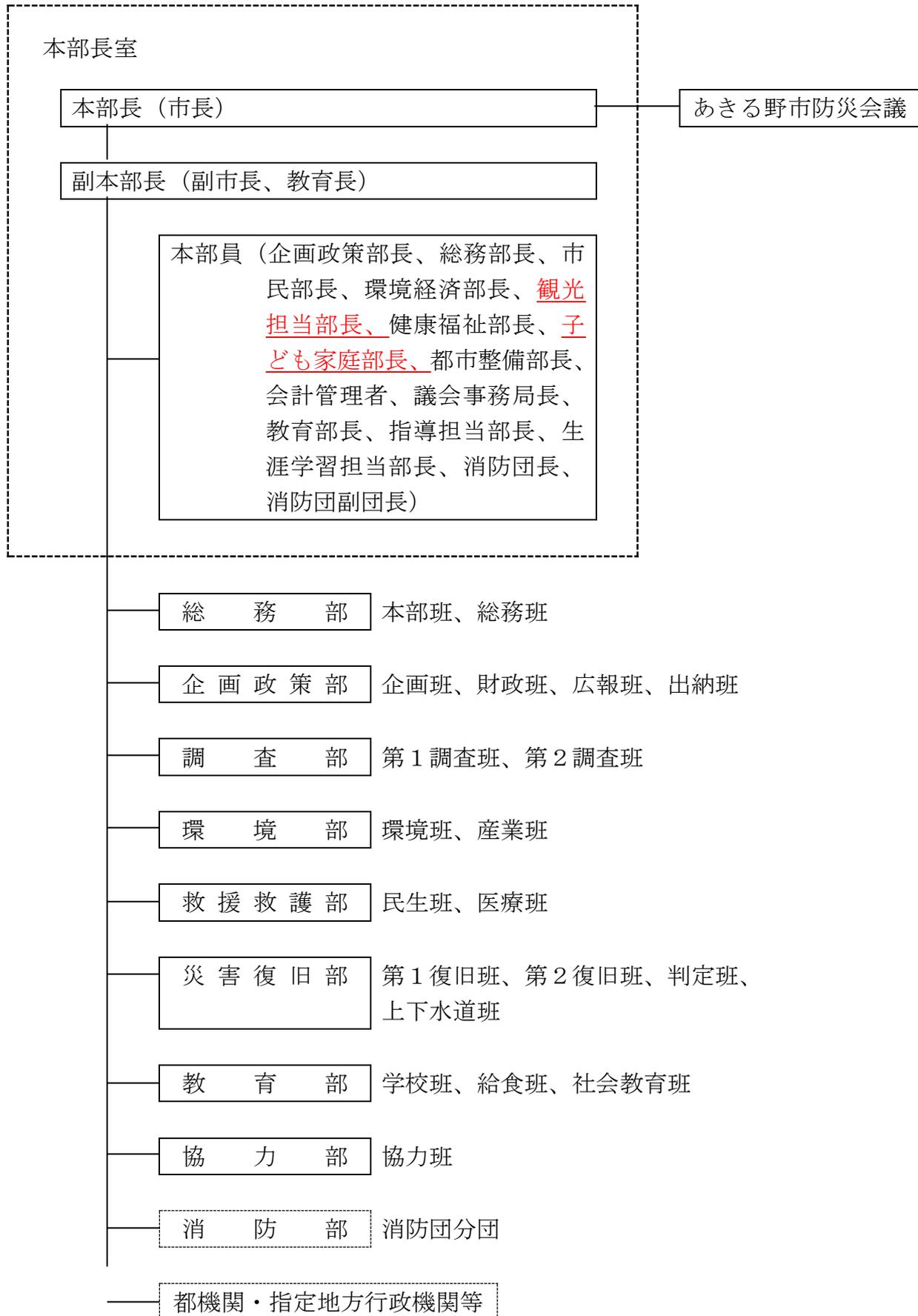
本部長室の庶務は、総務部本部班（地域防災課）が行う。

(4) 各部班の分掌事務

各部班の分掌事務は、「各部班の分掌事務」（75頁）のとおりである。

※ 各部を統括するのは、分掌事務に明記する部長職とし、分掌事務に記載のない部長職にある者については、関連する部の長を補佐するとともに、必要に応じて協力部の活動を支援するものとする。

あきる野市災害対策本部組織図



各部班の分掌事務

部	(部長)	班	(班長)	事務分掌	摘要
総務部	総務部長	本部班	地域防災課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長室の庶務及び各部との連絡調整に関すること。 2 本部活動の把握及び統括統制に関すること。 3 各種命令、要請及び通信の統括に関すること。 4 被害状況の統括に関すること。 5 都及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 6 消防団に関すること。 7 自衛隊派遣要請に関すること。 8 他の部に属さないこと。 	総務課 情報システム課 職員課 契約管財課 地域防災課
		総務班	総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員、服務及び給与に関すること。 2 車両の調達、配車、人員、物資の輸送に関すること。 3 民間団体との連絡、住民協力活動の要請及び労務の供給に関すること。 4 庁舎の防災に関すること。 5 災害対策従事者の給食に関すること。 6 義援金の受領及び配分に関すること。 	
企画政策部	企画政策部長	企画班	企画政策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災の総合的な計画調整に関すること。 2 特命事項の調査に関すること。 	企画政策課 市長公室 財政課 会計課
		財政班	財政課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策関係予算に関すること。 2 その他財務一般に関すること。 	
		広報班	市長公室長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する広報及び広聴に関すること。 2 報道機関との連絡調整に関すること。 3 災害情報等の伝達及び市民の避難誘導等に関すること。 	
		出納班	会計課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における一時借入金の調達及び現金の保管出納に関すること。 2 災害救助物品の保管出納に関すること。 3 その他災害時における経理に関すること。 	
調査部	市民部長	第1調査班	課税課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況（土地、家屋）の調査及び報告に関すること。 2 被災者に対する市税の減免及び徴収猶予に関すること。 	市民課 五日市出張所 保険年金課 課税課 徴税課
		第2調査班	市民課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 り災証明の発行に関すること。 2 死体埋（火）葬許可証の発行に関すること。 	

環境部	環境経済部長	環境班	生活環境課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害地の防疫に関すること。 2 防疫活動の状況報告活動に関すること。 3 災害地の清掃作業及びがれき処理に関すること。 4 清掃活動の状況報告活動に関すること。 	環境政策課 生活環境課 農林課 観光商工課 観光まちづくり推進課
		産業班	観光商工課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急食料の確保及び配布に関すること。 2 商工業及び農業の被害状況調査に関すること。 3 中小企業及び農業関係者に対する資金融資に関すること。 4 帰宅困難者となった観光客等への受入避難所開設情報等の周知に関すること。 	
救援救護部	健康福祉部長	民生班	生活福祉課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の設営及び被災者の収容保護に関すること。 2 災害時における被服寝具等生活必需品の確保に関すること。 3 災害救助物資の受入・配分及び救助に関すること。 4 保育園児等の避難及び救護に関すること。 5 要配慮者に対する避難及び救護に関すること。 6 社会福祉施設、障がい者団体・施設等との連絡調整に関すること。(障がい者支援課) 7 災害時におけるボランティアセンター(社会福祉協議会設置)との連絡調整及びその他ボランティアに関すること。 	生活福祉課 障がい者支援課 高齢者支援課 児童課 子育て支援課 健康課
		医療班	健康課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 負傷者の救護等に関すること。 2 医療機関の協力要請に関すること。 3 災害医療コーディネーターに関すること。 	
災害復旧部	都市整備部長	第1復旧班	建設課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川の巡視警戒及び状況報告に関すること。 2 所管施設の保全管理及び資材の確保並びに供給に関すること。 3 災害対策に必要な人材、資機材等の調達、確保及び供給に関すること。 4 水防活動の技術的指導に関すること。 5 河川の流木対策並びに堤防、道路、橋りょう等の点検整備及び復旧に関すること。 6 被災者のための応急仮設住宅の建設に関すること。 7 公共土木施設の点検、応急復旧及び障害物除去に関すること。 8 公共土木施設の被害状況の調査及び報告に関すること。 	都市計画課 区画整理推進室 管理課 建設課 施設営繕課

				9 公共施設の点検、応急修理等に関すること。	
		第2復旧班	都市計画課長	1 都市計画事業に係る用地、施設等の点検整備及び復旧並びに指導に関すること。 2 都市計画施設の被害状況の調査及び報告に関すること。	
		判定班	施設営繕課長	1 応急危険度判定に関すること。	
		上下水道班	管理課長	1 応急給水の協力体制に関すること。 2 下水道施設の点検整備及び復旧に関すること。 3 下水道施設の被害状況の調査及び報告に関すること。 4 上下水道の関係機関との連絡及び調整に関すること。	
教育部	教育部長	学校班	教育総務課長	1 学校施設の被害調査及び報告に関すること。 2 教職員の非常配備等に関すること。 3 児童及び生徒の避難並びに救護に関すること。 4 児童及び生徒の応急救護教育に関すること。 5 学校施設の応急修理及び災害復旧に関すること。	教育総務課 指導室 学校給食課 生涯学習スポーツ課 図書館
		給食班	学校給食課長	1 避難所等における応急炊き出しに関すること。	
		社会教育班	生涯学習スポーツ課長	1 社会教育施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 社会教育施設利用者の避難及び救護に関すること。 3 文化財の被害状況、保護に関すること。 4 社会教育施設を避難所として利用する際の設営等の協力に関すること。	
協力部	議会事務局長	協力班	議会事務局次長	議員との連絡調整に関すること。	議会事務局
			選挙管理委員会事務局長	1 委員との連絡調整に関すること。 2 他の部への協力に関すること。	選挙管理委員会事務局 監査委員事務局
消防部	消防団長	消防班	分団長	1 水火災及びその他災害の救助救急情報に関すること。 2 水火災及びその他災害の予防警戒及び防御に関すること。 3 人命の救助及び救急に関すること。	あきる野市消防団

第2節 災害対策本部の非常配備計画

市長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、本部を設置したときは、状況により次の区分に基づき非常配備態勢の指令を発し、部長及び本部職員を配備する。

1 非常配備態勢の種別

配備態勢	時 期	態 勢
第1非常配備態勢	災害の発生その他の状況により本部長が必要と認めたとき	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の発生を防御するための措置を強化 2 救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備 3 通信情報活動
第2非常配備態勢	<ol style="list-style-type: none"> 1 局地災害が発生した場合 2 その他の状況により本部長が必要と認めたとき 	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1非常配備態勢を強化 2 局地災害に直ちに対処できる態勢
第3非常配備態勢	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害が拡大し、第2非常配備態勢では対処できない場合 2 その他の状況により本部長が必要と認めたとき 	本部の分掌事務の全力をもって対処する態勢
特別非常配備態勢	夜間、休日等の勤務時間外に震度5強以上またはこれに準ずる地震により災害が発生したとき	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定された職員は、地域の避難場所、避難所及び周辺の災害状況を報告し、本部からの指示により順次活動に従事する。その他の職員は、自発的に参集し発災初期の災害応急対策に従事する。 2 参集者は災害状況を報告するとともに先着順により順次活動に従事する。 3 災害状況及び参集人員の状況により必要な報告をするとともに先着順により順次活動に従事する。 4 災害状況及び参集人員の状況により必要な態勢に移行する。

2 非常配備態勢時における各部の編成

- (1) 第1 非常配備態勢 課長級の職にある職員
- (2) 第2 非常配備態勢 同上のほか、課長補佐及び係長・主査の職にある職員
- (3) 第3 非常配備態勢 全職員
- (4) 特別非常配備態勢 全職員

3 非常配備態勢の特例

市本部長は、災害の状況その他により必要があると認めるときは、特定の部に対して種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができるほか、特定の者のみ配備することができる。

4 非常配備態勢に基づく措置

- (1) 各部長は、あらかじめ非常配備態勢に応じて措置すべき要領を定め、所属職員に対し周知徹底させておかねばならない。
- (2) 各部長は、非常配備態勢の指令を受けたときは、上記(1)の要領に基づき、所属職員に対し必要な指示をしなければならない。

5 防災従事者の災害補償

災害時において、応急措置の業務に従事した者の災害補償については、それぞれ次によるものとする。

- (1) 本部職員
本部職員として防災業務に従事する地方公務員については、「地方公務員災害補償法」(昭和42年法律第121号)による。
- (2) 消防団員
消防団員については、「あきる野市消防団に関する条例」(平成7年条例第130号)による。
- (3) その他の災害業務従事者
ア 災害時において応急措置の業務に従事した市民については、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和38年東京都条例第38号)による。
イ 「東京都震災対策条例」(平成12年条例第202号)に基づく防災訓練に参加した者は、同条例及び施行規則による。

6 防災従事者の活動環境の改善、ローテーションの確立等

平成7年阪神・淡路大震災、平成16年新潟県中越地震、平成23年東日本大震災など、過去の大規模地震災害の事例や教訓から、大規模災害時には、次のとおり、市の災害対策本部及び職員の活動環境の改善・充実に配慮し、災害対応に当たるものとする。

- 市の職員が被災したり、周辺状況から参集不能となり、上記配備計画どおりの本部活動に従事できないことも予想されることから、災害対策本部や職員の配備体制については、参集した職員を順次配備につかせたり、出先の支所や参集途上の災害現場での災害対応に従事するなど弾力的な運用を図るものとする。
- 市職員や消防職団員だけで大規模地震災害に対応するには限界があるため、市民の自助・共助による防災活動を喚起するとともに、事業所、業者団体、防災関係機関、災害ボランティア等と緊密な連携の下で災害対応に当たるものとする。
- 災害対策が長期化するにつれ災害対策本部職員も披辟することから、職員への食料や飲料水、燃料等（兵站＝ロジスティック）の確保・供給に加え、職員のローテーション体制の確立に配慮した活動環境を拡充・改善することが重要となる。

第2章 情報の収集・伝達

災害時における応急対策活動を迅速かつ的確に行うため、情報収集担当課と連携し、災害情報の収集、伝達等相互連絡体制を確立し、災害予報及び警報を適切に伝達し、被害情報を災害現地から収集・集約し、都に報告する。

また、関係機関等と一体となり、適切かつ迅速な災害広報・広聴を行う。

本活動に関する責任調整機関は地域防災課（本部班）とし、広報・広聴に関しては市長公室（広報班）とする。

《時系列活動目標のイメージ》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
情報収集、伝達体制の確立	防災無線起動、重要情報収集指示				
災害予報及び警報の伝達	災害予報及び警報を集・伝達				
被害情報収集、集約、報告	重要情報収集指示、都へ被害報告	都へ被害報告（第二報以降）	災害調査実施、各所管での収集・整理を指示、都へ被害報告継続		
災害広報・広聴の実施	市HP、SSN等広報広聴体制起動	緊急記者会見実施（市長声明含む）	報道対応、広聴活動を継続		

《対策実施部課・機関と主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
地域防災課（本部班）	防災無線起動、重要情報収集指示	都への被害報告	災害調査実施、各課（班）、各所管での収集・整理を指示		
市長公室（広報班）	市HP、SSN等広報広聴体制起動	緊急記者会見実施（市長声明含む）	報道対応、広聴活動継続		
情報収集担当課		各課（班）、各所管で被害情報を収集・整理、本部への報告			
都・災害情報関係機関		災害情報の収集・伝達、各機関相互に共有			
報道機関	災害報道・取材実施、市民への情報提供				

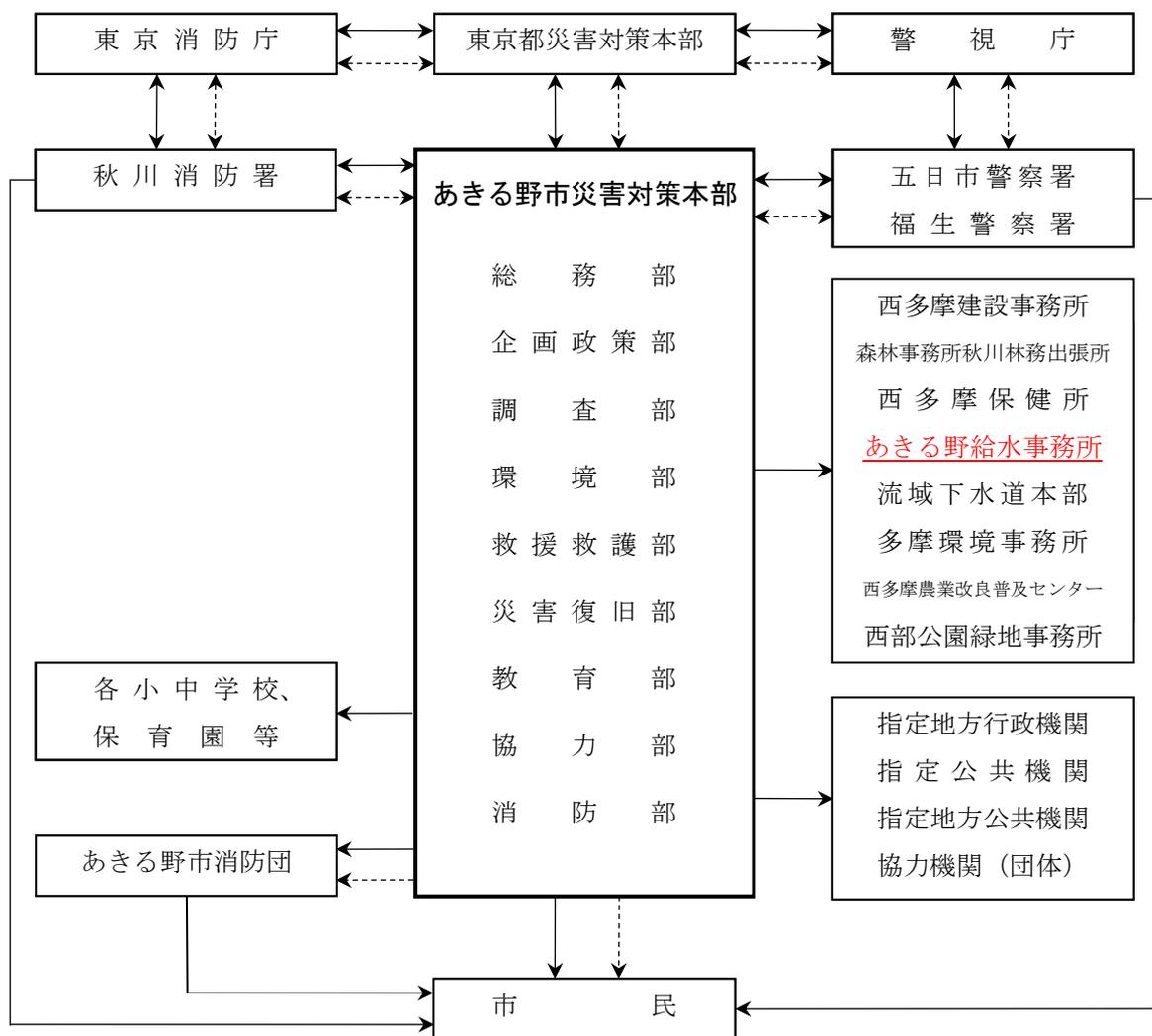
第1節 情報連絡体制

1 通信連絡体制

(1) 通信連絡体制

東京都災害対策本部及び関係地方行政機関並びに協力団体間との通信連絡体制は、次のとおりである。

あきる野市災害対策本部通信連絡系統統図



—— 有線または口頭
 - - - - 無線

(2) 通信連絡方法

ア 都との通信連絡

原則として東京都防災行政無線の電話、FAX、システム端末及び画像端末を使用して行うものとする。この場合、極力システム端末で災害情報の入出力を行うものとする。

イ 非常無線通信の利用

市は、市の施設において東京都防災行政無線が使用不能となった場合、秋川消防署の有する消防電話用通信設備のうち電話又はFAX、を利用し、都との通信の確保を図るものとする。

ウ 全国瞬時警報システムの利用

全国瞬時警報システム（J - A L E R T）を整備し、国からの災害等の緊急情報を、市防災行政無線を自動起動させ、市民に伝達する。

エ 緊急情報ネットワークシステムの利用

緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）から送信された緊急事態に係る情報を利用する。

オ 防災関係機関等との通信連絡

有線通信、防災行政無線等により行う。

カ 市内部との連絡

各部内であらかじめ複数の本部連絡員を定め、本部長室との連絡に当たるものとする。また、必要に応じ災害現場等に伝令を派遣し、防災行政無線移動局設備等を活用して被害状況等の通信連絡を行う。

2 指定電話及び連絡責任者

- (1) 通信連絡の円滑な実施を期するため、本市の各部及び防災関係機関は、指定電話及び連絡責任者を定め、窓口の統一を図るものとする。
- (2) 各機関は、災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限し、指定電話に通信事務従事者を配置し、通信連絡責任者の統括のもとに通信連絡に当たるものとする。
- (3) 各機関の指定電話は、次のとおりとする。

防災関係機関の指定電話等一覧表

区分	機関名	連絡責任者	電話番号	備考
あきる野市	総務部地域防災課	地域防災課長	042-558-1111	都防災無線 82511 夜間休日 82511

区分	機 関 名	連絡責任者	電話番号	備 考
東京都	総務局総合防災部	(正)防災対策課長 (副)運用係長	03-5388-2455 03-5388-2456	都防災無線 70221 夜間休日 70349
	西多摩建設事務所	所長	0428-22-7210	都防災無線 83011
	森林事務所秋川林務出張所	所長	042-596-0162	
	西多摩保健所	所長	0428-22-6141	都防災無線 85131
	<u>あきる野給水事務所</u>	所長	<u>042-532-1511</u>	
	福生警察署	警備課長	042-551-0110	
	五日市警察署	交通警備課長	042-595-0110	
	秋川消防署	警防課長	042-595-0119	
	流域下水道本部	本部長	042-527-4827	
	多摩環境事務所	所長	042-523-3171	
	西多摩農業改良普及センター		0428-31-2374	
西部公園緑地事務所		0422-47-0111		
指定地方行政機関	関東地方整備局京浜河川事務所多摩川上流出張所	所長	042-552-0667	
	関東農政局農政事務所	所長	03-3214-7321	
	関東財務局立川出張所	所長	042-524-2195	
指定公共機関	日本郵便株式会社あきる野郵便局	局長	042-550-9282	
	東日本旅客鉄道(株)武蔵五日市駅	駅長	042-595-1311	
	東京電力(株)多摩支店立川支社青梅営業センター	所長	0120-995-662	
	N T T 東日本-東京	運営担当部長	042-528-4605	
	日本赤十字社東京都支部	支部長	03-5273-6741	都防災無線 86721
	日本通運(株)立川支社		042-524-2211	
協力機関	あきる野市町内会・自治会	会長	042-558-1111	市地域防災課
	公立阿伎留医療センター	院長	042-558-0321	
	あきる野市医師会	会長	042-558-1111	市健康課
	あきる野商工会		042-559-4511	
	あきる野市赤十字奉仕団	委員長	042-559-6711	社会福祉協議会
	秋川農業協同組合	総務課長	042-559-5111	
	西東京バス(株)五日市営業所	所長	042-596-1611	
武陽ガス(株)	社長	042-551-1621		

第2節 災害予報及び警報伝達

災害の発生を未然に防ぎ、あるいは災害を軽減させるためには、防災関係機関や市民等に、災害に関する予報や警報を迅速かつ正確に伝達する必要がある。

災害に関する予報及び警報の発令、伝達等について有線通信途絶時における措置等必要な事項を定める。

1 災害予報、警報の伝達

災害予・警報の伝達は、第1非常配備態勢発令時において、次の順序により伝達するものとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 各部長
- (4) 秋川消防署長
- (5) 五日市警察署長、福生警察署長
- (6) 消防団長
- (7) その他必要と認めた機関

ただし、状況により必要でないと認めたものについては、伝達を省略することができる。

2 災害情報収集、伝達要領

(1) 災害情報の収集

ア 大局的情報収集

都災害対策本部等、上部機関と絶えず連絡するとともに、各種報道機関の報道に留意し、警察署等関係機関からの情報収集に配慮しなければならない。

イ 局地的情報収集

地域内各所に情報連絡責任者を配置して、異常現象の発生内容、災害の発生内容、経過状況等の情報収集に万全を期すとともに、水害が予想される場合においては、都西多摩建設事務所と連絡を密にして、降水量、流量等の状況を把握することに努めなければならない。

無人航空機や監視カメラを活用し、危険個所の状況把握や災害発生時の情報収集力の強化に努める。

(2) 災害情報の伝達

ア 上部機関への報告

収集した情報は整理統合の上、その都度都災害対策本部（未設置の場合は総務局総合防災部）に報告するとともに、五日市警察署、福生警察

署、秋川消防署等関係行政機関に通報するものとする。

イ 局地的伝達

地域住民に対しては、防災行政無線等により、情報伝達に努めなければならない。

(3) その他

ア 地域内連絡責任者としては、消防団員、防災・安心地域委員会及び町内会長・自治会長を連絡責任者として配置する。

イ 都災害対策本部との連絡のため緊急を要する場合を予想し、あらかじめN T T東日本ー東京に非常通話の承諾を受けておくものとする。

3 通信途絶における措置

(1) 通信途絶時の通信活動

災害により有線通信施設が被災し、不通になった場合若しくは有線通信の利用が困難になった場合は、無線施設を有する防災関係機関の協力により通信活動を行うものとする。

(2) 無線の活用

ア 市は、有線通信途絶時においても、東京都その他防災関係機関と密接な連絡をとる必要があるため、市の防災行政無線を中心に活用し、災害の状況によっては都災害対策本部に無線車の緊急配備を要請する。また、アマチュア無線クラブにも協力を依頼する。

イ 無線の協力については、関係機関の責任者とあらかじめ協議し、活用方法等を事前に定めておくものとする。

(3) 伝令

地域内各機関、協力団体、市民等には、防災行政無線等により伝令をするとともに、情報の収集、伝達その他災害応急対策業務についての連絡をする。

(4) 東京都防災行政無線

都は、地震等災害時における被害情報の収集、伝達、その他の連絡のため、東京都防災センター、区市町村、警視庁、東京消防庁、気象庁、ライフライン機関、放送機関等の防災機関及び建設事務所、都立病院、水道施設等の都の主要出先機関との間に、総合的な防災行政無線網を整備している。この防災行政無線は、電話、FAX機能のほか、データ通信、画像通

信及び衛星通信を導入し、都全域における防災情報通信ネットワークを構成している。

第3節 被害状況等報告及び災害地調査報告

本節では、都に対する被害状況等の報告、要領及び災害現地の実態調査の調査事項等について定める。

1 調査報告体制の整備

被害状況の迅速かつ的確な把握を期するため、次によりあらかじめ調査報告体制を整備しておくものとする。

- (1) 地域別及び被害の種別等毎に、調査報告責任者をあらかじめ定めるとともに、自主防災組織等の協力体制の確保等についても定めておく。
- (2) 調査用紙、報告用紙の事前配布及び調査要領の作成、周知、連絡方法などについて、あらかじめ定めておく。
- (3) 一定の被害を想定し、調査報告について関係者の実践的な訓練を行うなど、調査報告業務の習熟に努める。

2 被害調査

(1) 被害情報の内容

災害が発生したときに、直ちに収集する被害情報は、概ね次のとおりである。

ア 人的被害

- (ア) 市民
- (イ) 児童・生徒等

イ 物的被害

- (ア) 庁舎（本庁舎、出先機関）、施設等の行政財産
- (イ) 学校、社会教育施設、福祉施設、道路等の公の施設
- (ウ) 河川、崖、擁壁等
- (エ) 住家、商店、工場、田畑、危険物取扱施設等

ウ 機能被害

- (ア) 上下水道、電力、ガス、交通、電話、通信等のライフライン施設

(2) 被害情報の取りまとめ

各部班長は、収集した被害情報を集約の上、その結果を本部班に報告する。

3 市から都への被害状況等の報告

本部班は、各部から報告された被害状況及び措置状況を集約し、災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況を都に報告できない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。

(1) 報告すべき事項

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害状況（被害の程度は、都総務局が定める被害程度の認定基準に基づく）
- オ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
- カ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- キ その他必要な事項

(2) 報告の方法

原則として、システム端末の入力による（ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、電話、FAX等により報告する。）。

(3) 報告の種類・期限等

報告の種類		入力期限	入力画面
発災通知		即時	発災情報
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	災害総括 被害情報 措置情報
要請通知		即時	要請情報
確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	災害総括
	各種確定報告	同上	被害情報 措置情報
災害年報		4月20日	災害総括

(4) 災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく報告については、第3章「災害救助法の適用」に定めるところによる。

〈被害程度の認定基準（都総務局）〉

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの又は死体を確認できないが死亡したことが確実なもの。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがあるものとする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部損壊」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば市役所庁舎、公民館、公立保育園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害とは、全壊または半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」および「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な港湾交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通信不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の個所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上没水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
- 5 火災発生
火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
- 6 被害金額
- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設および共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都立施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報並びに災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

(9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

(10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具漁船等の被害とする。

(11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第4節 災害広報・広聴活動の充実

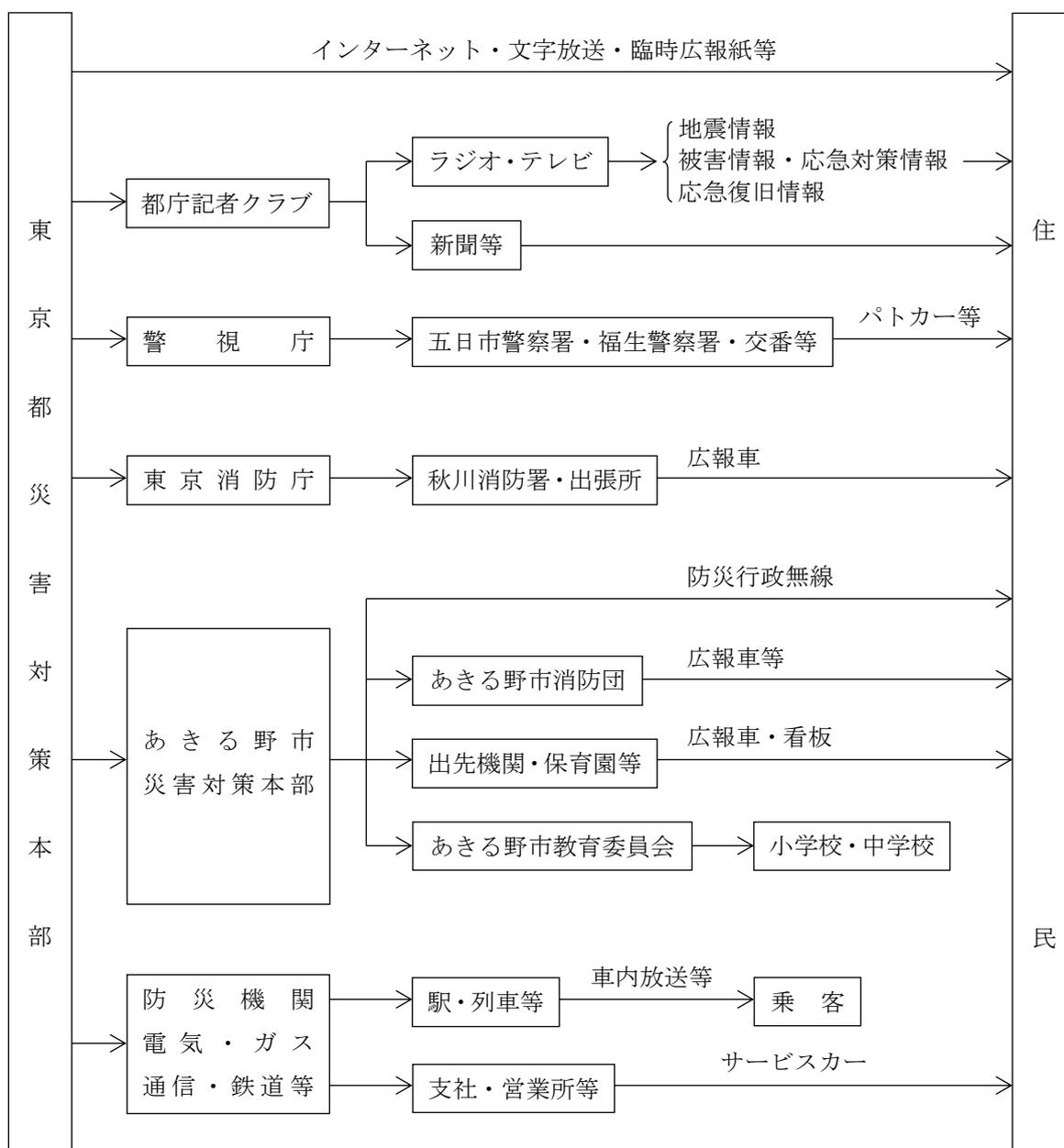
災害発生時には、被災地や隣接地域の住民に対し、災害や生活に関するさまざまな情報を提供することが必要である。

このため、市及び防災関係機関等は一体となって適切かつ迅速な広報活動を行う。

また、速やかな復旧を図るため、市及び防災関係機関において広聴活動を展開し、被災地住民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。

1 広報活動

震災時の広報活動における主な流れを示すと次のようになる。



(1) 市の広報活動

ア 広報の時期、内容については、本部長が指示するものとするが、概ねの内容は次のとおりとする。

(ア) 災害発生直後に行う広報

- 避難の勧告（避難方法、避難時期、避難先等）
- 電気、ガス、石油ストーブ等による火災予防の注意
- 地震の規模、気象の状況
- 道路状況と交通規制、交通機関の運行状況
- 学校等の措置状況
- 混乱防止の呼びかけ

(イ) 被災者に対する広報

- 被害の状況（被災地点、規模及び隣接地の状況）
- 避難所の開設状況
- 食料・物資等の配給状況
- 医療関係の診療状況
- 上下水道、電気、ガス等ライフラインの復旧状況
- 通信、交通機関等の復旧状況
- 防疫・保健衛生措置状況
- 学校の休校・再開等の措置状況

イ 広報手段は防災行政無線、あきる野安心メール、広報車による広報など、多様な手段を活用して行う。

(2) 消防団の広報活動

災害時においては、消防車その他あらゆる手段により、地域の状況に応じて出火の防止、初期消火等の呼びかけを行うとともに、火災に関する情報、避難勧告または避難命令等の伝達及び民生の安定を図るための情報提供等、事態の推移に適応した広報活動を積極的に行う。

(3) 五日市警察署、福生警察署の広報活動

防災関係機関と緊密な連絡の下、広報体制を確立し、実状に即した現場広報を行い、混乱防止及び人身の安定を図る。

ア 広報内容

(ア) 避難を必要とする情報

- 火災の発生及び延焼状況
- 高圧ガスの保管場所等の爆発及びそのおそれ
- 崖（山）崩れのおそれ

○ その他避難を必要とする事象の発生及びおそれ

(イ) 混乱防止及び人心の安定を図るための情報

- 余震等の気象庁の情報
- 地域の被害状況、被害の拡大予想及び復旧の見通し
- 主要道路、高速道路及び橋の被害状況並びに復旧見通し
- 交通機関の被害状況及び復旧の見通し
- 交通規制の実施状況
- 被災地域、避難場所等に対する警戒状況等

(ウ) デマ・流言打ち消し情報

イ 広報手段

- (ア) トランジスターメガホン
- (イ) 交番（駐在所）備付マイク
- (ウ) パトロールカー、白バイ、広報車、サインカー
- (エ) ヘリコプター等による広報
- (オ) 交通情報板、光ビーコン、ラジオ
- (カ) ホームページ等

(4) 秋川消防署の広報活動

災害時において各方面本部、消防出張所から災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点をおいて、適時実情に即した広報活動を実施する。

ア 広報内容

- (ア) 出火防止、初期消火、救出救護及び要配慮者への支援の呼びかけ
- (イ) 火災及び水災に関する情報
- (ウ) 避難勧告又は避難指示等に関する情報
- (エ) 救急告示医療機関等の診療情報
- (オ) その他市民が必要としている情報

イ 広報手段

- (ア) 消防車両の拡声装置等
- (イ) 消防署及び町内会・自治会の掲示板等への掲示
- (ウ) テレビ、ラジオ等報道機関への情報提供
- (エ) ホームページ・SNS等を活用した情報提供
- (オ) 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織等を介しての情報提供

- (5) 日本郵便株式会社あきる野郵便局ほか、市内郵便局
災害時においては、業務に係る当該災害による被害、応急対策の措置状況等及び事業の運営状況並びにその見通し等について、適切かつ効果的な広報活動を行う。
- (6) 陸上自衛隊の広報活動
震災時において第1施設大隊は、関係機関と連絡を密にし、空及び地上から情報を収集するとともに、広報に優先する他の救援活動の遂行に支障のない範囲において、能力の許す限り広報活動を実施する。
- ア 広報内容
- (ア) 人命財産の保護に影響する緊急情報の伝達
 - (イ) 民心安定に寄与する自衛隊及び関係機関の活動状況
 - (ウ) 市、都及び関係機関等の告示事項
 - (エ) その他必要事項
- イ 広報手段
- (ア) ヘリコプター、地上部隊等による呼びかけ
 - (イ) 報道機関を介しての情報提供
- (7) 東京電力の広報活動
- ア 広報内容
- (ア) 電気による二次被害等を防止するための方法
 - (イ) 避難時の電気安全に関する心構えについての情報
 - (ウ) 電力施設の被害状況、復旧予定等についての情報
- イ 広報手段
- (ア) テレビ、ラジオ（ラジオ・ライフラインネットワーク）、新聞等の報道機関及びホームページ等を通じた広報
 - (イ) 市の防災行政無線の活用
 - (ウ) 広報車等による直接当該地域への周知
- (8) NTT東日本、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモの広報活動
- ア 通信のそ通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板等、災害用伝言板（web171）の提供開始情報等の広報を行う。
- イ 公式ホームページのほか、報道機関、自治体との協力により広報を実施する。

(9) 武陽ガス(株)の広報活動

災害時には、ガスによる二次災害事故の防止、市民の不安除去等のため、広報活動を行う。

ア 広報内容

- (ア) 被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項
- (イ) ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通し

イ 広報手段

- (ア) テレビ、ラジオ、新聞等の広報媒体、広報車及びホームページ等とする。

(10) JR東日本の広報活動

ア 広報内容

- (ア) 災害の規模、被害範囲、駅周辺や沿線の被害状況
- (イ) 列車の不通線区や開通見込み等

イ 広報手段

- (ア) 被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、旅客等に周知・案内を行い、テレビ、ラジオ、ホームページ等で情報提供に努める。
- (イ) 乗務員は、輸送指令から災害の規模、被害状況、運転開始の見通し等の指示を受け、放送等により案内を行う。

2 広聴活動

発災後、被災者からの相談及び被災者への支援に関することなどの相談窓口を設置し、混乱を防止するとともに、被災者等のニーズを把握する。

(1) 市の広聴活動

市本部長は必要と認めるときは、被災地及び集団避難所等に臨時被災者相談所を設置する。

臨時被災者相談所の規模・構成は災害の規模及び現地の状況等を勘案して決定し、各種の相談、要望、苦情等を聴取する。広聴内容は、早急に各部、各機関に市本部長を経由して連絡し、早期解決に努めるものとする。

(2) 五日市警察署、福生警察署の広聴活動

警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談に当たる。

(3) 秋川消防署の広聴活動

消防署と消防出張所のうち、災害の規模に応じて必要な場所に相談所を開設し、消防関係の相談に当たる。

市民からの電子メールによる問い合わせに対応する。

3 報道機関への発表

(1) 市本部の発表

ア 市本部からの発表は、原則として記者室において行う。

イ 市本部の報道機関への窓口は、企画政策部広報班とする。

ウ 夜間又は勤務時間外に発災した場合、市本部が設置されるまでの間は、企画政策部長が関係部の部長と協議した上で、発表するものとする。

(2) 五日市警察署、福生警察署、秋川消防署の発表

各報道機関に公表する場合は、その時期と内容を選定し市に通報するとともに、報道の公正を期するため幹部を指定するものとする。

(3) 放送要請

市及び防災関係機関が、災害時のため、電気通信設備、有線電気通信設備又は無線設備により通信できない場合、若しくは通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条及び大規模地震対策特別措置法第20条による通知又は要請のため、日本放送協会及び民間放送各社に放送を要請する場合は、「災害時等における放送要請に関する協定」に基づいて行う。

放送要請は、原則として都を経由(知事に要請依頼)するものとするが、都との通信途絶など特別の事情のある場合は、市は放送機関に対し直接要請することができるものとする。この場合、市は事後速やかに都に報告するものとする。

第3章 災害救助法の適用

災害救助法の適用申請手続きを行うことにより、災害に際しての飲料水、食料、医療等の応急的救助を行い、被災者の保護と社会秩序の維持を図ることを目的として、災害救助を実施する。

本活動に関する責任調整機関は、生活福祉課（民生班）とする。

《時系列活動目標のイメージ》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
災害救助体制の確立	災害救助法事務の実施体制確立				
災害救助法の適用手続き	災害救助法適用手続きの可否検討				
災害救助の実施		災害救助法の適用手続き	災害救助の実施		
従事命令		災害救助事務に係る応援要請			

《対策実施部課・機関と主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
生活福祉課 （民生班）	災害救助事務体制及び手続可否検討	災害救助法の適用手続き	災害救助の実施		
地域防災課 （本部班）	災害救助体制の確立各班との調整	災害救助事務に係る応援要請			
会計課 （出納班）		災害救助の実施			

第1節 災害救助法の適用

災害救助法による救助は、食料、医療等の応急的救助を行うことにより、被災者の保護と社会秩序の維持を図るものである。

1 災害救助法による救助

都の地域に災害が発生し、災害救助法（以下「救助法」という。）の適用基準に該当する被害が生じた場合、知事は救助法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施する。

市長（本部長）は、救助法に基づき知事が救助に着手したときは、知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。また、知事は、救助を迅速に行う必要があるときは、救助に関する職権の一部を市長（本部長）に委任するものとする。

なお、災害の事態が切迫し、知事による救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、市長（本部長）は救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受けるものとする。

2 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、都においては、次のいずれか1つに該当する場合、救助法を適用する。

- (1) 市の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が適用基準表の基準1号以上であること。
- (2) 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が2,500世帯以上あって、市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が適用基準表の基準2号以上であること。
- (3) 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合。
- (4) 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合。

〈災害救助法適用基準早見表（都総務局）〉

区市町村	人口	基準	
		1号	2号
あきる野市	80,868人	80世帯	40世帯

(注1) 表中の「1号」「2号」は、それぞれ災害救助法施行令第1条第1号及び第2号を指す。

(注2) 人口は、平成22年10月1日現在国勢調査による。

3 被災世帯の算定基準

(1) 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

滅失住宅1世帯＝全壊（全焼・流失）住家	1世帯
＝半壊（半焼・半壊）住宅	2世帯
＝一時的に居住することができない状態となった住家	3世帯

(2) 住家の滅失等の認定

ア 住家が滅失したもの

住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害が住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも

イ 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも

ウ 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの

ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土石竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 世帯及び住家の単位

ア 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

イ 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

4 救助法の適用手続

(1) 適用手続

災害に際し、本市における災害が前記2の救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長（本部長）は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

災害の実態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないときは、市長（本部長）は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けるものとする。

(2) 要請手続

市長（本部長）が災害救助法の適用を都知事に要請する場合は、都総務局総合防災部に対し、次に掲げる事項についてとりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理するものとする。

ア 災害発生の日時及び場所

イ 災害の**原因**及び被害状況

ウ 適用を要請する理由

エ 必要な救助の種類

オ 適用を必要とする期間

カ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置

キ その他必要な事項

(3) 救助法適用の公布

救助法が適用されたときは、知事により次のとおり公布される。

公告
○月○日発生の○○災害に関し○月○日から○○区市町村の区域に
災害救助法により救助を実施する。
平成○年○月○日

東京都知事 ○○○○

5 救助法による救助の種類

(1) 救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

- ア 避難所及び応急仮設住宅の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 被災した住宅の応急修理
- キ 学用品の給与
- ク 埋葬
- ケ 死体の捜索及び処理
- コ 住居、その周辺の土石などの障害物の除去

(2) 救助は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。

第2節 救助実施体制の整備

1 救助実施組織の整備

救助の万全を期し、円滑に救助業務を実施するため、事前に強力な救助実施組織を確立しておくことが必要である。

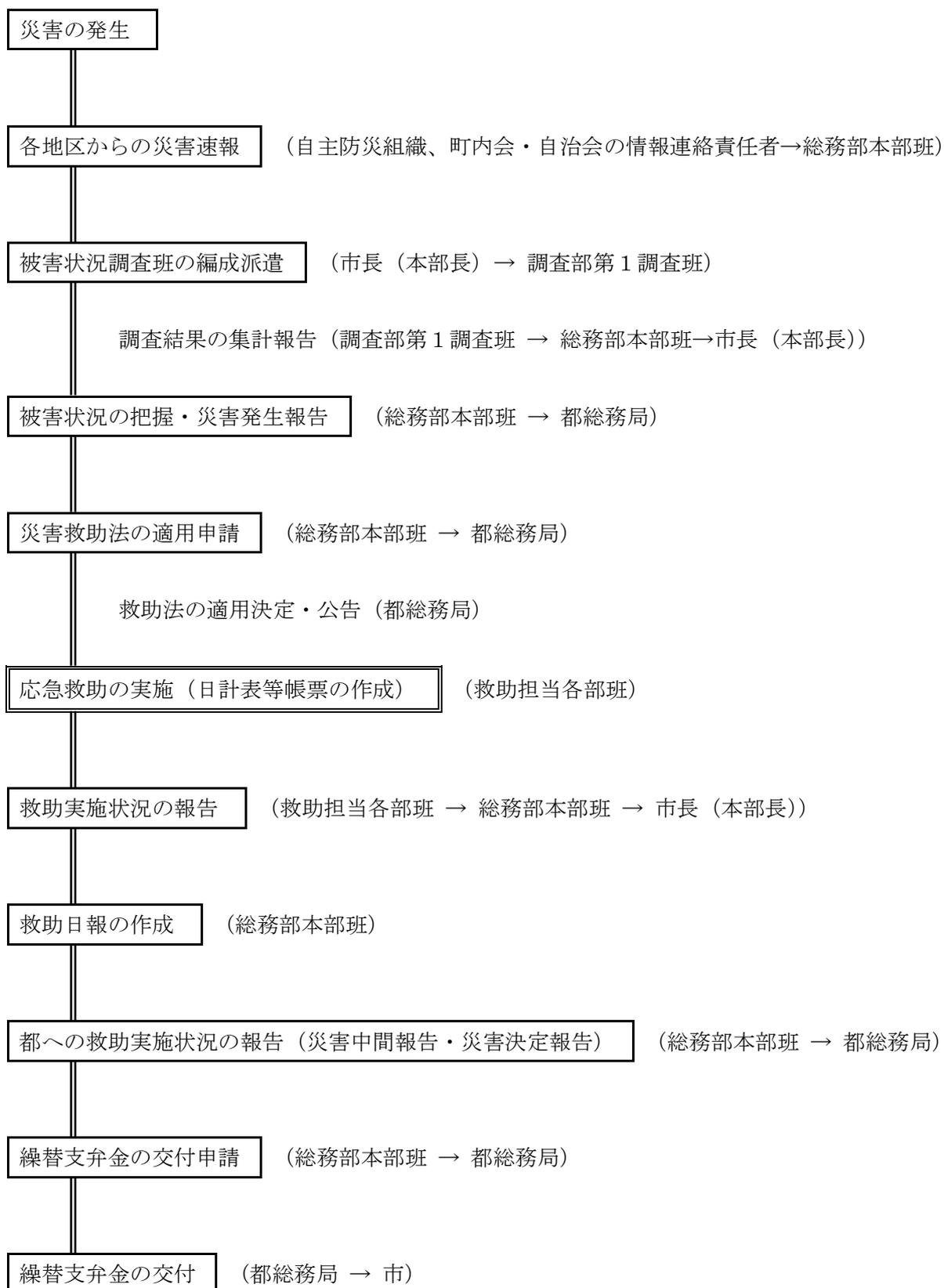
2 被害状況調査体制の整備

救助法を適用するに当たっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるため、被害状況等の調査・報告体制の整備に努める（第3部第2章第3節「被害状況等報告及び災害地調査報告」参照）。

3 救助の実施に必要な関係帳票の整備

救助の実施に当たっては、各救助ごとに帳票の作成が義務づけられている。災害時に延滞なく救助業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等について習熟しておくものとする。

救助法上（災害の発生から終了まで）必要な関係帳票一覧



第3節 法による救助の実施

1 災害報告

救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に併せ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告するものとする。

2 災害救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録・整理し、知事に報告する必要がある。

災害報告の様式（都総務局）

No. 1 被害概況速報

地区名 _____

災 害 の 種 類								
災害の発生区域								
災害発生年月日								
報 告 の 時 限								
報 告 責 任 者								
人 的 被 害	死 者							
	行方不明者							
	重 傷 者							
	軽 傷 者							
	計							
道 路 の 被 害	道路損壊	箇所	河 川 の 被 害	河川決壊	箇所	そ の 他 被 害	がけ崩れ	箇所
	道路冠水	箇所		河川溢水	箇所			
	通行不能	箇所		下水溢水	箇所			
その他の特記事項								

No. 2 被害状況調

区市町村名 _____

被害の状況		地区名	地区	地区	地区	地区	計	
人的被害	死者							
	行方不明							
	負傷	重傷						
		軽傷						
	小計							
住家の被害	棟数	全壊・全焼又は流失						
		半壊又は半焼						
		一部破損						
		床上浸水						
		床下浸水						
	世帯及び人員	全壊・全焼又は流失	世帯					
			人員					
		半壊又は半焼	世帯					
			人員					
		一部破損	世帯					
人員								
床上浸水		世帯						
		人員						
床下浸水		世帯						
		人員						
災害発生年月日			年 月 日					

No. 3 世帯構成員別被害状況

年 月 日 時現在

区市町村名 _____

世帯構成員別 被害別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人 世帯	7人 世帯	8人 世帯	9人 世帯	10人 世帯以上	計	小学生	中学生	高校生
全壊・全焼														
流失														
半壊・半焼														
床上浸水														

No.4 災害救助費概算額調

種 目 別 区 分	員 数	単 価	金 額	備 考
1 救 助 費		円	円	
(1) 収 容 施 設 供 与 費				
避 難 所 設 置 費	延 人			
応 急 仮 設 住 宅 設 置 費	戸			
(2) 炊出しその他による食品給与費	延 人			
(3) 飲 料 水 供 給 費	延 人			
(4) 被服寝具その他生活必需品給(貸)与費	世帯			
(5) 医 療 費 及 び 助 産 費	延 人			員数内識別表のとおり
医 療 費	延 人			
助 産 費	延 人			
(6) 災害にかかった者の救出費	人			
(7) 住 宅 の 応 急 修 理 費	世帯			
(8) 生 業 資 金 の 貸 与 費	世帯			
(9) 学 用 品 の 給 与 費	人			員数内識別表のとおり
小 学 校 児 童	人			うち教科書 円
中 学 校 生 徒	人			うち教科書 円
高 等 学 校 等 生 徒	人			うち教科書 円
(10) 埋 葬 費	体			
大 人	体			
小 人	体			
(11) 死 体 の 捜 索 費	体			
(12) 死 体 の 処 理 費	体			
(13) 障 害 物 の 除 去 費	世帯			
(14) 輸 送 費				
(15) 人 夫 費				
2 実 費 弁 償 費	人			
3 扶 助 費	件			
4 損 失 補 償 費	件			
5 法 第 3 4 条 の 補 償 費				
6 法 第 3 5 条 の 求 償 に 対 する 支 払 費				
合 計				

別表 世帯構成員別被害状況

世帯構成員別 被害別	1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6 人 世 帯	7 人 世 帯	8 人 世 帯	9 人 世 帯	10 人 世 帯 上	計	小 学 生	中 学 生	高 校 生
全壊（焼）流出											世帯	円	円	円
半壊(焼)床上浸水														

日毎の記録を整理するために必要な書類（都総務局）

No. 1 救助実施記録日計票

法による救助の実施は、迅速にして正確な被害状況の把握から始まるが、救助の実施状況の記録は、初期活動から救助活動が完了するまでの間、日毎に整理しておかなければならない。

日毎の整理のための「救助の実施記録日計票」の様式例は次のとおりである。

救 助 の 実 施 記 録 日 計 票				
救 助 の 種 類	避難所	炊出し等	飲料水	生活必需品
	医療救護	助産	仮設住宅	住宅修理
	救護班	学用品等	死体捜索	死体処理
	本部班	死体埋葬	障害物除去	輸送
	労務供給			
<div style="border-bottom: 1px solid black; width: 100%; margin-bottom: 5px;">区市町村</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> </div>				
NO. _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分				
員数（世帯）				
品目（数量・金額）				
受入先				
払出先				
場 所				
方 法				
記 事				

救助総括様式

No. 2 救助日報

報告機関				受信機関				
通信者				受信者				
報告時限		年 月 日 時現在		受信時間		年 月 日 時現在		
避難場所開設	開設期間	開設日時	日 時	被服寝具生活必需品給与	都より受入又は前日よりの繰越量		点	
		閉鎖予定日	月 日					
	既存建物	箇所数	箇所		本日支給	全壊(焼)	世帯数	()世帯
		収容人員	人			流失	世帯数	点
	野外仮設	箇所数	箇所			半壊半焼	世帯数	()世帯
		収容人員	人		床上浸水	世帯数	点	
				翌日への繰越量		点		
炊出し	炊出期間	開始月日	月 日	医療・助産救助	医療班	医療班出動数	ヶ班	
		終了予定日	月 日			救助地区		
	炊出し箇所数		箇所			診療者数	医療	人
	救出人員	朝	人		助産		人	
		昼	人		医療機関	医療	施設数	ヶ所
		夜	人				診療人員	人
		計	人	助産	施設数	ヶ所		
	供給人員		人	救助終了予定月日		月 日		
	供給水量		ℓ	救出地区				
	給水期間	開始月日	月 日	救助した人員		人		
終了予定日		月 日	今後救助を要する人員		人			
給水方法				救出終了予定月日		月 日		
				救出の方法				

学用品支給	都より受入又は 前日よりの繰越量			死体の処理	死体原因別人員	体		
	小学生	全壊（焼）世帯	（ ）人		点	死体処理	死体洗浄	体
							死体縫合	体
		半壊（焼）世帯 床上浸水世帯	（ ）人		点		死体保存	既存建物利用
					仮設建物	ヶ所		
	中学生	全壊（焼）世帯	（ ）人		点	死体の処理	死体処理機関	
							半壊（焼）世帯 床上浸水世帯	（ ）人
	高校生	全壊（焼）世帯	（ ）人		点			
							半壊（焼）世帯 床上浸水世帯	（ ）人
	翌日への繰越量				点		死体処理終了予定月日	月 日
埋葬	前日までの埋葬			体	障害物の除去		要障害物除去戸数	戸
	本日埋葬	大人		体			本日除去した戸数	(計戸) 戸
		小人		体			今後除去する戸数	戸
		計		体			除去終了予定月日	月 日
	翌日以降の要埋葬数			体	輸		公用車使用	台
	埋葬終了予定月日			月 日		借上車使用	台	
死体の捜索	捜索地区				送	救助の種類		
	死	捜索を要する死体						体
		本日発見死体						体
	体	今後の要捜索死体			体			
	捜索の方法				人夫	人夫雇上げ数		
捜索終了予定月日			月 日	従事作業				
仮設住宅	着工月日		戸 月 日	備考	その他			
	竣工月日		戸 月 日					
住宅修理	着工月日		戸 月 日					
	竣工月日		戸 月 日					

No.3 災害救助法に基づく救助措置及び救助費報告

報告主管局	項目	救助措置				救助費(千円)				
福祉保健局	避難所	カ所・		人						
都市整備局	応急仮設住宅			戸						
福祉保健局	炊出し	カ所・		人						
水道局	飲料水			人						
福祉保健局	被服寝具等	全壊・流失	半壊・床上	世帯	世帯					
福祉保健局	医療	救護班	病院診療所	診療人員	人					
	助産	班	カ所		人					
警視庁 東京消防庁	救出			人						
都市整備局	住宅の修理			戸						
教育庁	学用品	教科書	小学生	人	学用品	小学生	人			
			中学生	人	学用品	中学生	人			
建設局	埋葬	大人	体	小人	体					
総務局	死体捜索									
福祉保健局	死体の処理	洗浄	消毒	保存	検案	体	体	体	体	
建設局	障害物の除去			戸						
各局	輸送			人						
	人夫									
	法第34条の補償									
	事務費									

(注) 報告主管局は、項目ごとに、毎日正午までに区市町村別に前日分を取りまとめて報告すること。

災害救助法による救助の程度・方法及び期間

救助の種類	救助の対象	平成22年度 費用の限度額	救助の期間	備 考																																	
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	基本額 避難所設置費1人1日当たり <u>310円</u> とする。 加算額 ① 「福祉避難所」を設置した場合、通常の実費を加算 ② 冬季（10月～翌年3月） 別に定める額を加算	災害発生の日から7日以内 （ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）	1 避難所設置費には天幕借り上げ、仮設便所設置費等一切の経費を含む。 2 輸送費は別途計上																																	
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼、又は流出し居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者を収容する。	1 規 格 1戸当たり平均29.7㎡ (9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり <u>2,530,000円</u> 以内とする。	災害発生の日から20日以内に着工 （ただし、厚生労働大臣の承認により着工期間の延長あり）	1 供与期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項に規定する期限までとする。 2 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。 3 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（福祉仮設住宅）を応急仮設住宅として設置できる。 4 応急仮設住宅の供与に代えて民間賃貸住宅を借上げることができる。 5 都外からの輸送費は別枠とする。																																	
炊出しその他の食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受けて炊事ができない者 3 住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者	1 1人1日当たり <u>1,040円</u> 以内 2 被災者が縁故先（遠隔地）などへ一時避難する場合、救助期間内に、3日分以内を現物により支給すること。	災害発生の日から7日以内 （ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）	食品給与のための総経費を延べ給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。																																	
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内 （ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）	輸送費、人件費は別途計上																																	
被服、寝具その他、生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品を喪失又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～翌年3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内 <table border="1" data-bbox="689 1050 1317 1244"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増す毎に加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊全焼流失</td> <td>夏季 <u>17,800</u></td> <td><u>22,900</u></td> <td><u>33,700</u></td> <td><u>40,400</u></td> <td><u>51,200</u></td> <td><u>7,500</u></td> </tr> <tr> <td>冬季 <u>29,400</u></td> <td><u>38,100</u></td> <td><u>53,100</u></td> <td><u>62,100</u></td> <td><u>78,100</u></td> <td><u>10,700</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊半焼床上浸水</td> <td>夏季 <u>5,800</u></td> <td><u>7,800</u></td> <td><u>11,700</u></td> <td><u>14,200</u></td> <td><u>18,000</u></td> <td><u>2,500</u></td> </tr> <tr> <td>冬季 <u>9,400</u></td> <td><u>12,300</u></td> <td><u>17,400</u></td> <td><u>20,600</u></td> <td><u>26,100</u></td> <td><u>3,400</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算	全壊全焼流失	夏季 <u>17,800</u>	<u>22,900</u>	<u>33,700</u>	<u>40,400</u>	<u>51,200</u>	<u>7,500</u>	冬季 <u>29,400</u>	<u>38,100</u>	<u>53,100</u>	<u>62,100</u>	<u>78,100</u>	<u>10,700</u>	半壊半焼床上浸水	夏季 <u>5,800</u>	<u>7,800</u>	<u>11,700</u>	<u>14,200</u>	<u>18,000</u>	<u>2,500</u>	冬季 <u>9,400</u>	<u>12,300</u>	<u>17,400</u>	<u>20,600</u>	<u>26,100</u>	<u>3,400</u>	災害発生の日から10日以内 （ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）	備蓄物資の価格は年度当初の評価額
区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算																															
全壊全焼流失	夏季 <u>17,800</u>	<u>22,900</u>	<u>33,700</u>	<u>40,400</u>	<u>51,200</u>	<u>7,500</u>																															
	冬季 <u>29,400</u>	<u>38,100</u>	<u>53,100</u>	<u>62,100</u>	<u>78,100</u>	<u>10,700</u>																															
半壊半焼床上浸水	夏季 <u>5,800</u>	<u>7,800</u>	<u>11,700</u>	<u>14,200</u>	<u>18,000</u>	<u>2,500</u>																															
	冬季 <u>9,400</u>	<u>12,300</u>	<u>17,400</u>	<u>20,600</u>	<u>26,100</u>	<u>3,400</u>																															
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班——使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕等の実費 2 病院又は診療所——国民健康保険診療報酬の額以内	災害発生の日から14日以内 （ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）	患者等の移送費は別途計上																																	

救助の種類	救助の対象	平成22年度 費用の限度額	救助の期間	備考
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩したもので、災害のため助産の途を失った者	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の8割引以内の額	分娩した日から7日以内 (ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	妊婦等の移送費は別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内 (ただし、厚生労働大臣の承認により期間延期あり)	1 期間内に生死が明らかにならない場合は以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上
被災した住宅の応急修理	住宅が半壊(半焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり <u>547,000 円</u>	災害発生の日から1カ月以内に完了 (ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	
学用品の給与	住宅が全半壊(全半焼)、流失、床上浸水等により、学用品の喪失又は棄損し、就学上支障のある小学校児童、中学生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材の実費 2 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童1人当たり4,100円以内 中学生徒1人当たり4,400円以内 高等学校等生徒1人当たり4,800円以内	災害発生の日から1カ月以内(教科書) 災害発生の日から15日以内(文房具及び通学用品)	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する
埋葬	1 災害の際死亡した者 2 実際に埋葬する者に棺又は棺材等の現物を支給	1 体当たり 大人(12歳以上) <u>206,000 円</u> 以内 小人(12歳未満) <u>164,800 円</u> 以内	災害発生の日から10日以内 (ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	
死体の捜索	現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内 (ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	輸送費、人件費は別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者	1 洗浄縫合消毒等の処理 1 体当たり <u>3,400 円</u> 以内 2 一時保存 ① 既存建物の借上費及びドライアイスの購入費等は、通常の実費 ② 既存建物以外は、1 体当たり <u>5,200 円</u> 以内 3 検案 救護班以外は当該地域の慣行料金の額以内	災害発生の日から10日以内 (ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上
障害物の除去	1 自力では除去できない者 2 居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれて生活に支障をきたしている場合	1 世帯当たり <u>133,900 円</u> 以内	災害発生の日から10日以内 (ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	対象数は、半壊及び床上浸水した世帯数の15%の範囲内とする。ただし、実情に応じ、区市町村間において対象数の融通ができる。
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 災害にかかった者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間	

第4節 従事命令等

1 従事命令等の種類

迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、都知事に次のような権限が付与されている。なお、都知事はこれらの権限を市長に委任できる。

(1) 従事命令

一定の業種の者を、救助に関する業務に従事させる権限

(例) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、建築技術者、大工等

(2) 協力命令

被災者その他近隣の者を、救助に関する業務に協力させる権限

(例) 被災者を炊き出しに協力させる 等

(3) 管理、使用、保管命令及び収用

特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限

ア 管理

救助を行うため特に必要があると認めるとき、都知事が病院、診療所、旅館、飲食店等を管理する権限

イ 使用

家屋を収容施設として用いるような場合で、管理と異なり土地、家屋、物資を物的に利用する権限

ウ 保管

災害の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限

エ 収用

災害の際、必要物資を多量に買いだめし、売り惜しみしているような場合は、その物資を収用する権限

なお、収用は、特定業者に限らず、一般人等何人に対してもなし得る。

2 従事命令を受けた者の実費弁償

区分	範囲	平成26年度費用（日当）の限度額	期間	備考
実費 弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第5号までに規定する者	1人1日当たり 医師…………… 21,300円以内 歯科医師…………… 20,500円以内 薬剤師…………… 17,900円以内 保健師、助産師、看護師… 16,400円以内 土木・建築技術者…………… 15,800円以内 大工…………… 24,700円以内 など	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別途東京都規則で定める額

第4章 相互応援協力・派遣要請

本市の地域内における、災害応急対策の円滑な実施を図るため、災害時には状況に応じ、管内防災関係機関と協力し、応急対策の実施に当たるものとする。

そのため、平素から管内の防災関係機関と協力し、緊密な連携の保持に留意し、災害時における協力体制の確立を図り、必要に応じ外部機関の支援を仰ぐものとする。

本活動に関する責任調整機関は、地域防災課（本部班）とする。

《時系列活動目標のイメージ》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
防災機関協力体制の確立	都との協力要請、 応急措置の要請				
他市町村・消防協力体制の確立	緊急消防援助隊派遣要請	他市町村・消防等への協力要請	他市町村・消防等の支援活動受け入れ		
自衛隊災害派遣要請施	自衛隊災害派遣要請 否検討	自衛隊災害派遣要請 手続き実施	自衛隊災害派遣受け入れ		
防災機関・民間団体協力要請		防災機関・民間団体等へ協力要請	防災機関・各種公的団体・民間業者・ボランティア等の支援受け入れ		

《対策実施部課・機関と主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
地域防災課（本部班）	都との協力要請、 応急措置の要請	緊急消防援助隊、 自衛隊災害派遣	他市町村・消防等の支援活動、自衛隊災害派遣受け入れ、現地活動調整		
建設課（第1復旧班）	防災機関・建設業者等の協力要請	防災機関・建設業者等の協力支援受け入れ、現地活動調整			
生活福祉課（民生班）		防災機関・各種公的団体・ボランティアの支援受け入れ			

第1節 防災機関協力体制の確立

1 防災関係機関の協力体制の確立

本市の地域内における、災害応急対策の円滑な実施を図るため、災害時には状況に応じ、管内防災関係機関と協力し、応急対策の実施に当たるものとする。

このためには、平素から管内の防災関係機関と協力し、緊密な連携の保持に留意して、災害時における協力体制の確立を図るものとする。

2 都との協力

(1) 都との協力

ア 市は、都と災害対策上必要な資料を交換する等、平素から連絡を密にし、震災時には一層の強化に努めるとともに、協力して区域内の応急対策の円滑な実施を図るものとする。

イ 市長（本部長）は、市の能力では災害応急対策の万全を期しがたい場合、都又は他区市町村、若しくは自衛隊等との協力について、必要に応じ(2)の「応援の要請」の定める手続により、都知事に要請するものとする。

ウ 市は、災害救助法に基づく救助をはじめ、市の区域内で行われる都の災害応急対策について、積極的に協力するものとする。

エ 都知事から他の区市町村又は防災関係に協力することを依頼されたときは、自らの応急措置の実施に支障のない限り協力するものとする。

(2) 応援の要請

市が、都、他区市町村及びその他の機関に応援を求める場合には、別に定めるものを除くほか、この計画に定める手続きによるものとする。

ア 都に対する応援要請

市長は、都に対し応援のあつせんを求める場合には、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項について、まず口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理するものとする。

(ア) 災害の状況及び応援を求める理由（又は応援のあつせんを求める理由）

(イ) 応援を希望する機関名

(ウ) 応援を希望する人員、物資、資材、機材、器具等の品名及び数量

(エ) 応援を必要とする場所、期間

(オ) 適用を必要とする活動内容

(カ) その他必要な事項

イ 防災機関等への応援協力

防災機関の長又は代表者は、都に対し市外応急対策の実施を要請し若しくは応援を求めようとするとき、又は区市町村若しくは他の防災機関等の応援のあつせんを依頼しようとするときは、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項について、まず口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理するものとする。

(ア) 災害の状況及び応援を求める理由（又は応援のあつせんを求める理由）

(イ) 応援を希望する機関名

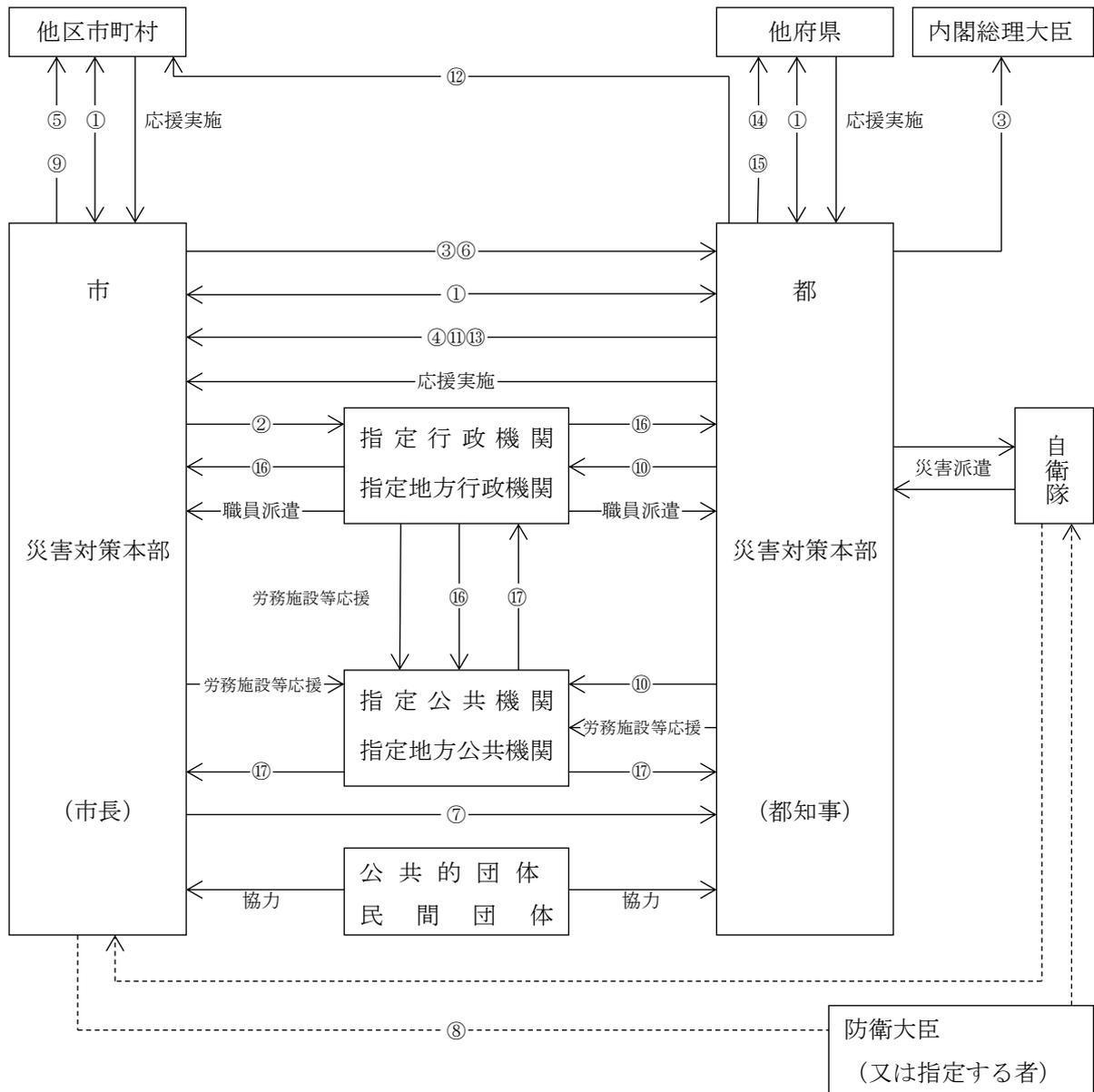
(ウ) 応援を希望する人員、物資、資材、機材、器具等の品名及び数量

(エ) 応援を必要とする場所、期間

(オ) 適用を必要とする活動内容

(カ) その他必要な事項

震災時の応急対策協力関係図（災害対策基本法）



No.	災対法	内 容	関 連	No.	災対法	内 容	関 連
①	5条2	相互協力		⑩	70条	応援措置実施要求	
②	29条	職員派遣要請		⑪	72条	応援措置実施の指示	
③	30条	職員斡旋要求	自治 252-17	⑫	72条	応援指示	
④	31条	職員派遣	自治 252-17	⑬	73条	応援措置の代行	
⑤	67条	応援要求		⑭	74条	応援要求	
⑥	68条	応援要求・応急措置実施要請		⑮	75条	事務委託	
⑦	68条2	自衛隊派遣要請の要求		⑯	77条	応急措置要請・指示	
⑧	68条2	災害発生通知		⑰	80条	労務施設等応援要求	
⑨	69条	事務委託		—	—	—	—

3 民間団体との応援協力

市及び関係防災機関は、その所掌事務に係る民間団体に対し、災害時における協定等に基づき、応急対策等に関する積極的協力が得られるよう協力体制の確立に努める。

4 隣接市町村消防団に対する要請

災害拡大の場合、市長（本部長）は、隣接市町村消防団に対し、応援を求めるものとする。このため、平常時より応援協定を締結している。

消防相互応援協定書

（目的）

第1条 青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町及び檜原村（以下「関係市町村」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定により、消防団の相互応援を行い災害の防止、鎮圧及び被害の軽減を図ることを目的とする

（適用範囲）

第2条 前条の災害とは、火災・地震・その他（災害に伴う山間地域の孤立化を含む。）応援を要する非常災害とする。

（応援の要請）

第3条 関係市町村の一つの市町村内に、前条の災害が発生し、当該市町村の消防力をもってしては、これを災害防止することが困難であるとき、又はその恐れがあるときは、その他の関係市町村に対し、応援を要請するものとする。

2 前項の応援の要請を受けた関係市町村は、速やかにその要請に応じて必要な措置を講じ、これを応援するものとする。

（要請を行う者等）

第4条 前条の応援の要請を行う者は、当該市町村長又はその委任を受けた消防団長とし、これを受ける者もまた同様とする。

2 前項の要請は、口頭（電話及び伝令等）をもって、直接に又は所轄消防署を通じてこれを行うことができるものとする。

3 第1項の消防団長が、応援の要請及びその応援を行う場合は、同項の要請をしたとき及び応援を受けたときは、速やかに関係市町村長にこれを報告しなければならない。

（応援が行われた場合の消防団の指揮権）

第5条 第2条から前条までの規定により、関係市町村間に応援が行われた場合、消防団の指揮は当該災害発生地市の消防団長がその指揮を行うものとする。

2 応援を行う市町村の消防団長が、消防法又はその他の関係法令の規定により認められる処分の執行についても、前項の指揮によりこれを行うものとする。

(応援相互市町村の経費)

第6条 この協定によって応援を求め、又は応援をした関係市町村の消防団の当該災害の防止、鎮圧のために要した経費の負担はそれぞれの市町村の負担とする。

2 前項の区分によることが、著しく負担の均衡を欠き、協定の存立に不適當な場合においては、前項の規定にかかわらず、当該関係市町村長が協議してこれを定めるものとする。

(この協定実施に必要な措置)

第7条 この協定の実施について、関係市町村長又はこの委任を受けた消防団長は、それぞれの市町村の消防団に、この協定の目的及び運用について、充分徹底を図り、又は必要な措置を講じ、その目的を達成するよう努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し、協定の改正、その他、この協定に定めのない事項について必要が生じたときは、関係市町村長が協議しこれを定める。

附則

- 1 この協定は、平成17年7月1日から効力を生じる。
- 2 平成9年3月12日付けで、あきる野市長、日の出町長及び檜原村長が締結した消防相互応援協定は、この協定の締結をもって廃止する。
- 3 この協定の締結を証するため、市町村長記名押印の上、各自それぞれ1通を保有する。

附則

この協定は、平成19年9月1日から施行する。

平成17年7月1日

青 梅 市 長

福 生 市 長

羽 村 市 長

あきる野市長

瑞 穂 町 長

日 の 出 町 長

奥 多 摩 町 長

檜 原 村 長

第2節 他の市町村との協力体制

多摩地区26市3町1村では、災害対策基本法第67条の規定に基づき「震災時等の相互応援に関する協定」を結んでいる。これは、各市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合において、被災市町村が他の市町村に応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めたものである。

震災時等の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、東京都市長会を組織する市長と東京都町村会を組織する町村の長の協議により災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、この協定を締結した東京都27市3町1村（島しょを除く。以下「市町村」という。）の地域に係る災害が発生し、市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合において、被災市町村が他の市町村に応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するとともに、東京都市長会及び東京都町村長会とも密接な連絡を図るものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあったもの

(応援要請の手続き)

第4条 応援を求めようとする市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第4条に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- (4) 前条第5条に掲げる職員の職種別の人員
- (5) 前条第6条に掲げるボランティアの従事する内容及び人員

(6) 応援を受ける場所及びその経路並びに期間

(7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(実施)

第5条 応援を要請された市町村は、これに応じ、救援に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、原則として応援を要請した市町村の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

(災害補償等)

第7条 第3条第5号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された市町村が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(情報等の交換)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を常時交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第10条 この協定は、平成8年3月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、市町村長記名押印の上、各自それぞれ1通を保有する。

平成8年3月1日

第3節 自衛隊災害派遣要請

1 自衛隊災害派遣要請

市は、災害が発生し、人命又は財産の保護のために必要があると認めただ場合には、都知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

(1) 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には、災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

ア 都知事の要請による災害派遣

(ア) 災害が発生し、都知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊の派遣要請をした結果、派遣される場合

(イ) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、都知事が予防のため自衛隊の派遣要請をした結果、派遣される場合

(ウ) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するために必要があると認めて、都知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて都知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

イ 都知事が要請する猶予がない場合における災害派遣

(ア) 災害に際し、通信の途絶等により、都知事との連絡が不能である場合に、市長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

(イ) 災害に際し、通信の途絶等により、都知事との連絡が不能である場合に、部隊による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

(ウ) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

(エ) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合

(オ) 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、都知事からの災害派遣要請を待つひまがないと認められる場合

(カ) 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

(2) 災害派遣要請の手続き等

自衛隊に対する災害派遣要請手続きは、次のとおりである。

ア 要請手続き

市長は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって都知事（総合防

災部) に要請を依頼する。ただし、緊急を要する場合は、まずは電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送付する。

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する事由

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

なお、市長は、市の地域に災害が発生し、都知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通報するものとし、事後所定の手続きを速やかに行うものとする。

イ 災害派遣部隊の受入体制

(ア) 他の防災機関との競合重複の排除

他の防災機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮する。

(イ) 作業計画及び資器材の準備

市長は、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送等）について、派遣要請を行うのか、平常時より計画しておくとともに、必要な資器材を準備し、また、施設の使用に際して管理者の了解を得る。

(ウ) 宿舎等の配慮

市長は、派遣された部隊が円滑に作業できるよう、宿舎等必要な設備を可能な限り配慮するものとする。

ウ 災害派遣部隊の撤収要請

災害派遣部隊の撤収要請を行う場合、民心の安定、民生の復興に支障がないよう各防災機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行う。

エ 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に列举する経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

(ア) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費

(イ) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料

(エ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等

(オ) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

(3) 災害派遣部隊の活動範囲

<u>区分</u>	<u>活動内容</u>
<u>被害状況の把握</u>	<u>車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。</u>
<u>避難の援助</u>	<u>避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。</u>
<u>避難者等の捜索援助</u>	<u>行方不明者、負傷者等が、発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。</u>
<u>水防活動</u>	<u>堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。</u>
<u>消防活動</u>	<u>火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消火機関に協力して消火にあたる。（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）</u>
<u>道路又は水路の障害物除去</u>	<u>道路若しくは水路が破損し、又は障害がある場合は、それらの障害物除去にあたる。</u>
<u>応急医療、救護及び防疫</u>	<u>被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）</u>
<u>人員及び物資の緊急輸送</u>	<u>救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。</u>
<u>被災者生活支援</u>	<u>被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。</u>
<u>救援物資の無償貸付又は譲与</u>	<u>「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は、譲与する。</u>
<u>危険物の保安及び除去</u>	<u>能力上可能なものについて、火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。</u>
<u>その他臨機の措置等</u>	<u>1 その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。</u> <u>2 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項から第10項及び第65条第3項に基づき、市長、警察官等がその場にはいない場合に限り、自衛隊は市長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。</u>

(4) 緊急連絡先及び災害派遣部隊

部隊名等 (駐屯地・基地名)	連絡責任者	
	時間内	時間外
陸上自衛隊 第1師団司令部 (練馬) (緊急連絡先)	第3部長又は同部防衛班長 03(3933)1161 内線238・239 (都防災行政無線) 76611	司令部当直長 03(3933)1161 内線207・228 (都防災行政無線) 76615
陸上自衛隊 第1師団 第1施設大隊 (練馬) (災害派遣部隊)	第3係主任又は運用訓練幹部 048(460)1711 内線4830・4832	部隊当直指令 048(460)1711 内線4898

第5章 消防・危険物対策

本市の地域内における地震火災が発生した場合、秋川消防署はあきる野市消防団との緊密な連携の下に、市民の生命・身体及び財産を保護するため、延焼の拡大防止や避難の安全確保に努め、応急対策の実施に当たるものとする。

そのため、市本部の組織、配備動員体制及び情報伝達系統と緊密な連携を保持しつつ、災害時の協力連携体制を確立し、必要に応じ外部機関の支援を仰ぐものとする。

本活動に関する責任調整機関は、地域防災課（本部班）とする。

《時系列活動目標のイメージ》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
防災機関協力体制の確立	都との協力要請、 応急措置の要請				
消防活動	火災発生状況及び 初動対応状況把握	初動対応、緊急消 防援助隊派遣要請	緊急消防援助隊等応援機関の受け入れ、活動調整		
危険物・高圧ガス対策	危険物等施設被害 及び初動対応把握	初動対応、緊急消 防援助隊派遣要請	緊急消防援助隊等応援機関の受け入れ、活動調整		
関係団体・事業所への協力要請	所管施設の防災活 動	関係団体・事業所 へ協力要請手続	関係団体・事業所・各種支援機関等の現地活動調整		

《対策実施部課・機関と主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
地域防災課 (本部班)	都との協力要請、 応急措置の要請	初動対応、緊急消 防援助隊派遣要請	緊急消防援助隊等応援機関の受け入れ、活動調整		
あきる野消防団 あきる野消防署	火災発生状況及び 初動対応状況把握	初動対応、緊急消 防援助隊派遣要請	緊急消防援助隊等応援機関の受け入れ、活動調整		
危険物・高圧ガス事業所	所管施設の防災活 動	関係団体・事業所・各種支援機関等の現地活動調整			

第1節 消防活動

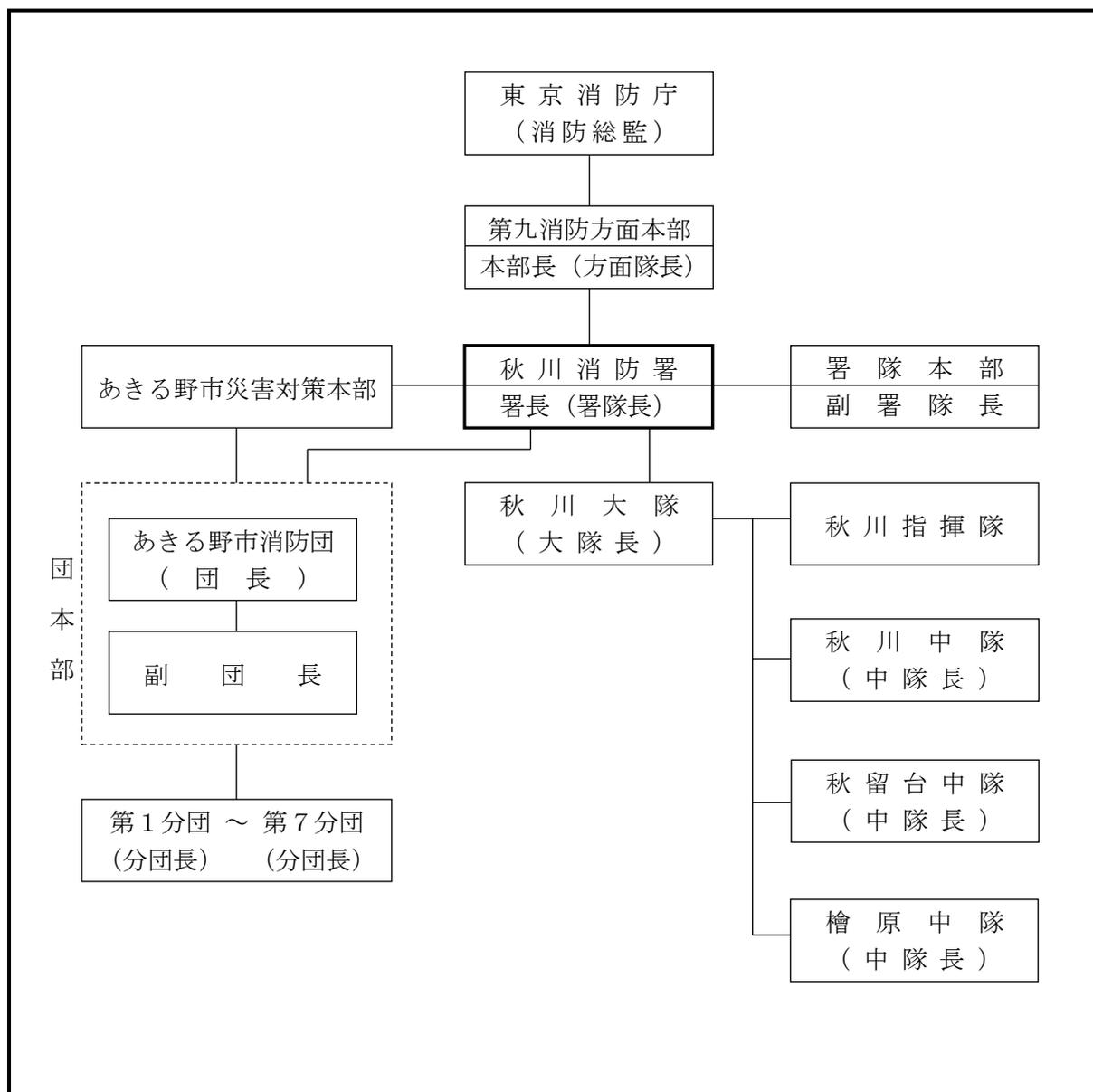
1 消防組織体制

大火災が発生した場合、秋川消防署はあきる野市消防団との緊密な連携のもとに、市民の生命・身体及び財産を保護するため、延焼の拡大防止や避難の安全確保に努める。本章では、本部の運営、配備動員体制及び情報伝達系統等について定める。

(1) 消防活動体制

消防活動体制は、次のとおりである。

秋川消防署・あきる野市消防団の消防活動体制



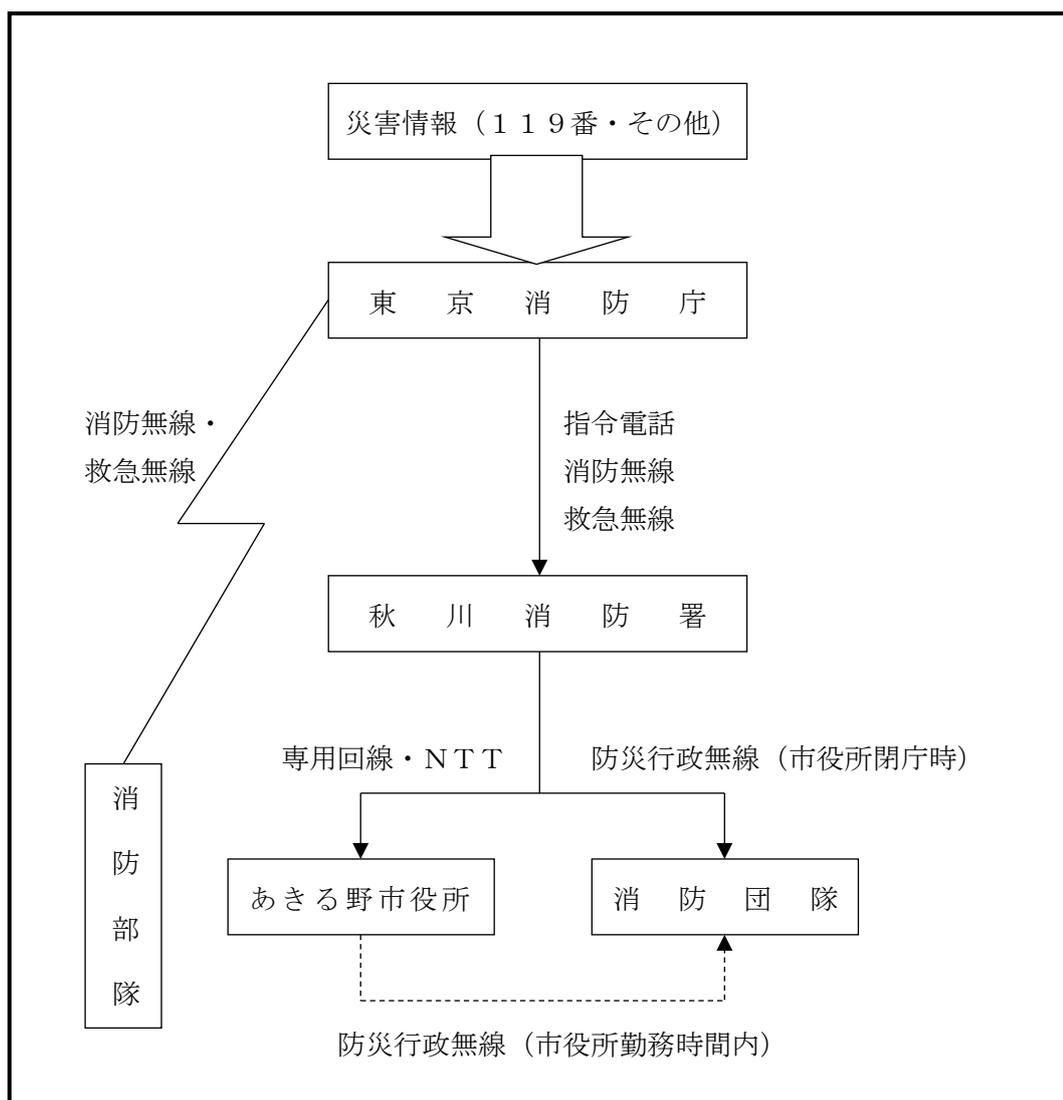
(2) 署隊本部等の運営

秋川消防署では、災害活動組織の総括として、署内に署隊本部を常設し、地震等の災害に即応できる体制を確保している。発災時には、本部の機能を強化し、消防活動体制の中核とする。

(3) 東京消防庁の配備動員態勢

項 目	活 動 態 勢
震災配備態勢	東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5弱の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し、必要と認めた場合は、直ちに震災配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
震災非常配備態勢	東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強以上の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し、必要と認めた場合は、直ちに震災非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
非 常 招 集	震災配備態勢を発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は、直ちに所定の場所に参集する。 震災非常配備態勢を発令したときは、全消防職員及び全消防団員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

(4) 災害時情報伝達系統



2 消防活動体制

災害発生に伴う火災の発生、特に地震時における火災は同時多発が予想され、延焼拡大による人命の危険が予想される。本項では、延焼の拡大防止、避難の安全確保等消防活動要領について定める。

(1) 地震消防活動

地震発生時には、同時多発の火災により、極めて大きな人命の危険が予想される。秋川消防署では、発災時において、市民や事業所に対し、出火防止と初期消火の徹底等について、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、消防団を含めて、その全機能を挙げて人命の安全確保と、延焼の拡大防止に努め、災害事象に対応した防御活動を展開して、市民の生命、財産を保護する。

ア 活動の基本

- (ア) 延焼火災が多発したときは、全消防力をあげて消防活動を行う。
- (イ) 震災消防活動体制を早期に確立したときは、消火活動と並行して救助・救急活動等、人命の安全確保を最優先とした活動を行う。
- (ウ) 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。
- (エ) 重機等を活用し、消防車両の活動路及び活動スペースの確保を行い、効率的な活動を展開する。

イ 部隊の運用等

地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。また、地震被害予測システム、延焼シミュレーションシステム、震災消防活動支援システム等の震災消防対策システムを活用し、効率的な部隊運用を図る。

ウ 情報収集

- (ア) 署隊本部は、所定の計画に基づき、地震被害予測システムの結果、119番情報、高所見張情報、情報活動隊による情報、参集職員情報、消防ヘリコプターによる地震被害判読システム等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。
- (イ) 震災消防対策システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。
- (ウ) 防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。

エ あきる野市消防団の活動

- (ア) 出火防止
発災と同時に付近の市民に対して、出火防止と初期消火を呼びかける。
- (イ) 情報の収集
分団受持区域内の消火活動上必要な事象、道路障害状況、特異救助事象発生状況等の情報収集と、報告及び消防団本部又は分団本部からの指示命令の伝達等を行う。
- (ウ) 消火活動
分団受持区域内に発生した火災に対する消火活動、あるいは避難道路確保のための消火活動は、消防団独自又は署隊と協力して行う。
- (エ) 署隊への応援
署隊の消防部隊要員として消火活動の応援をするとともに、道路障害の排除及び消防部隊の応援に当たる。
- (オ) 救出・救護

簡易救助器具を活用し、市民と一体となった救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(カ) 避難場所の防護等

避難命令、避難勧告等が出された場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

(2) 避難誘導體制

地震による同時多発の火災が延焼拡大し、人命に及ぼす危険性が著しいと予測される場合又はガス等の流出拡散により広域的に人命に危険が予測される場合及び市民の生命、身体を災害から保護するため必要と認められるとき、これら危険地域の市民を安全な場所へ避難させることにより、人的被害の発生を未然に防止しなければならない。

ア 避難の勧告、指示

消防署長は、火災の拡大又はガスの拡散が迅速で、人命に危険が著しく切迫していると認めるときは、市民に避難の勧告を行う。この場合、ただちに市長（本部長）に通報する。

イ 避難誘導

(ア) 避難の勧告、指示が出された場合には、災害の規模、道路・橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、最も安全と思われる方向又は場所を市災害対策本部、警察機関等関係機関に通報する。

(イ) 避難が開始された場合は、消防団等の活動により避難誘導に当たる。

(ウ) 避難の勧告・指示が出された時点以降の消火活動は、避難道路の安全確保に努める。

(3) 多数傷病者発生時の救助・救急活動

大規模火災その他の災害事故により、多数の傷病者等が発生したときは、消防機関の全力をあげて救出・救急業務を実施するとともに、関係機関との密接な連携により、効果的な活動を図るものとする。

ア 多数傷病者事故

多数傷病者事故とは、原則として、同一事故で20人以上の傷病者が発生し、又は発生するおそれがあると認められるものをいう。

(ア) 地震、火災、水災等によるもの

(イ) がけ崩れ、地すべり等によるもの

(ウ) 陸上交通機関、航空機等の事故によるもの

- (エ) 都市ガスその他、ガス及び危険物、薬品等の爆発、流出、漏えい等によるもの
- (オ) その他、これに類するもの

イ 活動体制、活動内容

地震時、多数傷病者発生事故に対する救助・救急活動を効率的に行うため、特別救急隊及び救急隊等の消防部隊が、災害に対応した救助・救急資器材を活用して人命救助に当たるとともに、医師会、医療機関等と連携した救助・救急活動を行う。

ウ 防災関係機関等との連携

秋川消防署長は、災害、事故等の規模により、消防活動を行うための資器材及び医療救護等を必要とする場合で、緊急を要すると認めるときは、関係機関等に対して、本計画に定めるところにより要請を行うものとする。この場合、直ちに市長（本部長）に報告する。

エ あきる野市消防団の活動

- (ア) 救助・救急活動の支援
- (イ) 傷病者の現場救護所への搬送支援
- (ウ) 消防警戒区域の設定
- (エ) 進入路確保、消防車両の誘導
- (オ) その他の署隊指揮本部からの要請事項

(4) 林野火災消防活動

ア 消防活動の原則

消防活動は、住宅及び重要な工作物等への延焼阻止を主眼とした防御とする。

イ 市災害対策本部との連携

秋川消防署署隊本部は、市災害対策本部が設置された場合は、連携を密にし、各種の災害情報を現場指揮本部へ提供し、市災害対策本部と現場指揮本部との通信の確保に当たるものとする。

ウ 関係機関との連携

五日市警察署、福生警察署、森林組合等の関係機関との連携を密にし、後方支援、山相等の情報提供等を受け、消防活動の適正化・効率化を図る。

第2節 危険物等災害応急対策

現在、市内には、石油、火薬、高圧ガス等の危険物貯蔵所などがあり、地震時には振動、火災等により、危険物の漏えいやガス爆発等の事態の発生が考えられる。

これらの施設については、関係法令に基づく災害予防規程や東京都震災対策条例等に基づく防災計画の作成を義務づけているところであるが、発災した場合に被害を最小限に止めるための応急対策を確立しておく必要がある。

本節では、石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物及び放射線に係る各施設の応急措置及び危険物等輸送車両に対する応急措置について定める。

1 危険物保安対策

危険物等の保安施設については、地震火災及び大量流出から生命、身体及び財産を保護するため、これらの施設に立入検査を実施し、これらに従事するものに当該物件の取扱指導訓練等を実施することにより災害の予防を図る。

- (1) 法令にに基づく立入検査を実施し、災害予防の指導に当たるとともに、危険物保安監督及び危険物取扱者等による自主的災害予防体制の確立を図る。
- (2) 各事業所に対し随時査察を実施し、危険物の貯蔵所、取扱所等の位置、構造、設備の適正と貯蔵、取扱いの保持に努め、災害の未然防止に努める。
- (3) 各事業主及び危険物取扱者による研究会等を行い、火災予防思想の普及と危険物の貯蔵、取扱い技術の習熟を図る。
- (4) 各事業所には、必ず危険物取扱者の有資格者に取り扱わせるよう、有資格者の養成に努める。
- (5) 予防規程を定めなければならない製造所等については、規定に基づき有効に自主防火管理体制の確立を図るよう指導する。

2 石油类等危険物保管施設の応急措置

- (1) 秋川消防署は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

ア 危険物の流出、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置

イ 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出、及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策

ウ 危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定

エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動

- (2) 市が行う対応
事故時には必要に応じ、次の措置を行う。
- ア 住民に対する避難の勧告又は指示
 - イ 住民の避難誘導
 - ウ 避難所の開設
 - エ 避難住民の保護
 - オ 情報提供
 - カ 関係機関との連絡

3 火薬類保管施設の応急措置

- (1) 東京都環境局（多摩環境事務所）が行う対応
火薬庫及び火薬庫外貯蔵施設の所（占）有者に対し、施設及び貯蔵火薬類に関する管理責任者を定め、施設が災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予想される場合には、あらかじめ定めるところにより危険防止措置を講ずるように指導しており、また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより緊急措置命令等を行うものとする。
- (2) 関東東北産業保安監督部が行う対応
火薬類製造事業所等の施設等が、災害の発生により危険な状態となった場合、又は危険が予想される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより危険防止措置を講ずるよう十分な監督又は指導を行うものとし、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより緊急措置命令等を行うものとする。
- (3) 市が行う対応
事故時には必要に応じ、次の措置を行う。
- ア 住民に対する避難の勧告又は指示
 - イ 住民の避難誘導
 - ウ 避難所の開設
 - エ 避難住民の保護
 - オ 情報提供
 - カ 関係機関との連絡

4 高圧ガス保管施設の応急措置

- (1) 東京都環境局（多摩環境保全事務所）が行う対応
- ア ガス漏れ等の事故が発生した場合、当該事業所は直ちに災害の拡大防止及び被害の軽減に努める。
 - イ 災害が拡大するおそれがある場合、「高圧ガス震災時連絡応援体制」に基づき、東京都高圧ガス地域防災協議会がガスの種別により指定した

防災事業所又は震災被害を受けていない協議会支部に対し出動を要請し、災害の拡大防止を指示する。

- (2) 警視庁（五日市警察署、福生警察署）が行う対応
 - ア 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合、市に通報する。
 - イ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難勧告又は指示及び市にその内容を通報する。
 - ウ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。
 - エ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、第1節「消防活動」により対処する。

- (3) 東京消防庁（秋川消防署）が行う対応
 - ア 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合、市に通報する。
 - イ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難勧告又は指示及び市にその内容を通報する。
 - ウ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。
 - エ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、第1節「消防活動」により対処する。

- (4) 関東東北産業保安監督部が行う対応
 - ア 正確な情報把握のため、都及び関係機関と密接な情報連絡を行う。
 - イ 災害発生に伴い、市、都及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造の施設者等に対して、施設等の緊急保安措置を講ずるよう指導し、被害の拡大防止を図る。

- (5) 市が行う対応
 - 事故時には必要に応じ、次の措置を行う。
 - ア 住民に対する避難の勧告又は指示
 - イ 住民の避難誘導
 - ウ 避難所の開設
 - エ 避難住民の保護
 - オ 情報提供
 - カ 関係機関との連絡

5 毒物・劇物取扱施設の応急措置

- (1) 東京都福祉保健局（西多摩保健所、健康安全研究センター）が行う対応
- ア 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。
 - イ 毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。
 - ウ 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努める。
- (2) 東京消防庁（秋川消防署）が行う対応
- ア 有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているとき、避難の勧告又は指示を行う。
 - イ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。
 - ウ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、第1節「消防活動」により対処する。
- (3) 市が行う対応
- 事故時には、必要に応じ次の措置を行う。
- ア 住民に対する避難の勧告又は指示
 - イ 住民の避難誘導
 - ウ 避難所の開設
 - エ 避難住民の保護
 - オ 情報提供
 - カ 関係機関との連絡
- 《下水道に関する措置》
- ア 事業場から有害物質等が下水道に流入する事故が発生したときは、事業者が下水道への排出を防止するための応急措置を講ずるよう指導する。
 - イ 関係機関に流入の通報等を行う。
- (4) 市教育委員会が行う対応
- 発生時の活動について、次の対策を樹立しておき、これに基づき行動するよう指導する。
- ア 発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知
 - イ 出火防止及び初期消火活動
 - ウ 危険物等の漏えい、流出等による危険防止
 - エ 実験中における薬品容器・実験容器の転倒・落下防止及び転倒・落下

- 等による火災等の防止
- オ 児童・生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底
- カ 被害状況の把握、情報収集及び伝達等
- キ 避難場所及び避難方法

6 危険物等輸送車両の応急対策

高圧ガス等輸送車両の応急対策は、次のとおりである。

- (1) 東京都環境局（多摩環境事務所）が行う対応
 - ア 正確な情報把握のため、関係機関との密接な情報連携を行う。
 - イ 必要と認められる場合、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。
 - ウ 災害が拡大するおそれがあるときは、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に対して応援出動を要請する。
- (2) 警視庁（五日市警察署、福生警察署）が行う対応
 - ア 危険物による被害状況等情報収集に努めるとともに、市民及び関係機関と密接な情報連絡を行う。
 - イ 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。
- (3) 東京消防庁（秋川消防署）が行う対応
 - ア 危険物等の輸送の安全化（第2部第2章第4節）に基づき、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
 - イ 災害応急対策は、前節の消防活動により対処するものとする。
- (4) 関東東北産業保安監督部が行う対応
 - ア 正確な情報把握のため、市、都及び関係機関と密接な情報連絡を行う。
 - イ 高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。
 - ウ 災害が拡大するおそれのあるときは、必要に応じ都又は隣接県の高圧ガス地域防災協議会等が指定した防災事業所に対して応援出動を要請する。
- (5) 関東運輸局が行う対応
 - 危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。
 - ア 災害発生時の緊急連絡設備の整備
 - イ 災害発生時の危険物輸送車両の停止箇所は、できるだけ橋りょう、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講ずる。

ウ 輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。

(6) 市が行う対応

事故時には必要に応じ、次の措置を行う。

- ア 住民に対する避難の勧告又は指示
- イ 住民の避難誘導
- ウ 避難所の開設
- エ 避難住民の保護
- オ 情報提供
- カ 関係機関との連絡

7 放射性物質対策

(1) 放射線使用施設の応急処置

地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合においては、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づいて定められた基準に従い、放射性同位元素使用者等は、直ちに応急の措置を講じ、文部科学大臣に報告する。文部科学大臣は、必要があると認めるときは、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

放射線障害防止法の対象事業所数（使用事業所）（原子力規制委員会）
（平成27年3月31日現在）

教育機関	研究機関	医療機関	民間機関	その他	計
0	0	1	1	0	2

ア 東京消防庁（秋川消防署）が行う対応

放射性物資の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう使用者を指導する。また、第1節の「消防活動」により災害応急活動を行うものとする。

- (ア) 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置
- (イ) 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置

イ 東京都福祉保健局（西多摩保健所）が行う対応

R I（radioisotope。放射能をもつ同位元素）使用医療施設での被害が

発生した場合、人身の被害を最小限に止めるため、4人を1班とするR I 管理測定班を編成して、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止、住民の不安の除去に努める。

ウ 市が行う対応

事故時には必要に応じ、次の措置を行う。

- (ア) 住民に対する避難の勧告又は指示
- (イ) 住民の避難誘導
- (ウ) 避難所の開設
- (エ) 避難住民の保護
- (オ) 情報提供
- (カ) 関係機関との連絡

(2) 広域的な放射性物質への対応

都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても「原子力災害対策重点区域（※）」に市の範囲は含まれていない。このことから、国内の原子力施設において原子力緊急事態が発生した場合においても、市は、市民の避難等の対応を迫られるものではない。

しかし、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から約 240km 離れているあきる野市においても様々な影響を受けたことから、放射性物質等による影響について、市民の心理的動揺や混乱をできる限り低くするよう、迅速・的確な情報提供等が必要である。

市は、関係機関との連携の下、市民への情報提供、保健医療活動、放射性物質への対応を行う。

※原子力災害対策重点区域

原子力災害対策重点区域とは、国の原子力規制委員会が平成 24 年 10 月に策定した「原子力災害対策指針」において重点的に原子力災害に特有な対策を講じる区域として定められている区域。当該区域内においては、平時からの住民等への対策の周知、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリング体制の整備、退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知などが必要である。

原子力災害対策指針においては、実用発電用原子炉（発電の用に供する原子炉）に係る原子炉施設については、予防的防護措置を準備する区域及び緊急時防護措置を準備する区域を定めており、また、実用発電用原子炉に係る原子炉施設以外の原子力災害対策重点区域についても定めている。

ア 情報連絡体制

放射性物質等による影響が生じた際に都に設置される放射能対策チーム等との連携を図る。

イ 市民への情報提供

関係機関との連携の下、市民への適切な情報提供を行う。

機 関 名	内 容
都総務局、 都生活文化局	的確な情報提供、広報を行う。
都環境局	①大気環境測定局で得られた気象データを提供する。 ②都内区市町村と連携し、焼却施設等における放射能濃度等の測定データを収集する。
都福祉保健局	①被ばく線量の測定等に関する医療情報を提供する。 ②保健所において被ばく線量等の測定を行う。 ③空間放射線量や流通食品等の放射性物質の測定と結果の公表を行う。
都産業労働局	都内産農林水産物等の放射性物質検査を行う
都中央卸売市場	摂取又は出荷が制限・自粛された食品の流通を防止する。
都水道局	①浄水場原水・浄水等の放射性物質の測定及び情報提供を行う。 ②応急給水拠点を遠隔操作することで、清浄な水を確保する。
都下水道局	下水汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射エネルギーの測定、情報提供を行う。
市	放射線量や放射性物質の測定・検査と、内容・結果の公表を行う。

ウ 保健医療活動

市は原子力災害時における市民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合に、東京都が実施する以下の保健医療活動と連携した対応を行う。

- (ア) 健康相談に関する窓口の設置等
- (イ) 保健所、都立病院において外部被ばく線量等の測定

エ 放射性物質への対応

市は放射性物質による環境汚染に関する国の対処方針や市内の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要と認められた場合は都各局と連

携して対応を行う。

また、関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、市民に対する避難の勧告等の措置を実施する。

(3) 核燃料物質輸送車両の応急対策

事故時の対応措置は、次のとおりである。

ア 警視庁（五日市警察署、福生警察署）が行う対応

事故の状況把握、被害拡大の可能性の判断に努めるとともに、関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じ、警戒区域の設定、交通規制、救助活動等必要な措置をとる。

イ 東京消防庁（秋川消防署）が行う対応

事故の通報を受けた東京消防庁は、直ちにその旨を東京都総務局に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

ウ 東京都総務局が行う対応

事故の通報を受けた東京都総務局は、都の窓口として、直ちに区市町村をはじめ関係機関に連絡するとともに、国とも連携を密にし、専門家の派遣要請や住民の避難など必要な措置を講ずる。

エ その他（事業者等）が行う対応

(ア) 事業者等（輸送事業者、事業者、現場責任者）は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずる。

(イ) 警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置をとる。

オ 市が行う対応

事故時には必要に応じ、次の措置を行う。

(ア) 住民に対する避難の勧告又は指示

(イ) 住民の避難誘導

(ウ) 避難所の開設

(エ) 避難住民の保護

(オ) 情報提供

(カ) 関係機関との連絡

9 危険動物の逸走時対策

住民が飼養している特定動物等（特定動物及びその他人に危害を加えるおそれのある危険動物）の逸走の通報があった場合は、関係各局の協力の下、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。

- (1) 警視庁（五日市警察署、福生警察署）が行う対応
情報の受理及び伝達並びに必要な措置（警察官職務執行法）
- (2) 東京消防庁（秋川消防署）が行う対応
情報の受理及び伝達並びに被災者の救助及び搬送
- (3) 都総務局が行う対応
情報収集並びに国及び他府県等との連絡調整等の運営管理
- (4) 都福祉保健局が行う対応
情報収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局(庁)との連絡調整
- (5) 東京都産業労働局が行う対応
産業動物の飼い主に対する逸走した家畜の捕獲等を指導
- (6) 都建設局が行う対応
都立動物園の逸走動物の捕獲等必要な措置
- (7) 市が行う対応
事故時には必要に応じ、次の措置を行う。
 - ア 住民に対する避難の勧告又は指示
 - イ 住民の避難誘導
 - ウ 避難所の開設、避難住民の保護
 - エ 情報提供、関係機関との連絡

第6章 避難勧告・指示計画

地震時には、地すべり、延焼火災等が発生するおそれがあり、住民の避難を要する場合が予想されるため、市は、避難勧告・実施の実施に当たっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、**要配慮者**に対するケア、男女の視点の違いに十分配慮し、住民が安心して避難できるよう配慮する。また、地域住民、学校、行政との協働による血の通った避難所の開設、運営を行う。

本活動に関する責任調整機関は、地域防災課（本部班）とする。

《時系列活動目標のイメージ》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
避難勧告等実施体制確立	災害状況把握、避難勧告検討、実施				
住民による避難誘導体制確立	住民による自主避難、避難誘導の実施	避難遅れ等、安否不明者搜索、確認	避難所施設の危険度判定、程度に応じ、他施設へ移送		
避難所開設・運営体制確立		避難所開設・運営体制確立	避難所運営委員会等設置・運営継続		
避難所生活の支援		食料・飲料水等の供給手配	食料・飲料水、生活必需品・医薬品等供給		

《対策実施部課・機関と主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
地域防災課 (本部班)	災害状況把握、避難勧告検討、実施	避難遅れ等、安否不明者搜索、確認	他市町村・消防等の支援活動、自衛隊災害派遣受け入れ、現地活動調整		
市長公室 (広報班)	避難勧告実施の場合、広報手段で広報	避難所開設状況等をHP等で広報	避難所開設・運営状況をHP、SNS、広報紙等で広報		
生活福祉課 (民生班)	防災機関・建設業者等の協力要請	食料・飲料水等の供給手配	食料・飲料水、生活必需品・医薬品等供給		
教育総務課 (学校班)		避難所開設・運営体制確立	避難所運営委員会等設置・運営継続		
消防団 (消防班)		避難遅れ等、安否不明者搜索、確認。避難所施設の程度に応じ、他施設へ移送			

第1節 避難体制

地震による同時多発の火災が延焼拡大し、人命への危険性が著しく高まったと予想される場合又はガス等の流出拡散により広域的に人命への危険が及ぶと予測される場合及び住民の生命、身体を災害から保護する必要があると認められるときは、これら危険地域の住民を速やかに安全な場所へ避難させる。

1 避難の勧告・指示

(1) 市

ア 市内において危険が切迫した場合には、市長（本部長）は、五日市警察署長、福生警察署長及び秋川消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて避難を勧告又は指示するとともに、速やかに都本部に報告する。

イ 人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、市長（本部長）は警戒区域を設定し、当該区域への立入を制限若しくは禁止し、又は退去を命ずるものとする。

ウ 平常時から地域又は町内会・自治会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努めるものとする。

(2) 都

ア 都知事は、水防法又は地すべり等防止法に基づく避難の指示を行う。

イ 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長（本部長）に代わって実施する。

(3) 五日市警察署、福生警察署

火災の発生等の危険が切迫し、市長（本部長）が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市長（本部長）から要請のあったときは、警察官が住居者等に避難の指示を行う。

この場合、直ちに市長（本部長）に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。

(4) 秋川消防署

消防署長は、火災の延焼拡大又はガスの拡散が迅速で、人命に危険が著しく切迫していると認めるときは、住民に避難の勧告・指示を行う。この場合、直ちに市長（本部長）に通報する。

〈三類型の避難勧告等一覧〉

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	要配慮者の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	要配慮者の避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示（緊急）	前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 人的被害の発生した状況	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 まだ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

2 避難誘導

(1) 市

避難の勧告又は指示が出された場合、警察署及び消防署の協力を得て、町内会・自治会等单位に集団の形成を図るため、町内会・自治会及び防災・安心地域委員会等、自主防災組織の避難誘導活動を支援し、指定した一時集合場所に集合し、町内会・自治会等のリーダーを中心に集団を形成し、あらかじめ指定してある避難所等に誘導する。この場合、要配慮者は優先して避難させる。

避難の勧告又は指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ検討した地域の実情や発災時の状況に応じて避難誘導する。

(2) 教育委員会

災害状況に応じ、校長を中心に全職員が協力して、児童・生徒等の安全確保が図れるよう、次のとおり避難計画の作成等の指導を行う。

ア 計画の内容を、教職員に周知徹底するとともに、児童・生徒等に対し基本的事項について反復指導、訓練を実施する。また、必要な事項につ

いて、保護者に周知する。

イ 避難所、避難経路及び保護者への引渡場所については、防災機関と連絡を密にし、防災計画に即して選定する。

ウ 避難時における指揮命令系統及び教職員の任務分担を明確にする。

エ 避難計画は、始業時、授業時、休憩時、放課後、校外指導等それぞれの状況に応じた対策とし、学年や障がいの程度等児童・生徒の発達段階に配慮する。

オ 校内放送、非常ベル等校内の通報連絡手段及び関係機関への連絡方法について、最悪の条件を想定し、代替手段を確保する。

カ 児童・生徒等の人員把握と、報告の方法を具体的に定める。

(3) 五日市警察署、福生警察署

ア 避難誘導に当たっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場における個別広報のほか、ヘリコプターによる上空からの広報活動を行う。

イ 火災等の規模や様態等により、できる限り必要な部隊を配置し、地域住民、事業所等のリーダーとの連絡により、必要な避難措置を講じる。

ウ 避難所等においては、所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡の上、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者の把握及び危険と認められた場合の再避難の措置等を講じ、避難所等の秩序維持に努める。

エ 誘導経路については、事前に検討しその安全を確認し、危険な場所には表示、縄張り等をするほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。特に夜間の場合は照明を確保して誘導の安全を期するものとする。

(4) 秋川消防署

ア 避難の勧告・指示が出された場合には、災害の規模、道路橋りょうの状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、最も安全と思われる方向を、市、警察署等に通報する。

イ 避難が開始された場合は、消防団等の活動により、避難誘導に当たる。

ウ 避難の勧告・指示が出された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路等の安全確保に努める。

第2節 避難所の開設・運営

災害により現に被害を受け、住居等を喪失するなど引き続き援助を要する者については、避難所を開設し、応急的な食料等の配布を行うなどの保護を行う。

本節では、避難所の開設、避難所の管理運営、被災者の他地区への移送について、必要な事項を定める。

1 避難所の事前指定

- (1) 市は、あらかじめ避難所を指定し、住民に周知しておく。
- (2) 指定した避難所の所在地等については、警察署等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（D I S）への入力等により、都に報告する。
- (3) 避難所の指定基準は、概ね次のとおりとする。
 - ア 避難所は、原則として、町内会・自治会、防災・安心地域委員会等を単位として指定する。
 - イ 避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等（学校、公民館等）を利用する。
 - ウ 避難所に受け入れる被災者数は、概ね居室3.3㎡当たり2人とする。
- (4) 避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、安全性を確認・確保するとともに、被災者の性別も踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。
- (5) 地域内の公立小中学校等を避難所として指定したときは、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。

2 避難所の開設

- (1) 避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び五日市警察署、福生警察署、秋川消防署等関係機関に連絡する。
- (2) 都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム（D I S）への入力等により行う。なお、個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。
- (3) 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。
- (4) 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を受ける。
- (5) 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入施設を開設する。
なお、野外に受入施設を開設した場合の都福祉保健局及び関係機関への

連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。

- (6) 野外受入施設の開設に必要な資材が不足するときは、都福祉保健局に調達を依頼する。
- (7) 野外受入施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

3 二次避難所の開設

- (1) 自宅や避難所で生活している要配慮者に対し、状況に応じ、医療や介護など必要なサービスを提供するため、秋川ふれあいセンター、施設利用に関しての災害時応援協定締結先団体等管理する施設等を二次避難所（福祉避難所）として指定する。

秋川ふれあいセンターについては、災害時にボランティアセンターとしての機能も果たすことから、二次避難所として利用できる部分については会議室やトイレなど、ボランティアセンター機能を阻害しない部分とする。

- (2) 二次避難所（福祉避難所）は、耐震・耐火・鉄筋構造に加えてバリアフリーを備えた建物を利用する。
- (3) 二次避難所（福祉避難所）を開設したときは、開設日時、場所、避難者数、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。

4 避難所の管理運営

- (1) 避難所の管理運営は、防災・安心地域委員会が主体となり作成した避難所管理運営マニュアルに基づいて行う。運営に当たっては、住民、町内会・自治会、自主防災組織、ボランティア及び防災関係機関の協力を得て行う。市は、避難所の運営管理のために、救援救護部等の職員を派遣する。

- (2) 学校を避難所とした場合、学校職員は学校長の指示を受けて、また学校以外の施設を避難所とした場合は、施設管理者・施設勤務職員は、救援救護部の職員と協力・連携して避難所の管理を支援する。

あらかじめ避難所に指定されている学校の校長は、市職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定しておくものとする。

- (3) 避難所担当職員は、避難者の住所、氏名、その他必要事項を所定様式により調査し、人員を把握し、救援救護部でとりまとめて総務部へ報告を行う。また、食料及び物資供給その他については、担当部と連絡を行う。

- (4) 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報紙の発行、インターネット、**FAX**等の整備を行う。
- (5) 避難所の運営に当たっては、被災者の性別を踏まえ更衣室や授乳室の確保など、プライバシーに配慮した管理運営を行う。

5 他地区への被災者の移送

- (1) 市長（本部長）は、市内の避難所に被災者を受け入れることが困難なときは、他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県）への移送について、知事（都福祉保健局）に要請する。
- (2) 被災者の他地区への移送を要請した市長（本部長）は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するとともに、移送に当たっては、引率者を添乗させる。
- (3) 都から被災者の受入を指示された市長（本部長）は、直ちに避難所を開設し、受入体制を整備する。
- (4) 移送された被災者の避難所の運営は移送元の区市町村が行い、被災者を受入れた区市町村は運営に協力する。
- (5) 被災者の移送方法については、都福祉保健局が市と協議の上、被災地の状況を勘案して決定し、都財務局調達のバス等を中心に、市、都交通局、警察署、消防署の協力を得て実施する。

6 動物救護

- (1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○被災動物の保護 ○関係団体等との連絡調整 ○関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置 ○避難所等における動物の適正飼養の指導等
区市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○同行避難動物の飼養場所等の確保 ○避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供 ○避難所等における動物の適正飼養の指導等

(2) 避難所における動物の適正な飼養

ア 都福祉保健局

区市町村と協力をして、飼い主とともに同行避難した動物について、以下の取組を行い、適正飼養を指導する。

(ア) 各地域の被災状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等

(イ) 避難所から保護施設への動物の受入及び譲渡等の調整

(ウ) 他縣市への連絡構成及び要請

イ 市

開設した避難所施設の状況に応じて、動物の飼養場所を確保する。避難所施設敷地内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼養場所を確保する。

7 避難所外避難者への支援

中越地震や熊本地震では、避難所以外に自動車やテントで避難生活を送る避難者が多数いた。このような避難形態の多様化に備え、自動車やテントで避難生活をする避難スペースの確保に努める。

町内会・自治会や自主防災組織、関係機関等と協力して、このような避難所外避難者の把握に努め、食料・物資の提供、情報の提供、エコノミークラス症候群の予防、避難所等への移動など、必要な支援を行う。

第7章 帰宅困難者対策

大規模な震災が発生した場合、多くの帰宅困難者が発生し、駅周辺や大規模集客施設など、都内において混乱が想定される。事業者や学校などにおいては、従業員や児童・生徒を職場や学校等に待機させ、一斉帰宅を抑制し混乱を防止する必要がある。また、帰宅困難者の搬送について、国を中心とした広域的な応援調整が必要となる。

そのため、地震が発生した場合における帰宅困難者についての対策を示すとともに、行政機関だけではなく市民、事業者、学校など社会全体で連携し取組を進めることにより、駅周辺をはじめとした混乱の防止や帰宅困難者の安全な帰宅を実現する。

本計画に関する責任調整機関は、地域防災課（本部班）とし、帰宅困難者への広報については市長公室（広報班）とする。

《時系列活動目標のイメージ》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
帰宅困難者支援体制確立	帰宅困難者支援体制の状況確認	帰宅困難者対応状況、安否の確認			
駅周辺の混乱防止	駅周辺の混乱状況等把握	混乱解消、帰宅困難者移送措置			
一時滞在施設への受け入れ		帰宅困難者一時受け入れ対応	一時収容状況をHP等で広報		
事業所等による帰宅困難者支援		食料・飲料水等の供給手配	食料・飲料水等の供給		

《対策実施部課・機関と主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
地域防災課（本部班）	駅周辺の混乱状況等把握	帰宅困難者対応状況、安否の確認	関係課、事業所との調整		
市長公室（広報班）	駅周辺の混乱状況を広報手段で広報	帰宅困難者対応状況等をHP等で広報	一時収容状況をHP等で広報		
市内事業所	防災機関・建設業者等の協力要請	食料・飲料水等の供給手配	食料・飲料水等の供給継続		
JR各駅、バス会社等周辺施設	駅周辺の混乱状況等把握	混乱解消、帰宅困難者移送措置	食料・飲料水等の供給		

第1節 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底

東京都帰宅困難者対策条例で規定した内容を実施するため、条例の内容を都民及び事業者へ周知していく（従業員の一斉帰宅抑制、3日分の水・食料等の備蓄、駅・大規模集客施設の利用者保護、学校等における児童・生徒等の安全確保など）。

1 対策内容と役割分担

首都直下地震等への備えを万全とするためには、「自助」「共助」「公助」による総合的な対応が不可欠である。帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための一斉帰宅の抑制などの条例の内容を周知徹底する必要がある。

都及び市は、市民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、東京都帰宅困難者対策条例について、ホームページ、パンフレットの配布、講習会の実施等により普及啓発を図る。

機 関 名	対 策 内 容
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ○「東京都帰宅困難者対策実施計画」<u>に基づく取組の推進</u> ○東京都帰宅困難者対策条例の都民・事業者への普及啓発 ○都は、国とともに、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等からなる「首都直下地震帰宅困難者等対策調整連絡会議（仮称）」を設置 ○<u>各駅、地域間の連携・情報共有に資するため、広域的な立場から、都内区市町村、駅前滞留者対策協議会等が参加する東京都帰宅困難者対策フォーラムを開催</u>
都教育庁、都生活文化局、市教育委員会、学校等	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒等の安全確保のための体制整備
都都市整備局	<ul style="list-style-type: none"> ○都市開発の機会を捉え、従業員用の防災品備蓄倉庫等の整備を促進
五日市警察署及び福生警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○警察署は、計画の策定、広報及び誘導要領等に関し、駅前滞留者対策協議会等に対して必要な助言を行う。 ○駅前滞留者対策協議会等と連携した訓練の実施 ○地域版パートナーシップを活用した広報・啓発活動の推進
東京消防庁、秋川消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○所轄の消防署は、駅前滞留者対策協議会等に対して指導助言を行う。 ○事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導
区市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都帰宅困難者対策条例の都民・事業者への周知徹底

	○駅前滞留者対策協議会、又は自治体ごとの帰宅困難者対策協議会の設置 ○駅周辺の滞留者の一時滞在場所となる誘導先を確保
事業者	○企業等における従業員等の一斉帰宅の抑制のための施設内における体制整備や必要な備蓄の確保 ○外部の帰宅困難者を受け入れるため 10%程度余分の備蓄を検討 ○企業等における施設内待機計画の策定と従業員等への周知
東京商工会議所、東京経営者協会、東京青年会議所	○団体及び会員企業向け啓発や対策の実施 ○団体における連携協力体制の整備
集客施設及び駅の事業者	○集客施設及び駅における利用者保護のための施設内における体制整備や必要な備蓄の確保 ○集客施設及び駅における利用者保護計画の策定と従業員等への理解の促進
市民	○外出時の発災に備えた必要な準備

※帰宅困難者

東京都帰宅困難者対策条例第1条によると、事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。

【東京都帰宅困難者対策条例の概要】

<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業等従業員の施設内待機の努力義務化 ・ 企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化 ・ 駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化 ・ 学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化 ・ 官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等 ・ 一時滞在施設の確保に向けた都、国、区市町村、民間事業者との連携協力 ・ 帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）
--

2 **情報通信体制に関する**各機関、団体の役割

機 関 名	内 容
都総務局	○事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知、ガイドライン等の作成 ○都のホームページにおける帰宅困難者向けポータルサイト等の設置・運営
警視庁	適切な情報連絡や安全な避難誘導の指示を伝えるための広報用資器材の整備

市	事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知
通信事業者	○事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備 ○災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板等の普及啓発に努めるとともに、防災訓練等においてパンフレットの配布及び利用体験を実施する。

- 協議会において、帰宅困難者等への円滑な情報提供を確保すべく、関係機関の役割分担・連携要領、情報提供内容の具体的イメージ等についてあらかじめ定めた帰宅困難者等への情報提供ガイドライン（本章では以下、「情報提供ガイドライン」という。）を作成した。この情報提供ガイドラインを基に、国・都・区市町村・事業者等は取組を進めていく。
- 都及び区市町村は、震災時の帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。
- 都のホームページにおいて帰宅困難者向けポータルサイト等を設置し、情報提供を行う。
- 通信事業者は、あらかじめ行政機関や報道機関と連携協力して、事業者及び帰宅困難者が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。
また、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の普及啓発に努めるとともに、防災訓練等においてパンフレットの配布及び利用実験を実施する。

3 駅前滞留者対策協議会の設置

協議会で取りまとめた「駅前滞留者対策ガイドライン」を参考に、駅周辺に多くの滞留者が発生した場合に備え、都及び区市町村が連携し、あらかじめ駅ごとに、都、区市町村、所轄の警察署・消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等を構成員とする、駅前滞留者対策協議会を設置し、災害時の各機関の役割を定める。

【駅前滞留者対策協議会の主な所掌事項】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 滞留者の誘導方法と役割分担 ・ 誘導場所の選定 ・ 誘導計画、マニュアルの策定 ・ 駅前滞留者対策訓練の実施 |
|---|
- 駅前滞留者対策協議会では、首都直下地震等発生時の駅周辺の滞留者の安全確保と混乱防止に向けた「地域の行動ルール」を策定する。基本となる「地域の行動ルール」は以下のとおりである。

【地域の行動ルール】

- ・ 組織は組織で対応する（自助）
地域内の事業所、施設、学校等は、自らの所属する組織単位ごとに、従業員、来所者、学生等に対する取組を行う。
- ・ 地域が連携して対応する（共助）
駅前滞留者対策協議会が中心となり、地域の事業者等が連携し取組を行う。
- ・ 公的機関は地域をサポートする（公助）
地元区市町村が中心となって、都、国と連携・協力して、地域の対応を支援する。

- 駅前滞留者対策協議会では、平時より参加団体の役割分担を定め、現地本部を中心とした連絡体制を構築する必要がある。図上訓練や情報連絡訓練などで検証し、地域の行動ルールに反映させる。
- 電話の輻輳や停電等の影響を受けない衛星携帯電話、PHS、無線機など、参加団体間の情報共有のための連絡体制を計画的に整備する。
- 駅前滞留者対策協議会が所在する駅周辺の地域特性を踏まえ、現地本部又は情報提供ステーションの大型の掲示板（情報共有ボード）や防災行政無線に加え、大型ビジョンやエリアメール、SNS の活用も検討する。あらかじめ、情報収集や駅前滞留者への情報提供について、駅前滞留者対策協議会で参加団体の役割分担や手順を決めておく。
- 駅前滞留者対策協議会は、平時より区市町村が行う一時滞在施設の確保に協力する。
- 災害時における避難経路等の安全点検等を平時から実施し、地域の防災力を高めるよう取り組むことが重要である。
- 例えば、都と区市町村は、都内の大規模ターミナル駅周辺など、多くの帰宅困難者が発生すると想定される地域については、重点的に施策を行っていくことも検討する。
この際、駅前滞留者対策協議会と連携し、地域内の一定規模の施設に対し、地元区市町村と一時滞在施設の協定を結ぶよう働きかけるとともに、地域への来訪者に、自助の取組を促すよう普及啓発していく。
- 都は、広域的な立場から、各地域に共通する課題の検討や地域相互間の情報交換等を行うため、都内区市町村及び駅前滞留者対策協議会等が参加する東京都帰宅困難者対策フォーラムを開催する。

4 集客施設及び駅等の利用者保護

- (1) 事業者は、協議会で取りまとめた「大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン」を参考に、事業所防災計画等において、利用者の保護に係る計画をあらかじめ定めておく。その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等につ

いても、可能な範囲で計画に明記する。

テナントビルの場合や事業者が存在する複合ビルの場合、事業者はビルの施設管理者や他の事業者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。

事業者は、冊子等（電子媒体）により、利用者保護に係る計画を従業員等に周知し、理解の促進を図る。

また、事業者は、同計画を必要な箇所に配備するなどして、発災直後から利用できるような体制の整備に努める。

- (2) 事業者は、利用者の安全確保のため、発災直後の施設内待機や安全な場所への誘導や案内手順について、あらかじめ検討しておく。

この際、必要と考えられる備蓄品の確保や必要とする人への提供方法、**要配慮者**や急病人への対応等の具体的な内容についても検討しておく。

ア **要配慮者**、通学の小中学生への対応

事業者は、施設の特長や状況に応じ、必要となる物資を検討してあらかじめ備えておくこととする。例えば、車椅子や救護用担架、段差解消板等を備えておく。また、可能な限り優先的に待機スペースや物資が提供されるように配慮する。

イ 外国人への対応

誘導の案内や情報提供などについて配慮する。例えば、英語、中国語等の誘導案内板による対応を検討する。

- (3) 事業者は、日ごろから耐震診断・耐震改修や家具類の転倒・落下・移動防止対策、施設内のガラス飛散防止対策等に努める。なお、高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。

事業者が管理する施設に隣接して、道路や通路、広場など、自治体等が管理所有する施設がある場合は、これらの管理者と連携し、案内又は誘導に必要な経路の確保や経路上の被災時の安全確保等について確認するなど、状況に応じた施設の安全確保に努める。

具体的な対象施設として、駅及び駅に接続する自治体管理の自由通路などが考えられる。

事業者は、施設の安全点検のためのチェックリストを作成する。その際、事業者は、利用者が待機するための施設内の安全な待機場所リストもあらかじめ計画しておく。

- (4) 各事業者は、一時滞在施設の開設が遅れることも視野に入れ、施設の特長や実情に応じて、当該施設において利用者の保護に必要な水や毛布等を備えておくことが望ましい。

- (5) 各事業者は、建物所有者、施設管理者、テナント事業者等と相互に協力し、年1回以上の訓練を通じて、利用者保護の手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。

また、事業者は、訓練の結果を必ず検証し、計画等に反映させる。

訓練に当たっては、停電や通信手段の断絶など、発災時の様々な状況を想定した利用者への情報提供に関する訓練を行うことが望ましい。

5 学校等における児童・生徒等の安全確保

- (1) 都教育庁は、東京都帰宅困難者対策条例に規定する児童・生徒等の安全確保の趣旨を踏まえ、市に対し、必要な措置を行うよう要請する。
- (2) 学校等は、学校危機管理マニュアル等に基づき、保護者等との連絡体制を平時より整備するとともに、発災時には、児童・生徒等の学校内又は他の安全な場所での待機、その他児童・生徒等の安全確保のために必要な措置を行う。

6 市民における準備

外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機又は避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴などその他必要な準備をする。

第2節 駅周辺の混乱防止対策

1 対策の基本的な考え方

(1) 駅での情報提供

ア 駅構内の乗降客や駅前の滞留者、列車の運行情報を得るために、駅に来る人などに対して、誘導場所までの情報を提供する。

イ 都の災害情報提供システムを活用し、駅周辺に滞留する帰宅困難者に対して必要な情報を提供する。

(2) 誘導先の確保

必要に応じて、一時集合場所や適当な広さを有する屋外オープンスペースを誘導場所として確保し、駅周辺の滞留者を誘導する。

(3) 一時滞在施設への収容

ア 発災直後は、余震などから二次災害のおそれがあり、通路の通行や代替交通手段も確保できないため、徒歩での帰宅は困難となる。このため、

帰宅可能になるまでの間、一時滞在施設に収容する。

イ 収容された滞留者の中には、一時滞在施設への誘導や一時滞在施設の運営に対するボランティアも期待できる。

(4) 帰宅情報の提供

一時滞在后、帰宅可能地域や帰宅ルート等の情報を提供し、安全に帰宅させる。

2 各機関、団体の役割

機 関 名	内 容
都総務局	○都本部内に、帰宅困難者対策部門を設置 ○帰宅困難者に対し、区市町村や報道機関等と連携して、 <u>一時滞在施設の開設状況等について</u> 情報提供を行う。
市	○駅周辺の滞留者の誘導先を確保 ○滞留者に対する情報提供、帰宅困難者等の誘導を行う。
五日市警察署 福生警察署	市等に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る支援を行う。
秋川消防署	市等に対して、災害情報の提供等、駅周辺の二次災害発生防止に係る支援を行う。
事業者	○施設内に待機している利用者を保護し、情報提供を行う。 ○関係機関と連携し、一時滞在施設への誘導を行う。
通信事業者	○事業者及び帰宅困難者に対し、情報提供を行う。 ○災害用伝言ダイヤル、災害伝言掲示板の利用を呼びかける。
報道機関	<u>○行政機関や交通機関等からの情報について、市民・事業者</u> に提供する。

第3節 一時滞在施設の確保

1 対策の基本的な考え方

- (1) 誘導場所に誘導された駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した帰宅困難者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない者が一時的に滞在する施設を確保する必要がある。
- (2) 一時滞在施設は、公共施設や民間事業所を問わず幅広く確保する。
- (3) 一時滞在施設の収容能力には限りがあるため、帰宅困難者の一時滞在に当たっては、要配慮者の受入れを優先する。

2 各機関、団体の役割

機 関 名	内 容
市	所管する施設で受入れが可能なものを一時滞在施設として指定し、事業者等に周知する。 市内の大規模集客施設（ホール、学校など）の事業者との間で、一時滞在場所の提供に関する協定を締結するよう努める。
都総務局	○都立施設及び関係機関の施設を一時滞在施設として指定し、周知する。 ○国、区市町村、事業者に対して、一時滞在施設の確保について協力を求める。 ○ <u>東京都帰宅困難者対策実施計画に基づく対策を推進する。</u>
都都市整備局	都市開発の機を捉え、一時滞在施設の整備を促進する。
事業者団体	加盟事業者に対して、一時滞在施設確保の協力を依頼
事業者、学校等	○事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間事業所内に留めておくよう努める。 ○帰宅困難者の受入にできる限り協力する。
一時滞在施設となる施設	行政機関と連携して、帰宅困難者の受入れをするための体制を整備

- 都は、広域的な立場から、国、市、事業者団体に対して、一時滞在施設の確保について協力を求める。国が所有・管理する施設については、市又は都からの申請を受け、又は自主的に国が一時滞在施設として帰宅困難者等を受け入れる。
- 都は、都市開発の機会を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、一時滞在施設の整備を促進する。
- 市は、所有・管理する施設を一時滞在施設として指定する。地元の事業者等に協力を求め、必要に応じて、大規模集客施設(ホール、映画館、学校など)や民間施設について、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう求める。
- 事業者や学校等は、市及び都の要請に応じて、管理する施設を一時滞在施設として提供することを検討し、受入可能な場合は、市と協定を締結する。
事業者団体は、加盟事業者に対して、それぞれが管理する施設を一時滞在施設として提供することについて協力依頼を行う。
- 一時滞在施設として確保した施設の名称や所在地等は、原則として公表する。
民間施設等で施設管理者側が非公表を希望した場合でも、発災時は公表を前提とし、発災時は、地域における施設への誘導方法などと整合性を図ることにより開示する。あわせて行政機関や駅前滞留者対策協議会等の関係機関において情報共有する。

(1) 一時滞在施設の確保・運営に当たっての行政の支援策

ア 一時滞在施設に関する普及啓発

市及び都は、住民に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地について普及啓発に努める。また、一時滞在施設を利用する際には、施設の運営に可能な範囲で協力するとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあるといった留意事項についても併せて普及啓発に努める。

イ 防災関係機関への周知

市及び都は、一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防をはじめとする各防災関係機関へ周知し、災害時における連携に努める。

ウ 一時滞在施設の運営に係る費用等の考え方の整理

国と都は、運営に係る費用（備蓄品等の消耗器材費等）について、国庫補填の対象となる災害救助法の考え方（適用可能性や費用負担）を明確にできるよう努める。

エ 民間一時滞在施設の確保に関する支援策

民間施設の協力を得るために、市、国、都は、必要な仕組みや補助等の支援策について検討する。都は、地域の実情に応じて、民間の一時滞在施設へ備蓄等の支援などを、東京都帰宅困難者対策実施計画に基づき実施する。

第4節 事業者における施設内待機計画の策定

- (1) 事業者は、協議会で取りまとめた「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、事業所防災計画等において、従業員等の施設内待機に係る計画を定めておく。

その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても可能な範囲において計画に明記する。

テナントビルの場合や入居者が複数存在する複合ビルの場合、企業等はビルの施設管理者や他の入居者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。

事業者は、冊子等（電子媒体も含む。）により、施設内待機計画に係る計画を従業員等に周知する。

- (2) 従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するためには、必要な水、食料、毛布、簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）、燃料（非常用発電機のための燃料）等をあらかじめ備蓄しておく必要がある。その際、

備蓄品の配布が円滑にできるよう、備蓄場所についても考慮する。

企業等においては、備蓄品の保管場所を分散させておくことも考慮する必要がある。また、配布場所の軽減や従業員等の防災意識向上等の視点から、事前に備蓄品を従業員等へ配布しておく方法も検討する。

発災後3日間は、救出・救助活動を優先する必要があるため、従業員等の一斉帰宅が救出・救助活動の妨げとならないよう、発災後3日間は、事業者が従業員等を施設内に待機させる必要がある。

このことから、備蓄量の目安は3日分となる。
ただし、以下の点について留意する必要がある。

○ 事業者は、震災の影響の長期化に備え、3日以上分の備蓄についても検討していく。

○ 事業者は、3日分の備蓄を行う場合についても、共助の観点から、外部の帰宅困難者（来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者など）のために、例えば、10%程度の量を余分に備蓄することも検討していく。

備蓄の考え方は、下記の「一斉帰宅抑制における従業員等の備蓄の考え方について」のとおりとする。

＜「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」における一斉帰宅抑制における従業員等の備蓄の考え方について＞

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 対象となる企業等
国、都、区市町村等の官公庁も含む全ての事業者2 対象となる従業員等
雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員3 3日分の備蓄量の目安
水については、1人当たり1日3リットル、計9リットルとする。
主食については、1人当たり1日3食、計9食とする。
毛布については、1人当たり1枚とする。
その他の品目については、物資ごとに必要量を算定する。4 備蓄品目の例示<ol style="list-style-type: none">(1) 水：ペットボトル入り飲料水(2) 主食：アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺
※水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。(3) その他の物資（特に必要性が高いもの）<ul style="list-style-type: none">・ 毛布やそれに類する保温シート・ 簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）・ 敷物（ビニールシート等）・ 携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池 |
|---|

・ 救急医療薬品類

(備考)

- 1 上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味して、企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい。(例) 非常用発電機、燃料、工具類、調理器具(携帯用ガスコンロ、鍋等)、副食(缶詰等)、ヘルメット、軍手、自転車、地図
- 2 企業等だけでなく、従業員自らも備蓄に努める。
(例) 非常用食品、ペットボトル入り飲料水、運動靴、常備薬、携帯電話用電源

- (3) 事業者は、施設内に従業員等が留まれるよう、日ごろから耐震診断・耐震改修やオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止措置、事務所内のガラス飛散防止対策等に努める。

災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めるとともに、安全点検のためのチェックリストを作成する。また、停電時の対応も含め、建物及び在館者(発災時建物内にいた従業員等及び従業員等以外の来所者)の安全確保の方針について、事業所防災計画等で具体的な内容をあらかじめ決めておく。

- (4) 事業者は、発災時における従業員等との連絡の手段・手順をあらかじめ決めておくとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、その家族等との安否確認手段を従業員等へ周知する必要がある。

ア 外出する従業員等の所在確認

従業員等は、訪問先の事前連絡、訪問先変更の連絡を行うことなどにより、発災時に企業等が従業員等の所在を把握できるような対応に努める。

また、被災した場所から会社もしくは自宅の距離に応じて従業員等が取るべき対応を検討しておくことが望ましい。

- イ 安否確認手段安否確認については、電話の輻輳や停電等の被害を想定し、それぞれの通信手段網の特性を踏まえて複数の手段を使うことが望ましい。

- 固定及び携帯電話の音声ネットワークを利用するもの

(例) 災害用伝言ダイヤル171

- 固定及び携帯電話の packet 通信ネットワークを利用するもの

(例) 災害用伝言板、web171、災害用音声お届けサービス、SNS(ソーシャルネットワークングサービス)、IP電話、専用線の確保等
事業者は、従業員等に対し家族等との安否確認の訓練を行うように努める。

(例) 毎月1日・15日は、災害用伝言板サービスの体験利用が可能であることを、社内報等を活用し従業員へ周知する。

(5) 帰宅ルールの設定

ア 帰宅時間が集中しないための対応

日ごろから、従業員等の居住地、家族の事情などの把握に努め、帰宅者の順序をあらかじめ定めておく。この際には、帰宅する方面に応じて順序を考慮することも検討する。

イ 帰宅状況の把握

従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認する。

また、従業員等を班編成し、帰宅させる場合には、その班ごとにあらかじめ連絡要員を指定し、定期的に企業等と所在確認することなども検討する。

(6) 事業者は、地震を想定して自衛消防訓練等を定期的実施する際に、併せて施設内待機に関する手順等についても確認し、必要な場合は改善を行う。

事業者は、年1回以上の訓練を定期的実施し、当該訓練の結果について検証するとともに、必要に応じて施設内待機に係る計画等に反映させる。

(7) 東京商工会議所、東京経営者協会、東京青年会議所は、ポスター・パンフレット等の配布や講習会等の開催及び企業備蓄の啓発などを行う。また、都や区市町村、地域と連携し、団体及び会員企業向け対策を実施する。地域住民と会員企業との連携・協力について、会員企業に対し、啓発を行うとともに、団体において連携協力体制を整備する。

第5節 帰宅支援

1 対策の基本的な考え方

帰宅困難者の帰宅を支援するため、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、代替輸送手段の確保、徒歩帰宅者に対する沿道支援等を行う。

2 各機関、団体の役割

(1) 鉄道運行情報の提供

機関名	内容
市	都等から鉄道事業者の情報を収集し、帰宅困難者に情報提供する。
都	鉄道事業者からの情報を集約し、 <u>都のホームページにおける帰宅困難者対策ポータルサイト等</u> を活用して、都民に提供する。

関東運輸局	所管区域の総合的な交通情報の集約・提供を行う。
鉄道事業者	折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都に提供する。
<u>バス事業者</u>	<u>運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供</u>
<u>報道機関</u>	<u>行政機関や交通機関等からの情報について、都民・事業者に提供</u>

(2) 代替輸送手段の確保

機関名	内 容
市	都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。
<u>都総務局</u> <u>都建設局</u> <u>都港湾局</u> <u>都交通局</u> 等	<u>○国の緊急災害対策本部（緊急災害現地対策本部）で、内閣府作成の「帰宅困難者等搬送マニュアル（仮称）」に基づき、搬送オペレーションに係る総合調整を実施する。</u> <u>○バス・船舶により代替輸送手段を確保する。</u>
関東運輸局	代替交通の認可を速やかに行う。
<u>バス事業者</u>	バス等による代替輸送手段を確保する。

(3) 徒歩帰宅者への支援

機関名	内 容
都	<u>○円滑な徒歩帰宅に向けて、災害時帰宅支援ステーション確保などの帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、市外関連情報や公共交通機関の運行情報等についてガイドライン等に則り報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト等を通じて事業者や都民に提供する。</u> <u>○帰宅支援対象道路として指定した16路線を中心に、通行可能区間などの安全情報、沿道の火災・建物倒壊などの危険情報を収集し、報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト等を通じて事業者や都民等に提供する。</u>
市	事業者と連携し、 <u>徒歩帰宅者への情報提供、誘導など円滑な徒歩帰宅を支援</u>
通信事業者	○事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備 ○災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の普及啓発、防災訓練等における利用実験の実施
警視庁	○避難道路への警察官の配置、交通規制資器材を活用した誘

	<p>導路の確保等を行う。</p> <p>○避難誘導を行う警察官は、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報の提供を行う。</p>
日本赤十字社 東京都支部	<p>赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、通過者情報等の提供を行う。</p>
郵便局	<p>郵便局（<u>4局</u>）に設置した災害時帰宅経路案内板により、道路被災状況等の掲出を行う。</p> <p><u>また、郵便局において、各種災害情報の提供を行う。</u></p>
事業者 <u>学 校</u>	<p>○<u>帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関から提供される情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、従業員や児童・生徒等の帰宅を開始する。</u></p> <p>○<u>災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援する。</u></p>

第8章 警備・交通規制

震災時には、市民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取締り並びに交通秩序の維持、その他被災地における治安の万全を期することが極めて重要である。

そのため、市及び都等は、国（関東地方整備局西東京事務所）、警察署、土木・建設業者等と協力し、警備・交通規制について必要な措置をとるものとする。

本活動に関する責任調整機関は、建設課（第1復旧班）とする。

《時系列活動目標のイメージ》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
警備活動	警備活動・交通規制の可否検討	交通確保（道路啓開，障害物除去，交通規制），輸送体制確、道路被害・交通規制情報を市HP等で広報			
交通規制	地震の規模に応じ 第一次交通規制	道路状況に応じ、 第二次交通規制	緊急通行車両等の確認事務		
事業所等による 道路啓開等	道路被害状況把握	重機、資機材活用による道路啓開			

《対策実施部課・機関と主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
建設課 （第1復旧班）	警備活動・交通規制の可否検討	交通確保（道路啓開，障害物除去，交通規制），輸送体制確立			
市長公室 （広報班）	道路被害、交通規制情報を把握	道路・交通情報を市HP等で広報	交通渋滞緩和、迂回路情報等を市HP等で広報		
国、都、警察署	地震の規模に応じ 第一次交通規制	道路状況に応じ、 第二次交通規制	緊急通行車両等の確認事務		
市内土木・建設業者等	道路被害状況把握	重機、資機材活用による道路啓開			

第1節 警備活動

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、速やかに関係機関は、総力を上げて市民の生命の安全確保、各種犯罪の予防・取締り及びその他公共の安全と秩序の維持等を行う。

1 警備本部等の設置

都内に大地震が発生した場合には、警視庁に最高警備本部、第9方面本部に方面警備本部、五日市警察署及び福生警察署には現場警備本部が設置され、指揮体制が確立される。

2 部隊運用等

- (1) 警備要員は、東京都（島しょ部を除く）に震度6弱以上の地震が発生した場合には、自所属に参集する。
- (2) 東京都（島しょ部を除く。）に震度5強の地震が発生した場合は、当務員以外の指定警備要員は自所属に参集し、警備本部等の設置、関係防災機関との連絡調整等に当たる。
- (3) 各警察署は、災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救護、避難誘導等の措置をとる。

3 警備活動

建物倒壊、火災等により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動を行う。

- (1) 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。
- (2) 交通規制に関すること。
- (3) 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。
- (4) 行方不明者の捜索及び調査に関すること。
- (5) 死体の調査等及び検視に関すること。
- (6) 公共の安全と秩序の維持

第2節 交通規制

災害時における交通の確保は、消火をはじめ負傷者の搬送、緊急物資の輸送、ライフラインの復旧等応急対策活動を行う上で不可欠である。

本節では、交通の確保に必要な交通情報の収集及び交通規制その他必要な事項について定める。

1 交通規制の実施

(1) 第一次交通規制（災害発生直後の交通規制）

大震災が発生した場合は、現場の警察官は速やかに次の規制措置をとる。

ア 環状7号線における都心方向への流入禁止

環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。

イ 環状7号線内側の通行禁止

都心部において広域にわたり、道路の損壊等により交通に著しい支障があると認めるときは、一時的に環状7号線の内側について区域又は路線を指定して広域的に車両の通行を禁止する。

ウ 環状8号線における都心方向への流入抑制

環状8号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。

エ 緊急自動車専用路における通行禁止

首都高速道路・高速自動車国道及び一般道路6路線の合計7路線を緊急自動車及び道路点検車以外の車両の通行を禁止する道路として指定し、緊急自動車等以外の車両の通行を禁止する。

オ 被害状況等による交通規制の変更

被害状況並びに道路及び交通状況に応じて、前記(1)から(4)までの交通規制を拡大し、若しくは縮小し、又は別の路線を指定して交通規制を実施する。

(2) 第二次交通規制

被害状況、道路交通状況等を勘案し、第一次交通制から次の第二次交通規制に移行する。

ア 被災状況等に応じた交通規制

イ 緊急交通路の指定

第一次交通規制で指定した緊急自動車専用路を緊急交通路として指定するとともに、被害状況等に応じて、滝山街道を緊急交通路に指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

2 緊急交通路等の実態把握

緊急交通路等の交通情報の収集は、白バイ、交通パトカー等による緊急交通路等の視察及び東京消防庁、道路管理者等の関係機関との情報交換等により、全般的な状況の把握に努める。

3 緊急物資輸送路線の指定

避難、救助、消火等の初期活動が一段落したところで、緊急交通路の中から緊急物資輸送のための路線を指定する。

4 緊急通行車両等の確認事務等

警察署、隊本部、緊急交通路の起終点及び交通要点に設ける交通検問所等において、緊急通行車両等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の認定事務を行う。

5 広報活動

現場の警察官は、交通規制の実施について、パトカー、白バイ、広報車等による現場広報を行うとともに、次により運転者のとるべき措置について広報を行う。

- 1 原則として、現に車両を運転中の運転者を除いて、車両を使用しないこと。
- 2 現に車両を運転中の運転者は、速やかに緊急自動車専用路又は緊急交通路以外の道路又は道路外車両を移動させ、目的地に到着後は車両を使用しないこと。
- 3 首都高速道路等を通行している車両の運転者は、次の原則を守ること。

ただし、高速道路を走行中の場合は、次の4大原則を守る。

 - (1) 慌てずに減速した後、右車線を緊急自動車等又は緊急通行車両用通行路として空けるため左側に寄せて停車し（渋滞等で左側に寄せられない場合は、右側に寄せ、道路中央部分を緊急自動車等用又は緊急通行車両用の通行路として空けること。）エンジンを切る。
 - (2) カーラジオ等で、地震情報・交通情報を聞いて状況を把握する。
 - (3) 危険が切迫している場合以外は、自分の判断のみだりに走行しない。
 - (4) カーラジオ、交通情報板等による警察、首都高速道路株式会社等からの指示、案内又は誘導に従って行動する。
- 4 やむを得ず車両を道路上に置いて避難する場合は、次の原則を守ること。
 - (1) 交差点を避け、道路の左側端に寄せて停車する。
 - (2) エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとする。
 - (3) 窓は閉め、ドアはロックしない。
 - (4) 貴重品を車内に残さない。

第9章 緊急輸送

震災時には、物資等の緊急輸送は、情報の収集・伝達と並んで災害応急対策活動の根幹といえる。輸送路と輸送手段が同時に確保されて、初めて効率的で円滑な緊急輸送が可能となる。

そのため 市及び都等は、国（関東地方整備局西東京事務所）、公安委員会等と協力し、緊急物資輸送ネットワークを活用、緊急道路障害物の除去、輸送車両等の確保等について必要な措置をとるものとする。

本活動に関する責任調整機関は、建設課（第1復旧班）とする。

《時系列活動目標のイメージ》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～	
緊急物資輸送ネットワーク確立	緊急物資輸送ネットワークの状況把握	緊急物資輸送路の確保				
緊急道路障害物除去	道路被害及び障害物の状況把握	障害物除去除去作業				
輸送車両等確保	保有車両及び燃料の状況把握	緊急通行車両等の確認				

《対策実施部課・機関と主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～	
建設課 （第1復旧班）	緊急物資輸送ネットワークの状況把握	緊急物資輸送路の確保				
総務課（総務班）	保有車両及び燃料の状況把握	緊急通行車両等の確認				
市内事業所	道路被害及び障害物の状況把握	障害物除去除去作業				

第1節 緊急物資輸送ネットワーク

1 緊急輸送ネットワーク

緊急輸送ネットワークは、震災時の救助や救急、医療活動、緊急輸送を円滑に行うため、応急活動の中心となる施設(指定拠点)と指定拠点相互間を、陸・海・空・水上・地下の多ルートで結ぶネットワークである。

あきる野市内の緊急輸送路(指定拠点への輸送路、または、指定拠点を相互に連絡する輸送路)については、次のとおりである。

〈あきる野市内の緊急輸送路〉

路線名	区間
一般国道411号線(滝山街道)	市内全区間
主要地方道7号線 杉並・あきる野線(五日市街道)	市内全区間
主要地方道31号線 青梅・あきる野線(秋川街道)	市内全区間
主要地方道33号線 上野原・あきる野線(檜原街道)	市内全区間
主要地方道61号線 山田・宮の前線	あきる野市山田538番1先～八王子市境
一般都道165号線 伊奈・福生線	
一般都道184号線 奥多摩・あきる野線	あきる野市菅生551番先～日の出町境
一般都道185号線 山田・平井線	あきる野市山田538番1先～日の出町境
一般都道201号線 十里木・御岳停車場線	

2 輸送拠点

区市町村における緊急物資等の受入、配分、被災地への輸送等の拠点として、指定拠点が定められている。

〈あきる野市の指定拠点〉

施設名称	所在地
あきる野市本庁舎	あきる野市二宮350番地

3 災害時臨時離着陸場候補地の選定

災害時には、道路障害や交通混雑のため陸上輸送が困難となることも予想される。都及び市は、ヘリコプターによる救助物資や人員の緊急空輸を考慮して、あらかじめ災害時臨時離着陸場候補地を選定し、関係機関との調整を図るものとする。

〈災害時臨時離着陸場候補地〉

名称	所在	管理者	着陸展開面 (m)×(m)	確認	着陸可能機種	避難場所 等の指定	備考
東京サマーランド	上代継 600	同社	50×120 100×60	東京消防庁	全機種	無	陸自 (中型可)
小和田グラウンド	小和田 8	市	300×100	東京消防庁	全機種	有	
				警視庁	全機種		
				陸上自衛隊	大型		

第 2 節 緊急道路障害物除去等

地震時、道路と橋りょう等との境に段差が生じたり、落下した看板や倒壊した電柱等の障害物が道路上に散乱することが予想される。被災者の救援救護活動はもとより緊急物資の輸送にも支障が生じるおそれがある。このため、都は、緊急交通路等を確保するための緊急道路障害物除去路線を選定している。震災時、各道路管理者は、この選定路線について路上障害物の除去及び陥没や亀裂等の応急補修を優先的に行うこととする。

なお、緊急道路障害物除去とは、選定した緊急道路障害物除去路線において、原則として緊急車両の通行に要する上下各 1 車線の交通路の確保を図ることである。

本節においては、これら発災時の緊急道路障害物除去について定める。

1 緊急道路障害物除去路線等

あきる野市内の緊急道路障害物除去路線は次のとおりである。

路 線 名	区 間
一般国道 4 1 1 号線 (滝山街道)	市内全区間
主要地方道 7 号線 杉並・あきる野線 (五日市街道)	市内全区間
主要地方道 3 1 号線 青梅・あきる野線	あきる野市館谷～日の出町境
主要地方道 3 3 号線 上野原・あきる野線 (檜原街道)	市内全区間
主要地方道 6 1 号線 山田・宮の前線	あきる野市山田～上川トンネル出口
一般都道 1 8 4 号線 奥多摩・あきる野線	あきる野市瀬戸岡～日の出町境
一般都道 1 8 5 号線 山田・平井線	あきる野市山田 538 番 1 先～日の出町境
一般都道 2 0 1 号線 十里木・御嶽停車場線	あきる野市戸倉～乙津

2 緊急道路障害物除去作業体制

市内の緊急道路障害物除去路線は、都建設局（西多摩建設事務所）が担当する。作業に当たっては、次表のとおり関係機関及び関係業界が有機的かつ迅速な協力体制を確立して対応する。また、「緊急道路障害物除去作業計画書」に基づき、効率的な作業を行う。

なお、被害の規模や状況によっては、知事は自衛隊に支援を要請する。

機 関 名	実 施 内 容
都 建 設 局 (西多摩建設事務所)	「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき、協力業者が道路上の障害物の除去等を実施する。
警 視 庁 (五日市警察署・福生警察署)	道路管理者及び関係防災機関に協力し、道路上の障害物の除去に当たる。

3 障害物除去用資器材の整備

西多摩建設事務所は、平素から資機材を確保するため、使用できる建設機械等の把握を行う。

4 道路障害物の除去

緊急車両の通行に要する2車線を確保するため、道路上の障害物を道路端等に寄せて除去する。なお、道路上に倒壊のおそれのある障害物がある場合は、法令上の取扱いを含めて関係機関と協議して処理する。

機 関 名	実 施 内 容
市	道路上の障害物の状況を調査し、都所管の道路については速やかに西多摩建設事務所に報告する。市道については、市が道路上の障害物を除去する。実施に当たっては、各関係機関と相互に密接な連絡を取り協力するものとする。
都 建 設 局 (西多摩建設事務所)	障害物の状況報告に基づき、緊急道路障害物除去路線を優先して、所轄の路上障害物を除去する。
警 視 庁 (五日市警察署・福生警察署)	緊急交通路確保のため、放置車両対策班を編成し、緊急通行車両等の通行の妨害となっている放置車両の排除に当たるほか、倒壊建物、倒木、電線等の道路障害物については、道路管理者及び関係機関と連絡を密にし、協力して除去する。

第3節 輸送車両等の確保

1 車両の調達

災害応急対策実施のために必要な人員や物資等の輸送のための車両の数は災害の規模により異なるが、庁用車の全車両を使用しても不足を生ずることが予測される場合は、市（総務部総務班）は災害応急対策活動実施の用に供する目的で、市内関係業者から車両を調達するものとする。

また、市内で所要車両が調達不能の場合は、都財務局へ調達あっせんを要請する。

2 車両の配分

車両の配分に当たっては、生命・身体に係るものを優先することを基本として、災害の状況を勘案し市長（本部長）が定める。

3 緊急通行車両等の確認

警戒宣言発令時及び震災時には、地震防災応急措置及び災害応急対策の実施に必要な緊急輸送等を確保するため、交通規制により一般車両の通行が禁止・制限され、この規制措置の下で大規模地震対策特別措置法施行令第12条に基づく緊急輸送車両及び災害対策基本法施行令第33条に基づく緊急通行車両（以下「緊急通行車両等」という。）を優先して通行させることになる。

このため、地震防災応急対策及び災害応急対策に従事する緊急通行車両等であることの確認を、次により行う。

(1) 確認実施機関

機 関 名	対策内容
警 視 庁	緊急通行車両等の確認
都 財 務 局	緊急通行車両（下記4機関を除く都関係車両）等の確認
都 交 通 局 都 水 道 局 都 下 水 道 局 東 京 消 防 庁	緊急通行車両（所管関係車両）等の確認

(2) 確認対象車両

ア 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両又は次のいずれかに該当する車両であること。

- (ア) 警戒宣言発令時の地震予知情報の伝達、災害発生の際の警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に使用されるもの
- (イ) 消防、水防その他応急措置に使用されるもの
- (ウ) 応急の救護を要すると認められるものの救護、被災者の救護、

救助その他の保護に使用されるもの

- (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に使用されるもの
- (オ) 施設及び設備の点検、応急復旧に使用されるもの
- (カ) 清掃、防疫その他保健衛生に使用されるもの
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの
- (ク) 緊急輸送の確保に使用されるもの
- (ケ) 警戒宣言発令時、地震災害が発生した場合における食料、医療品その他の物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に使用されるもの
- (コ) その他災害の発生の防御又は拡大の防止若しくは軽減を図るための措置に使用されるもの

イ 指定行政機関等との契約により、常時震災対策活動専用を使用する車両、または警戒宣言発令時若しくは災害発生時に調達契約の相手方から調達する車両であること。

4 確認手続等

(1) 事前届出

震災発生時に緊急通行車両等として使用することが決定している車両については、事前届出を行うことができる。

確認機関による審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、「緊急通行車両等事前届出済証」(以下「届出済証」という。)の交付を受ける。

(2) 確認手続

ア 届出済証の交付を受けている車両の確認手続

届出済証の提出により確認申請書の提出に代える。確認のための審査は省略され、緊急通行車両等の標章及び確認証明書(以下「標章等」という。)の交付を受ける。

イ 届出済証の交付を受けていない車両の確認手続

確認申請書を提出し、緊急通行車両等に該当するかどうかの審査を受ける。審査結果に基づき標章等が交付される。

第10章 救助・救急計画

震災時には、建物、施設構造物やブロック塀の倒壊をはじめ、看板・窓ガラス等の落下、火災等による多数の救急・救助を要する事態の発生が予想され、救助・救急活動の万全を期することが必要である。

そのため、市は、消防団（消防班）、消防署と連携・協力し、救助・救助体制の確保等について必要な措置をとるものとする。

本活動に関する責任調整機関は、地域防災課（本部班）とし、医師会等との調整は、生活福祉課（民生班）とする。

《時系列活動目標のイメージ》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
救助・救急活動体制の確立	市内の救助・救急活動需要の把握	HP等による広報	他市町村・消防等の支援活動支援受け入れ、現地活動調整		
救助活動の実施	救助活動着手	救助・救急活動を継続			
救急活動の実施	救急活動着手	医療救護所設置、			

《対策実施部課・機関と主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
健康課 （医療班）	市民の救助・救急活動需要の把握	医師会等医療機関の救護所派遣要請	医療ボランティア・医療支援機関・団体都の活動調整		
地域防災課 （本部班）	市民の救助・救急活動状況等把握	HP等による広報	他市町村・消防等の支援活動支援受け入れ、現地活動調整		
あきる野消防団 あきる野消防署	救助・救急体制確立、初動活動着手	救助・救急活動を継続			
医師会等医療機関・団体	救助・救急体制確立、初動活動着手	医療救護所設置、救急活動を継続			

第1節 救助・救急活動体制等

関係機関の活動体制、活動内容は次のとおりとする。

1 秋川消防署

- (1) 救助・救急活動は、特別救急隊及び救急隊が連携し、救助・救急資器材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。
- (2) 救助・救急活動に必要な重機等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調整を図り、実効性のある活動を行う。
- (3) 救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署・出張所に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。
- (4) 傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージ（病気やケガの緊急度や重症度を判定して、治療や後方搬送の優先順位を決めること）に基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。
- (5) 警察署、自衛隊、東京DMAT（Disaster Medical Assistance Teamの略。災害現場に出動し傷病者のトリアージ、治療及び現場から病院までの搬送中の医療を提供する特殊部隊）、自主防災組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。

2 五日市警察署・福生警察署

- (1) 救出・救護活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。
- (2) 救出した負傷者は、重傷者の順から速やかに現場救護班や医療機関に引き継ぐ。
- (3) 救出・救護活動に当たっては、重機類等装備資器材等を有効に活用する。
- (4) 秋川消防署、自衛隊、自主防災組織等と連携協力し、救出・救護の万全を期する。

第2節 救助・救急体制の確立

1 五日市警察署・福生警察署

大地震発生時、建造物の倒壊、交通事故車両等によって道路が閉鎖されるため、救出・救護、避難誘導、消火、緊急物資輸送等の災害諸活動に多大の障害をきたすことが予想される。

このため、これらの障害物を除去して道路機能を確保するほか、各種災害活動用資器材を活用して、救出・救護体制を図る。

2 市民の自主救出活動

(1) 救出活動技術の活用

震災時には、広域的又は局所的に救助・救急事象の多発が予想されることから、市民による地域ぐるみの救出活動も必要となる。

このため、防火・防災管理者、自衛消防隊員をはじめとして、自主防災組織の救出救護班員及び一般市民に対して行った救出活動に関する知識及び技術を積極的に活用した救助活動を行う。

(2) 応急救護知識及び技術の活用

震災時における多数の救急事象に対応するには、市民自らが適切な応急救護処置が必要となる。

このため、市民に対し応急救護知識及び技術を普及するとともに、事業所における応急手当の指導者を養成することにより、自主救護能力の向上を積極的に図る。

(3) 消防団の救出・救護活動

消防団の応急救護資器材及び簡易救助器具等を活用し救出・救護活動を実施する。

第 1 1 章 医療救護計画

災害時には、家屋やブロック塀の倒壊、窓ガラスの落下、火災、パニック等により多数の負傷者が発生することが予想される。

そのため、地域住民、市、都、消防団、医療機関との協働により、医療情報の収集伝達、初動医療体制、負傷者等の搬送体制を確立する。

本活動に関する責任調整機関は、健康課（医療班）とする。

《時系列活動目標のイメージ》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
医療及び助産救護	市内の医療ニーズの把握	医療及び助産実施	他市町村・消防・医療機関・団体の支援受け入れ、現地活動調整		
保健衛生		保健衛生活動の要否検討	保健衛生活動実施		
防疫		防疫動の要否検討	防疫活動実施		
山間部における医療救護		山間部の医療救護ニーズ把握	山間部における医療救護		

《対策実施部課・機関と主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
健康課 （医療班）	市内の医療ニーズの把握	医療及び助産実施	医療及び助産実施継続		
地域防災課 （本部班）	市の広報手段で広報	避難所開設状況等をHP等で広報	他市町村・消防・医療機関・団体の支援受け入れ、現地活動調整		
生活環境課 （民生班）		防疫・保健衛生活動の要否把握	防疫活動実施		
あきる野消防団 あきる野消防署		医療救護、搬送	医療救護、搬送継続		
医師会等医療機関・団体		防疫活動実施、現地の要に応じ活動調整			

第1節 医療救護等対策

災害時には、家屋やブロック塀の倒壊、窓ガラスの落下、火災、パニック等により多数の負傷者が発生することが予想される。

本節では、医療情報の収集伝達、初動医療体制、負傷者等の搬送体制等の施策について定める。

1 情報連絡体制の確保

(1) 市の情報連絡体制

ア 市は、市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う市災害医療コーディネーターを設置する。

イ 市は、市災害医療コーディネーターが市内の被災状況や医療機関の活動状況について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築する。

(2) 東京都の情報連絡体制等

ア 都は、東京都地域災害医療コーディネーターが、二次保健医療圏内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築する。

イ 都は、二次保健医療圏を単位として地域災害医療連絡会議を設置し、東京都地域災害医療コーディネーターを中心として、圏域内の医療資源の把握や医療機関及び行政機関等との連携など、地域の特性に応じた具体的な方策を検討する。

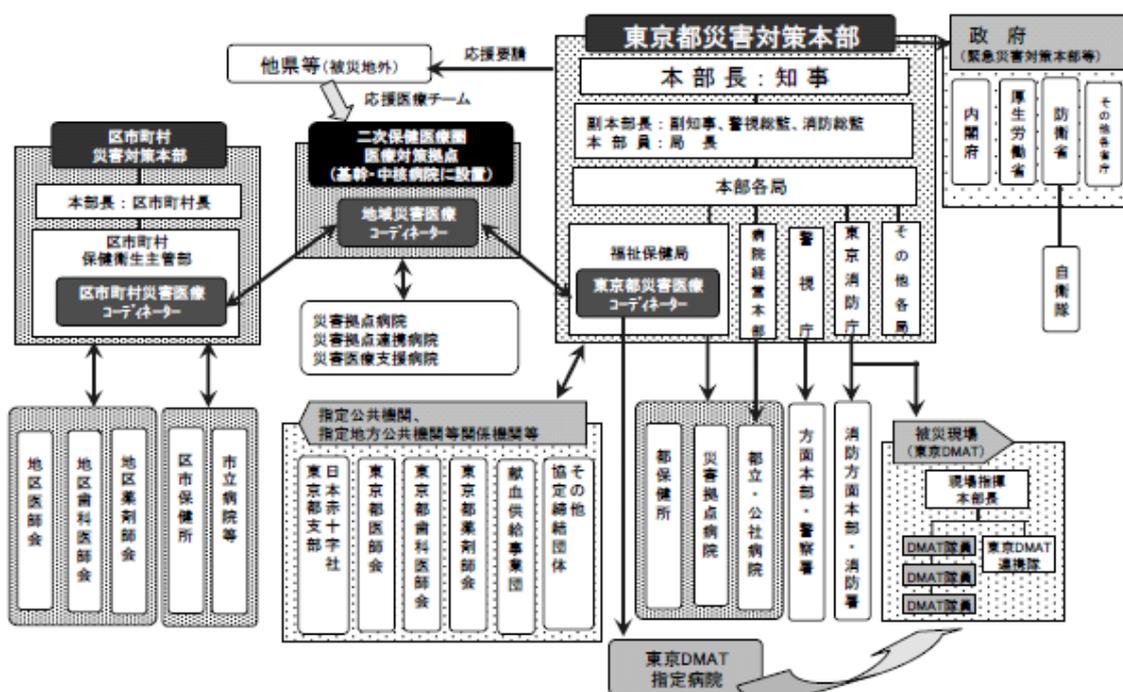
<災害医療コーディネーター>

<u>名 称</u>	<u>説 明</u>
<u>東京都災害医療コーディネーター</u>	<u>都全体の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う、都が指定するコーディネーター</u>
<u>東京都地域災害医療コーディネーター</u>	<u>各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するために都が指定するコーディネーター</u>
<u>市災害医療コーディネーター</u>	<u>市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う、市が指定するコーディネーター</u>

<東京都医療対策拠点等>

<u>名 称</u>	<u>説 明</u>
<u>二次保健医療圏医療対策拠点</u>	<u>都が、二次保健医療圏ごとに地域災害拠点中核病院等において、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所</u>
<u>地域災害医療連携会議</u>	<u>都が、二次保健医療圏ごとに設置し、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、災害拠点病院、区市町村、保健所等の関係機関を地域災害医療コーディネーターが召集し、情報共有や災害医療に対する方策の検討、医療連携体制の構築を目的に平時・発災時に開催する会議</u>

〈発災害直後の連携体制のイメージ〉 ※東京都地域防災計画より抜粋



2 医療救護活動の確保

(1) 医療救護班等の確保

市は、医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班等の編成など、医療救護活動体制について、市医師会、市歯科医師会および市薬剤師会等と連携し、連絡体制の強化を図る。

(2) 医療救護所等の確保

市は、あらかじめ医療救護所、緊急医療救護所及び医療救護活動拠点の設置場所の確保に努める。

ア 医療救護所の設置

市は、災害が発生した場合に備え、あらかじめ医療救護所を選定し、設置する。

イ 緊急医療救護所の設置

市は、災害拠点病院等と連携し、緊急医療救護所の設置場所を選定する。
あきる野市が属する西多摩二次保健医療圏における災害拠点病院は、青梅市立総合病院、公立阿伎留医療センター及び公立福生病院であり、市の緊急医療救護所は公立阿伎留医療センターとなる。

ウ 医療救護活動拠点の設置

市は、災害医療コーディネーターを中心に医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換・巡回保健・衛生及び感染症対策等医療救護活動についての検討等を行うことができるように、医療救護活動拠点を設置する。

<医療救護所の区分>

名 称	説 明
医療救護所	市が地域防災計画に基づいて、医療救護活動を実施する場所
緊急医療救護所	市が超急性期において災害拠点病院等の近接地等に設置・運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所
医療救護活動拠点	市が急性期以降に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所

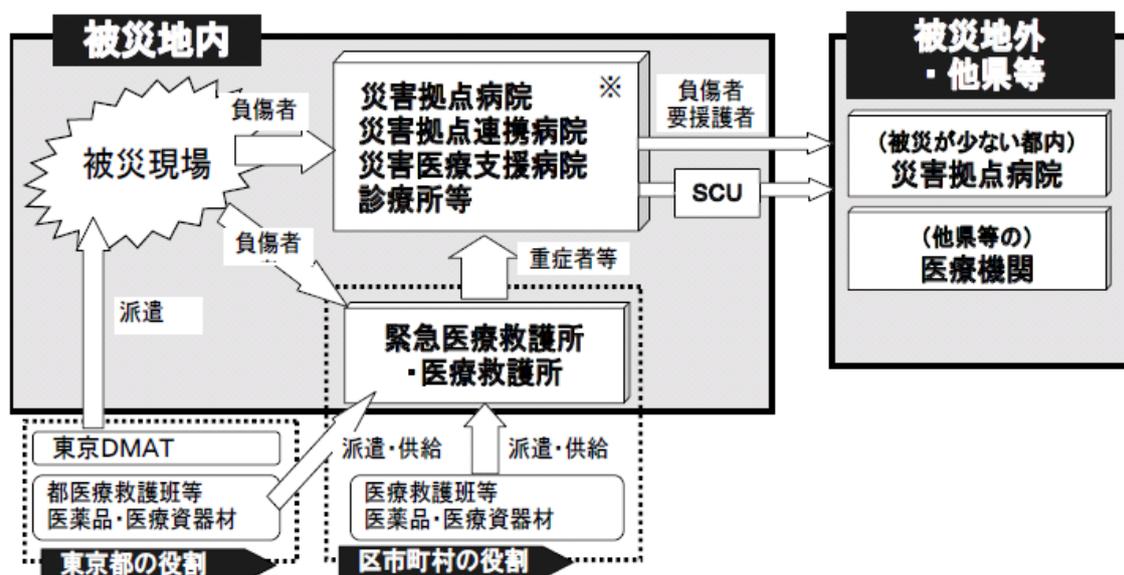
<西多摩地域災害拠点病院>

二次保健医療圏	施設名	所在地	電話番号	病床数	三次救急	ヘリ離着陸	防災無線
西多摩	青梅市立総合病院	青梅市東青梅4-16-5	0428-22-3191	562	○	○	○
	公立阿伎留医療センター	あきる野市引田78-1	042-558-0321	310			○
	公立福生病院	福生市加美平1-6-1	042-551-1111	316			○

3 初動医療体制

(1) 業務手順

<災害時医療救護の流れ> ※東京都地域防災計画より抜粋



(2) 市の役割

ア 市は、市災害医療コーディネーターの助言を受け、医療救護所の開設、緊急医療救護所の設置、医薬品の調達など市内の医療救護活動を統括・調整する。

イ 市は、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会と連携し、医療救護の実施を要請する。

ウ 市は、医療救護体制が不足する場合には、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求めるほか、都に対し応援を要請する。

(3) あきる野市医師会の活動

市医師会は、災害時に市から要請を受けた場合及び医療救護の必要があると認めた場合には、医療救護班を編成し、東京都が策定した「災害時医療救護活動マニュアル」に基づく医療救護活動を実施する。

(4) あきる野市歯科医師会の活動

市歯科医師会は、災害時に市から要請を受けた場合は歯科医療救護班を編成し、東京都が策定した「災害時歯科医療救護活動マニュアル」に基づく医療救護活動を実施する。

(5) あきる野市薬剤師会の活動

市薬剤師会は、災害時に市から要請を受けた場合は薬剤師班を編成し、東京都が策定した「災害時薬剤師班活動マニュアル」に基づく医療救護活動を実施する。

(6) 日赤東京都支部の活動

医療救護班の出動は、都の要請によることを原則とし、都と締結した「災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約」に基づき、医療救護、助産活動等を行う。

<医療救護班等の活動内容>

<u>名 称</u>	<u>説 明</u>
<u>医療救護班</u>	<u>・ 傷病者に対する応急処置</u> <u>・ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定</u> <u>・ 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療</u> <u>・ 助産救護</u> <u>・ 死亡の確認</u> <u>・ 以上のほか、状況に応じて遺体の検案に協力</u>
<u>歯科医療救護班</u>	<u>・ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置</u> <u>・ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定</u>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導</u> ・ <u>検視、検案に際しての法歯学上の協力</u>
<u>薬剤師班</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導</u> ・ <u>医療救護所及び医薬品の集積所等における医薬品の仕分け、管理</u> ・ <u>一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援</u> ・ <u>避難所の衛生管理・防疫対策への協力</u>

(7) 秋川消防署の支援

市から医療救護所の救護活動に関する要請があった場合には、可能な範囲で救急隊を派遣し支援する。

支援内容は、次のとおりとする。

- ア 傷病者の収容先医療機関の選定
- イ 災害拠点病院等の医療機関への搬送
- ウ 傷病者の応急処置

3 医薬品・医療資器材の確保

(1) 市

市では、災害時の医療救護班用として、医薬品等を備蓄するよう努める。また、不足が生じた場合は、独自で調達するとともに、都に協力要請を行う。あきる野保健相談所に災害薬事センターを設置し、医療機関等への医薬品等の供給拠点としての機能を果たす。

(2) 都

東京都では、医療救護班用及び視への協力用等に医薬品・医療資器材を備蓄しており、市からの要請に応じて供出する。

(3) 日本赤十字社東京都支部

平常時から常用品を多量に備蓄している日本赤十字社医療救護班は、医療救護活動に必要な医療資材を携行するものとする。

(4) あきる野市医師会

医師会が派遣する医療救護班は、原則として自己が携行した医薬品等を使用するものとし、この場合の費用については後日市に請求するものとする。

4 負傷者等の搬送体制

(1) 負傷者の搬送

医療救護所の責任者は、負傷者等のうち後方医療施設に収容する必要がある者が発生した場合は、都福祉保健局長又は市長（本部長）に搬送を要請する。

搬送は、原則として被災現場から医療救護所までは市が対応し、医療救護所から災害拠点病院等の医療機関までは都及び市が対応する。

なお、搬送に当たっては、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従って、搬送先施設等の受け入れ体制を確認し搬送する。

負傷者等の後方医療施設への搬送は、状況に応じて次により行う。

ア 秋川消防署に搬送を要請する。

イ 医療救護班が使用した自動車で搬送する。

ウ ヘリコプターによる搬送を行う。

(2) 医療スタッフの搬送

医療救護班等の医療スタッフの搬送は、原則として市が派遣する医療救護班等については市が対応し、都が派遣する医療救護班等については都が対応する。

(3) 医薬品等の搬送

医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材の搬送は、原則として市が設置する医療救護所等で用いるものについては市が対応し、都が備蓄・供給するものについては都が対応する。

第2節 保健衛生及び動物愛護

避難所や被災した家屋での長期にわたる不自由な生活あるいは被災のショック等は、心身の健康にさまざまな影響を及ぼす。心身の健康障がいの発生防止や在宅療養者の病状悪化等を防ぐための対策が必要である。

本節では、保健師等による保健活動、メンタルヘルスケア、水・食品の安全確保及び動物愛護等に関する主要な施策について定める。

1 保健活動

(1) 保健活動班の編成

市は、西多摩保健所と協力し、巡回健康相談等を行うため、保健活動班を編成して避難所等に派遣する。

(2) 保健活動班の活動内容

保健活動班は、次の保健活動を行う。

- ア 避難所における健康相談
- イ 地域における巡回健康相談
- ウ その他必要な保健活動

2 メンタルヘルスケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは、しばしば心身の健康に障がいを生じさせる。被災住民に対するメンタルヘルスケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。

このため、市は、西多摩保健所と協力し、精神疾患患者及び心的外傷後ストレス障害（PTSD）も視野に据えたメンタルヘルスケア対策を行う体制の整備を図る。

3 透析患者等への対応

(1) 透析患者への対応

断水時における透析施設への水の優先的供給、近江市等への患者の搬送や医師会等関係機関との連携により透析可能な施設の情報提供を行うなどの体制を確立する。

ア 都、医師会及び透析医療機関等の協力により、透析医療機関の被災状況、透析医療の可否について情報を収集する。

イ 透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し、情報を提供する。

ウ 透析医療機関からの要請に応じ、水の供給あるいは電気、燃料などの供給あるいは復旧について関係機関と調整する。

(2) 在宅難病患者への対応

平常時から保健所を通じて在宅難病患者の把握を行うとともに、市、医療機関及び近江市等と連携し、在宅難病患者の搬送及び救護の体制整備に努める。

4 水・食品の安全確保

(1) 飲料水の安全確保

市内には、都水道局が管理する給水施設が6箇所存在している。

震災等により配水管損傷等が生じ、市内で断水が発生した場合の給水活動については、6箇所の給水施設を基点とし、各避難所へ飲料水を配送することを基本とするが、市内には、個人宅で利用されている井戸も数多く存在している。それらの井戸のうち、水質・水量・地理的要件など、地域の拠点となる条件を満たし、災害時における生活用水として地域住民が使用することについて了承を得ることができた井戸について、災害時協力井戸として登録し、必要な整備を行う。

また、通常は飲用していない井戸水等を飲まなければならない事態が予想され、井戸水等の安全確保を迅速に行う必要がある。

市は、西多摩保健所に、消毒薬の配布及び残留塩素の確認等を要請する。

西多摩保健所は、「環境衛生指導班」を編成し、以下の活動を行う。

環境衛生指導班の活動内容は、次のとおりである。

- ア 飲用水が塩素で消毒されているかの確認
- イ 市民への消毒薬及び簡易残留塩素検出紙の配布
- ウ 市民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導

(2) 食品の安全確保

震災時には、設備の不十分な状態での調理・提供、停電や断水等による冷蔵・冷凍機器の機能低下等に伴う食品の腐敗、汚染等の発生が予想される。

このため、西多摩保健所では、必要に応じて食品衛生監視班を編成し、保健所長の指揮の下に次の活動を行う。

- ア 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保
- イ 食品集積所の衛生確保
- ウ 避難所の食品衛生指導
- エ 関係施設の貯水槽の簡易検査
- オ 仮設店舗等の衛生指導
- カ その他食品に起因する危害発生の防止
- キ 食中毒発生時の対応

市及び西多摩保健所は連携し、次の点を留意して、避難住民に対する食品の衛生的な取り扱いの指導等を行う。

- ア 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
- イ 食品の衛生確保、日付管理等の徹底
- ウ 手洗いの励行
- エ 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
- オ 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
- カ 情報提供
- キ 殺菌、消毒剤の手配、調整

5 避難所の衛生管理

(1) 市の役割

- ア 住民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況を把握する。
- イ 土足禁止区域・喫煙（分煙）区域をテープ等で設定する。
- ウ 避難住民の生活環境上必要な物品を確保する。
- エ 避難住民間のプライバシーを確保する。

オ ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。

(2) 公衆浴場等の確保

ア 市は、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。

イ 避難住民に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努め避難所の衛生管理を支援する。

6 動物愛護

市は、動物愛護の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼育に関し、都等関係機関や獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

(1) 被災地域における動物の保護

ア 都福祉保健局

被災動物の救護活動について、区市町村や都獣医師会をはじめとした関係団体等との連携を強化し、動物収容施設の確保も含めた動物救護体制を検討していく。

イ 市

都、関係団体等と連携し、動物救護活動への協力体制を整備する。

(2) 避難所における動物の適正な飼育

市は、都と協力して、飼い主とともに避難した動物について、以下の取組を行い、適正飼育を指導する。

ア 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等

イ 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整

ウ 他縣市への連絡調整及び要請

第3節 防疫

震災時には、水道等のライフラインの寸断やトイレの不足、避難生活の長期化等により衛生環境が悪化し、各種感染症が発生するおそれがある。

このため、家屋内外の消毒を実施するとともに、感染症の発生・まん延を防止するために、各種の検査、予防措置及び応急的救助を行うことが必要となる。

本節では、防疫活動、防疫用資器材の備蓄・調達について必要な事項を定める。

1 防疫活動

災害時における感染症患者の発生予防、早期発見及び家屋内外の消毒等の実施のため、本市は防疫班及び消毒班を編成し、また、西多摩保健所は環境衛生指導班を編成し、相互に緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。

(1) 市の役割

ア 市長（本部長）は、災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生時の消毒、感染症の流行状況等を踏まえた予防接種の実施、そ族昆虫駆除等を行うものとする。

イ 市長（本部長）は、災害により防疫活動を必要とする場合、防疫班、消毒班を編成し、それぞれ次の業務を実施基準に従い、迅速かつ正確に行うものとする。

(ア) 防疫班の業務

- 健康調査及び健康相談
- 避難所等の防疫指導、感染症発生状況の把握
- 感染症予防のため広報及び健康指導
- 避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理

(イ) 消毒班の業務

- 患者発生時の消毒（指導）
- 避難所の消毒の実施及び指導

ウ 市長（本部長）は、被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局長に対し、迅速に連絡するものとする。

エ 市長（本部長）は、防疫活動の実施に当たって、市の対応能力では十分でないとする場合は、都福祉保健局長又はあきる野市医師会長に協力を要請するものとする。

オ 市長（本部長）は、都が実施する防疫活動について、十分協力しなければならない。

(2) 都の役割

ア 西多摩保健所長は、市長（本部長）の防疫に関する協力要請があった場合、その他必要と認める場合は、保健所災害対策本部組織の一部を動員して協力し、又は他区市町村との調整を図るものとする。

イ 防疫活動を実施するに当たって必要と認める場合は、都医師会又は地区医師会、都薬剤師会等に協力を要請する。

ウ 西多摩保健所長は状況に応じて、環境衛生指導班を編成して、出動させるものとする。業務の内容は次のとおりとする。

(ア) 消毒薬の配布及び消毒の確認

(イ) 飲料水の消毒指導

(ウ) 避難所等における感染症集団発生時の疫学調査及び感染拡大防止対策の実施

エ 市が行う防疫活動を支援するとともに、必要に応じて、他県市の防疫班の出動を要請し、その連絡調整を行う。

オ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保

(3) 防疫業務の実施基準

ア 健康調査及び健康相談等

防疫班は、医療救護班・健康活動班と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、患者の早期発見に努め、被災地の感染症発生状況を把握し、感染拡大防止等を行う。

イ 消毒

消毒班は、防疫班と緊密に連携をとりながら、患者発生時の消毒（指導）・避難所の消毒の実施及び指導を行う。

ウ 避難所の防疫措置

(ア) 市長（本部長）は、避難所開設後直ちにトイレやごみ保管場所等の要消毒場所の消毒を行い、以後適宜消毒を実施する。

(イ) 防疫班は、避難所開設後速やかに医療救護班、保健活動班と協力して、健康調査及び健康相談を行う。

(ウ) 防疫班は、給食施設、トイレ等の生活施設の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等の感染症予防のための広報及び健康相談を行う。

(4) 消毒とその確認

ア 市長（本部長）は、被災家屋、下水及びその他要消毒場所の消毒を行い、又は消毒薬を配布して指導する。

イ 西多摩保健所長は、環境衛生指導班を避難所等に巡回させ、飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか確認を行う。それ以後は、住民が自主的に消毒を行えるように環境衛生指導班が住民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。

(5) 感染症予防のための広報及び健康指導

防疫班は、健康調査及び健康相談の実施と並行して、以下の広報及び健康相談を行う。なお、実施に当たっては、市と協力してポスターの掲示、ビラの配布、拡声器等により周知の徹底を図る。

ア 食品の保管方法、炊き出しの仕方について

イ 水洗トイレの使用マニュアル（消毒法等）の周知徹底及び仮設トイレの消毒について

ウ 室内清掃、布団干し、害虫・ねずみ等の駆除について

エ 断水時の手洗い、うがいの方法について

オ 貯水槽やプール水の安全な活用について

2 防疫用資器材の備蓄・調達

(1) 市

- ア 防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定しておくものとする。
- イ 避難所の衛生環境を確保するためのマニュアルを作成しておくものとする。

(2) 都

- ア 市が実施する初期防疫活動において防疫用資器材が不足したときは、都福祉保健局において調達する。
- イ 都福祉保健局は、薬品等が不足した場合に備え、民間薬品会社からの受入・調達計画及び他縣市等からの受入・調達計画を策定する。

第4節 山間部における医療救護活動

1 医療スタッフの派遣等

- (1) 山間部においては、地震等により、道路の寸断や通信線の断線が発生し、孤立地区が生じる可能性がある。
- (2) 孤立地区における負傷者への応急医療救護活動は、まずその地区内で行うが、地区内に医療施設がないなど十分な治療ができない状況も想定される。
- (3) 都は、市からの要請に応じ都立病院、東京都医師会、日本赤十字社東京都支部、災害拠点病院と調整し、医療スタッフ等を派遣する。また、都は災害の状況に応じて東京DMA Tの出場調整を行う。

2 ヘリコプターの活用による搬送

- (1) 孤立地区においては、ヘリコプター離着陸場がない場合が想定される。このため、市は、代替手段としてヘリコプターのホイストが行える地点を事前に選定しておく。
- (2) 都は、市から負傷者の搬送要請があった場合には、警視庁、東京消防庁、自衛隊などのヘリコプターを活用し、速やかに医療機関へ搬送する。
- (3) 都は、孤立地区からの避難、救出救助、物資輸送等においても、市からの要請があった場合又は切迫性が高い場合には、ヘリコプターの活用を図る。

第12章 飲料水・食料・生活必需品等の供給計画

震災時に被災者の生命の安全を確保するとともに、人心の安定を図るために、迅速な救援を実施する必要があるが、特に飲料水・食料・生活必需品等の供給は重要である。

そのため、地域住民、学校、行政との協働により、飲料水・食料・生活必需品等の確保及び供給を行う。

本活動に関する責任調整機関は、地域防災課（本部班）とする。

《時系列活動目標のイメージ》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
飲料水の供給	断水及び水道施設被災状況の把握	給水用資材・車両確保、給水開始	給水広報実施、応援部隊と現地活動要領等調整	給水継続	
食料供給	食料供給需要の把握	食料供給方針・体制決定、供給開始	避難所運営体制に応じ、食料供給・配分を検討、供給継続		
生活必需品供給	生活必需品供給需要の把握	物資供給方針・体制決定、供給開始	避難所運営体制に応じ、物資供給・配分を検討、供給継続		

《対策実施部課・機関と主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
地域防災課 （本部班）	住民被害や避難状況等把握	避難遅れ等、安否不明者捜索、確認	他市町村・消防等の支援活動受け入れ、現地活動調整		
会計課 （出納班）	住民被害や避難状況等把握	備蓄食料、物資払い出し判断	食料・物資供給状況をHP、広報紙等で広報		
観光商工課 （産業班）	食料供給需要の把握	食料供給方針・体制決定、供給開始	食料供給・配分を検討、供給継続		
生活福祉課 （民生班）	食料供給需要の把握	食料供給方針・体制決定、供給開始	食料供給・配分を検討、供給継続		
管理課 （上下水道班）	断水及び水道施設被災状況の把握	給水用資材・車両確保、給水開始	給水広報実施、応援部隊と現地活動要領等調整	給水継続	
学校給食課 （給食班）		避難所運営体制に応じ、食料供給・配分を検討、供給継続			

第1節 飲料水の供給

災害発生時に見込まれる飲料水の枯渇又は汚染に対応するため、必要最小限の飲料水の給水能力、供給方法等について定める。

1 災害時の応急給水

市は、災害発生の際飲料水が枯渇したり、又は汚染し現に飲料水として適さないものに対し、最小限度の必要な量（1人1日の必要量3リットル）の飲料水の供給を図るものとする。

2 応急給水資器材の整備

都では、応急給水に対応するため、応急給水施設、応急給水用資器材収納倉庫、応急給水用資材の整備及び応急給水用設備の整備・改良を進めていく。

3 応急給水活動

- (1) 都が応急給水に必要な資器材等を設置し、市が市民等への応急給水を行う。
- (2) 給水拠点から離れた地域については、給水タンク、仮設水槽等を活用し、市が市民等への応急給水を行う。
- (3) 断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合は、都が仮設給水栓を設置する。
- (4) 都は、車両輸送を必要とする災害拠点病院等となる医療施設等については、関係行政機関から東京都災害対策本部を通じて緊急要請があった場合、給水タンク、角形容器等の応急給水用資器材を活用し、都水道局保有車両及び雇上車両などによって輸送する。

〈市内の給水拠点〉

施設名	所在地	確保推量
秋留台給水所	秋川 3-2-10	2,000
菅生給水所	菅生 683	2,000
上代継浄水所	上代継 407	200
戸倉給水所	戸倉 348-1	1,660
伊奈配水所	伊奈 372-3	130
小峰台配水所	小峰台 40	160
合計	6箇所	6,150 m ³

第2節 食料の供給

災害の発生によって食料の配給や販売機構が一時的に混乱することが予想されるので、被災者に対し速やかに食料の配給ができるよう、災害用食料の調達、備蓄、給食基準、配分等について定める。

1 緊急食料配給

災害の発生によって、食料の配給及び販売機構は一時的にまひ状態をきたすので、日常の食料を欠くに至った被災者に対し、速やかに食料の配給ができるよう平常時から、災害用食料を備蓄するほか、緊急に食料を調達し得る措置を講じておき、食料の確保と人の安定に万全を期するよう計画するものとする。

2 食品調達

(1) 米穀類の応急対策

被災者に対する食料の供給は、市が開設する避難所等において災害救助法に定める基準に従って行う。

炊き出し等の体制が整うまでの間は、市又は都の備蓄若しくは調達する食料等を支給する。道路障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる3日目以降は、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制についても整備する。

備蓄に当たっては、避難所等に備蓄倉庫の設置を検討するなどして、分散備蓄を進める。

また、企業等にも食料等の備蓄について協力を依頼するものとする。

災害の発生又はそのおそれのある場合における応急措置及び配給の取り扱いについては、以下の要領の定めるところによる。

ア 市長（本部長）の講ずる応急措置

(ア) 被災者に対する応急配給措置を講ずること。

(イ) 市内小売販売業者の手持米数量を把握して、災害の応急配給に備えること。

(ウ) 災害発生時における配給については、都福祉保健局長と密接な連絡を保つこと。

(エ) 市内小売業者に対する応急措置又は災害対策について、必要な指示を行う。

(オ) 災害時において、被災者及び救護等作業従事者に対し、調達する米穀の基準量は次のとおりとする。

被災者及び救護等作業従事者用米穀	1食当たり	精米180g
------------------	-------	--------

なお、米穀を玄米で調達する場合は、とう精歩留が約90%であるので、玄米の調達量は、1食当たり200gとなる。

イ 米穀以外の食品の購入予定先

市本部環境部産業班は、米穀以外の食品の調達（予定）先を指定しておくなど、調達の円滑化を図るものとする。

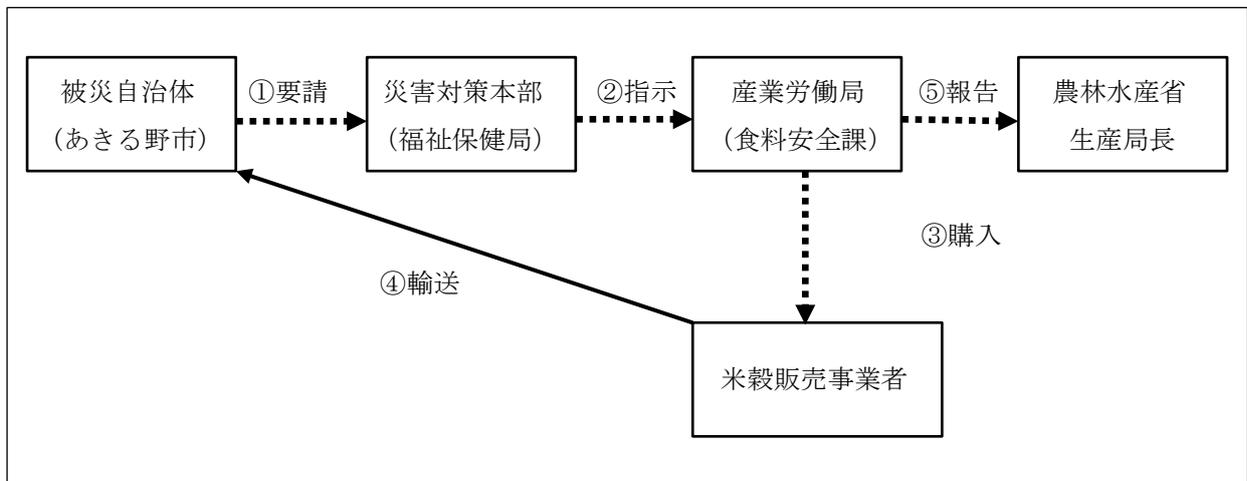
ウ 小売商に対する防災措置

市長（本部長）は、卸売販売業者及び小売販売業者に対し、災害発生のおそれのあるときは、災害予防措置を講ずるよう要請することができる。

(2) 災害発生時の米穀の配給経路

ア 知事（都本部長）又は市長（本部長）が米穀販売事業者から米穀（精米・玄米）を調達する手順

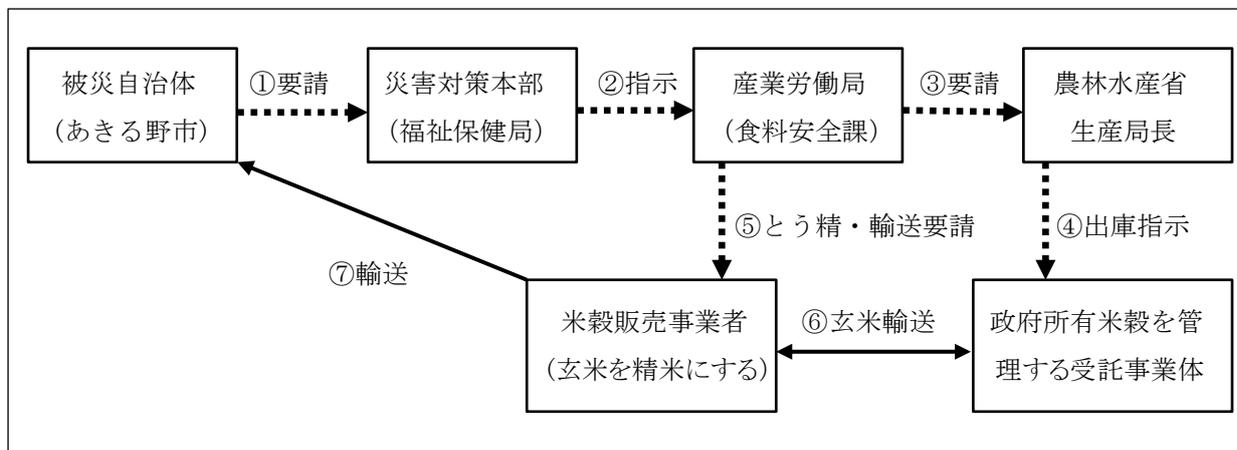
【知事が米穀調達可能な場合】



※市長（本部長）による米穀の調達に不足がある場合、知事は、市町のを要請に基づき、米穀販売事業者から調達する。

イ 知事（都本部長）又は市長（本部長）が災害救助用米穀を調達する手順

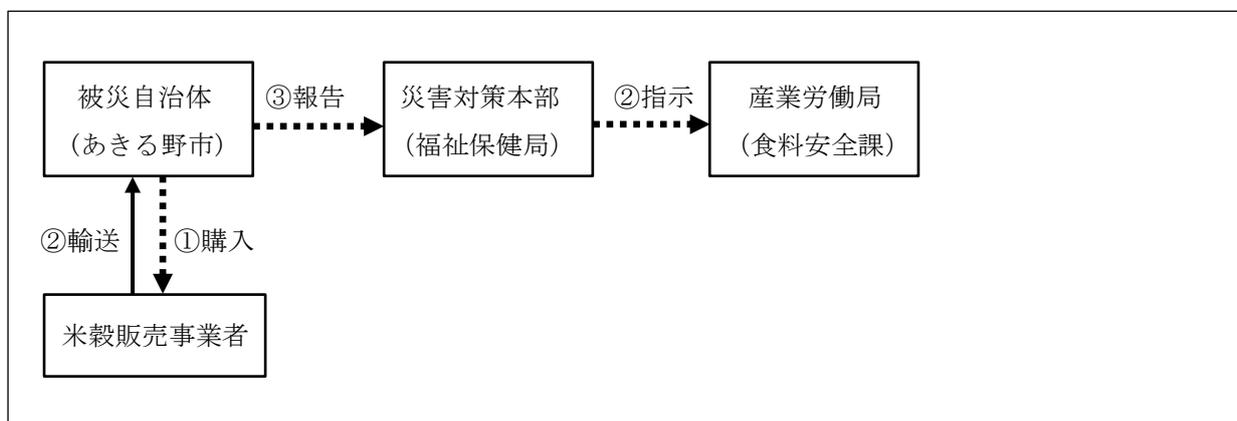
【知事の米穀調達に不足がある場合】



※ 災害救助米穀を調達する場合、知事（都本部長）は、農林水産省局長に政府所有米穀の引渡しを要請する。

※ 市長（本部長）が要請する場合、市長は、農林水産省局長に政府所有米穀の引渡しを要請するとともに、知事に報告する。

ウ 市長（本部長）が米穀販売事業者から米穀を調達する場合



※ 市長（本部長）は、当該地域の米穀販売事業者から必要な精米を購入する。

(3) 乳幼児の給与

被災乳幼児（2歳未満）用として必要な調製粉乳を、災害発生後の最初の3日分を確保するよう努める。都は、広域的見地から市を補完するため、以後の4日分を備蓄する。

- (4) 副食品の備蓄と調達
米飯給食に必要な梅干し、佃煮等の副食品や、みそ等の調味料の備蓄計画及び業界等からの調達計画を定めておくものとする。

3 給与基準

- (1) 市長（本部長）の講ずる措置
- ア 災害救助法適用前
市長（本部長）は、市がその責任において実施する被災者に対する食品等の給与の基準を、災害救助法施行細則において定める限度以内において別に定める。
- イ 災害救助法適用後
市長（本部長）は知事（都本部長）の補助機関として知事（都本部長）の指示する給与基準により実施するものとする。
- (2) 配布基準
被災者への配布基準は、原則として災害救助法施行細則に定めるところによる。ただし、事情により、この基準により難しい場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所開設期間の延長申請と同時に、別途、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を得て定めるものとする。

4 食品の輸送

災害応急対策を実施するために必要な人員と物資の輸送は、災害対策活動の根幹をなすものである。

- (1) 市長（本部長）は、都福祉保健局が市役所又は市長（本部長）の指定した引継地まで輸送した調達食品を受領し、給食地に輸送して被災者に配給する。
- (2) 市長（本部長）の要請により都福祉保健局が放出する「都福祉保健局備蓄調整粉乳」は、都所有（調達）車両等により避難所に輸送・配分される。

5 災害時における食品集積地

調達した食品の集積地は、原則として次のとおりとするが、災害の状況等により交通及び連絡に便利な公共施設等を選定する。

施設名	所在地	電話
あきる野市役所本庁舎	あきる野市二宮350番地	042-558-1111

6 炊き出しの実施及び食品の配分

市長（本部長）は、被災者に食品等の給与を実施する場合の順位、給食の範囲、献立、炊き出し方法等について定めるものとする。

（１） 炊き出しの実施

ア 炊き出しの実施については、原則として学校給食施設を使用する。

イ 実施に当たっては、必要に応じ、民間協力団体等の応援を要請するものとする。

（２） 食品の配分

ア 被災者に対する給食は、原則としてアルファ化米一米の順で供給する。

イ 被災者に対する給食は、主として避難所収容者を対象にして実施するが、自宅残留被災者に対しても及ぶよう努力する。

ウ 避難所担当職員は、送付を受けた食品について、市本部の指示に従い配分計画をたて、実配分に当たっては、**要配慮者**を優先とし、収容被災者の協力を得て配分するものとする。

（３） 炊き出し等の記録及び報告

市本部教育部長は、炊き出し及び食品配分の状況を随時市本部長に報告するとともに、様式1により活動の状況を取りまとめ、所掌業務完了後速やかに市本部長に報告するものとする。

様式1

炊き出し給与簿

炊き出し場所

責任者

給食年月日		給食数	実施場所	給食内容	備考
年月日	区分				
	朝				
	昼				
	夕				
	朝				
	昼				
	夕				
	朝				
	昼				
	夕				
	朝				
	昼				
	夕				

注1 炊き出しを実施した直後に責任者ごとに作成する。

2 実施場所欄は、実際に炊き出しその他による食品の給与を実施した場所を記入する。

3 給食内容欄は、献立を記入する。

第3節 生活必需品等の供給

災害により住家に被害を受け、日常欠くことのできない被服、寝具等を失い、これらの家財を直ちに入手することができない状態にある者に対して、生活必需品の給（貸）与を行う。

1 生活必需品調達計画

(1) 調達方針

生活必需品の給（貸）与は、災害救助法が適用されれば都の指示に基づいて行うが、災害救助法の適用に至らない災害及び都の指示があるまでは、市が応急救助に必要な生活必需品等の確保を図るものとする。

ア 調達方法

(ア) 災害救助法適用前

○ 生活必需品等の指定品目

調達品目は、「2 給与する品目等の決定」に掲げるものとし、その数量はその都度定める。

○ 必要数量の把握

市本部救援救護部長は、被害の状況及び避難所収容人員に基づき必要数量を把握し、調達する。

○ 調達方法

市本部救援救護部長は、速やかに市内又は近隣市町村の業者から調達する。この場合、努めて同一規格かつ同一価格のものを一括購入するようにする。

市の調達数量に不足を生じたとき、又は調達不可能なときは、都福祉保健局に備蓄物資の融通等を要請する。

市本部救援救護部長は、生活必需品等の調達（予定）先をあらかじめ指定しておくなど、調達計画を立てておくものとする。

(イ) 災害救助法適用後

災害救助法適用後において、生活必需品等の給（貸）与の必要が生じたときは、市長（本部長）は、状況により、都福祉保健局に物資の調達を要請するものとする。ただし、被害の状況により、現地調達が適当と見られる物資については、市長（本部長）が現地調達するものとする。

2 給与する品目等の決定

(1) 被災者に給与する品目・数量等は、被害の実情に応じて「6 生活必需品等給（貸）与基準」に定める限度額の範囲内でその都度定める。なお、災害救助法施行細則に定める衣服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

は、次に掲げる範囲内において、現物をもって行うこととされている。

- ア 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
- イ 外衣（洋服、作業衣、子ども服等）
- ウ 肌着（下着類）
- エ 身の回り品（タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル等）
- オ 炊事用具（鍋、炊飯器、ガス器具等）
- カ 食器（茶碗、皿、はし等）
- キ 日用品（石けん、ちり紙等）
- ク 光熱材料（マッチ、ロウソク、LPガス等）

- (2) 災害救助法適用後は、都知事（都本部長）の指示を受けて実施する。ただし、通信途絶等により指示を受けられないときは、前項により決定し、被災者に配分後、直ちに都知事（都本部長）に報告するものとする。

3 給与の範囲

生活必需品等の給与または貸与は、主として避難所収容の被災者を対象として実施するが、自宅残留被災者等に対しても必要に応じて実施する。なお、被災者のうち、他からの寄贈等により日常生活に特に不自由しないと認められるものについては、応急的援助物資を給与する必要がないので、他の被災者との均衡を考慮した措置をとるものとする。

4 配分

- (1) 市本部救援救護部長は、給与（貸与）対象者を把握し、物資の給与（貸与）場所、方法、従事者の確保その他必要な配分計画を立てる。
- (2) 給与（貸与）担当者（市本部救援救護部民生班）は、前項の配分計画に基づき、民間協力団体及び被災者の協力を得て、被災者に公平に交付する。
- (3) 被災者に救援物資を給与（貸与）したときは、原則として被災者から受領書を徴するものとする。受領書の様式は、次のとおりとする。

様式

救 援 物 資 受 領 書

区 分	品 名	数 量	区 分	品 名	数 量
(1)寝具			(5)炊事用具		
(2)外衣			(6)食器		
(3)肌衣			(7)日用品		
(4)身の回り品			(8)光熱材料		

以上のとおり受領しました。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

5 被服・寝具等の調達

必要な援助物資を迅速に入手し、配分するための調達先は、市内の商工業者とする。

6 生活必需品等給（貸）与基準

(1) 災害救助法適用前

災害救助法施行細則に定める内容に準じて実施する。

(2) 災害救助法適用後

市長（本部長）は、都知事（都本部長）の補助機関として、都知事（都本部長）の指示する給与基準により実施するものとする。

(3) 被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与基準

原則として、災害救助法施行細則に基づいて実施する。